

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 浩 |
| | 副委員長 | 吉 村 始 |
| | 委 員 | 西 川 善 浩 |
| | 〃 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 梨 本 洪 珪 |
| | 〃 | 奥 本 佳 史 |
| | 〃 | 谷 原 一 安 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 川 村 優 子 |
| 議 員 | 松 林 謙 司 |
| 〃 | 増 田 順 弘 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 西 川 雅 大 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 環境課長 | 西 川 勝 也 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |
| 都市計画課長 | 奥 田 雅 彦 |
| 都市計画課主幹兼 | |
| 体育振興課主幹 | 勝 浪 栄 次 |
| 建設課長 | 西 川 好 彦 |

教育部長	井 上 理 恵
教育部理事兼生涯学習課長兼	
中央公民館長	葛 本 章 子
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	西 川 直 孝
生涯学習課主幹	庄 田 康 則
生涯学習課主幹兼図書館長	石 川 孝 子
生涯学習課長補佐	神 庭 滋
体育振興課長	竹 本 淳 逸

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第28号	令和6年度葛城市一般会計予算の議決について
議第29号	令和6年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第34号	令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第32号	令和6年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第30号	令和6年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第33号	令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第31号	令和6年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第35号	令和6年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第36号	令和6年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会、前日に引き続き開会をいたします。

本日も朝から小学校の卒業式、各議員また、理事者の方、出席をされまして、昼からの開催となったわけですが、中学校、幼稚園、小学校と卒業式シーズンもこれで終わったところでございます。卒業式なんか見ていると、これからの子どもたちの羽ばたいていく、そんなまちづくりをしっかりとせなあかんというふうなことを皆さん方も思いになったであろうかと思います。また、自分たちのことや自分たちの子どもの学校のことも思い出しました。過去も振り返りながら将来のことも考えて、今日も予算特別委員会、しっかりとご議論いただきますことをお願いして、挨拶とさせていただきます。

発言される方は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押して確認してから、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

前後になりましたけども、委員外議員の出席をご紹介します。増田議員でございます。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席用のタブレット端末機の情報通信機器の使用を認めておりますので、これもご承知おき願います。委員会の会議進行については、休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただいて、私が指名します。質問者が変わるとに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。ここ昨日も何度か注意させていただいたんですけども、答弁における予算の年度について、新年度予算、今年度予算という発言、言葉が出てくるんですけども、ここは統一して質問する委員も、お答えいただく理事者側も、令和6年度予算、または今年度の令和5年度予算ということで具体的に年度をお示しいたげて、説明をお願いいたします。

なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いをいたします。原則として課長補佐級以下の委員会室への入室は認めません。理事者控室及び議場において委員会の音声がかかるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室への入り口付近のマイクにより入室いただいて、答弁をお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。本日は昨日に引き続き、6款土木費に対する質疑から始めます。

質疑ございませんか。

坂本委員。

坂本委員 今日もしようしくお願いします。

まず1つ目、132ページ、14節の工事請負費600万円、この詳細について教えていただきたいと思います。概要には施設内の水路と書いてあるんですけど、どこの施設の水路なのか、

こういった工事なのかということを教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 132ページやろ。

坂本委員 132ページの14節の工事請負費です。

藤井本委員長 今の132ページの14節工事請負費やね。上の。

坂本委員 600万円。

藤井本委員長 もう少しゆっくりと。急いでもらいたいのも事実ですけど、ゆっくりと話してください。

坂本委員 分かりました。それでは、137ページです。都市計画総務費の中の一番下、7節報償費、公共トイレ協力店報償費について、何か所、こういったところに公共トイレの協力をお願いするのか、そういったことを教えていただきたいと思います。まず、この2点をよろしくお願いします。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの坂本委員の質問に対してご説明させていただきます。まず、工事のことにつきましてですが、こちらのほうは、場所が道の駅かつらぎの、今ボランティアガイドがいつもおられる建物、その西側に駐車場ございまして、その駐車場からの、今、仮設的に駐車場を利用しているんですけども、そちらの水が棟のほうへ水路が飲み込めないということで、越水している状態でございます。この水路幅を広げるによりまして、越水を防ぐという工事を考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、公共トイレ協力店の何か所、どこにという、この質問に対してお答えさせていただきます。令和6年度の予算として計上させていただいていますのは、市内にありますコンビニ、4系統のコンビニがございんですけども、その13店舗、これに対して公共トイレになっていただくように協力を依頼する予定でございます。

以上です。

藤井本委員長 もう一つ、内容ということやったから、何店舗だけ、金額的なところら辺とか、1店舗につきとかさ。内容もう少し説明ください。

奥田都市計画課長 失礼しました。もう少し概要につきましても説明させてもらいたいと思います。

まず、概要ですけども、市内の方が安心して外出できるように、トイレを利用できる環境を確保することを目的に、市内の店舗等の所有者または管理者の協力を得まして、葛城市公共トイレ協力店として、協力店に対して年間2万円の報償費を支払うものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。1つ目の工事請負費に関しましては、道の駅かつらぎの施設内の水路を拡幅するという事で承知いたしました。

それと、2つ目の公共トイレ、この公共トイレについては、私一般質問で公共トイレ増やしたほうがいいんじゃないかというようなこともさせてもらったことがありますけれども、今回公共トイレをコンビニを協力店として13店舗お願いして、協力店、公共トイレの協力をしてもらうということですけれども、これは普通コンビニというたら、利用するお客さんは当然トイレは使わはるんですけれども、市民が前を通過して、トイレを利用すると。それをこのお店は公共トイレの協力店やなというようなことを、例えばステッカーとかお店に貼ってもらうとかというようなことはあるんでしょうか。それをお願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田です。

ただいまご質問いただきました、どうやって市民の方に周知するんやというところら辺ですけれども、先進地事例としまして、関東のほうで大和市、これがまずされていますよというところを参考にはさせてもらったんですけれども、うちとしましても同じように、蓮花ちゃんを配した公共トイレですよというものを店舗の入り口付近、当然それは店のほうと協議せなあかんのですけれども、分かるところに貼らせていただくとともに、市のホームページ等々利用させていただいて、広報していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。他市がコンビニとかの公共トイレ協力店としてやってはる場合は、例えば、掃除をしますよとか、トイレトペーパーを供与しますよとか、そういうような協力をしている自治体もあるようですけれども、葛城市の場合は、1店舗当たり2万円の、これは1年間だと思えますけれども、1年間2万円をお出しして、協力をお願いするということで、市民にどここのコンビニが協力店やというようなことがよく分かるように告知をよろしくをお願いします。

以上です。

藤井本委員長 関連。

奥本委員。

奥本委員 関連で今の道の駅の工事請負費に関することで質問したいと思います。

まず、概要のほうには施設内の水路を改修しということで、豪雨被害の軽減対策を行うということですけれども、これそもそも道の駅、開業してから何年かたっておりますけれども、これまでどうだったんですかね。その原因を調べるための調査費というか、委託料が100万円という意味なんですかね。ある程度原因はつかめているんですか。例えば、西側の駐車場の整備することによって水の流れが変わったとか、あるいはもっと上のほうのしあわせの森公園のほうの手を入れたことによって、水が下に流れやすくなったのか、その辺りの分析というのはできた上で、あるいは全くできてないので調査費ということでしているのか。その辺りをお願いします。

(「委託料の話ですね」の声あり)

奥本委員 ごめんなさい。これ2つ絡んでいますよね。葛城市施設調査委託料と工事請負費が。そ

の調査に当たって、この委託料を使われると思うんですけども、その委託料のところの、全く何も分からないままの調査の委託になるんか、ある程度原因をつかんだままでやっているんかというその辺りをお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまの奥本委員の質問に対して説明させていただきます。

この委託費の100万円と工事費は全く別のものがございます。委託費につきましては、先ほど言っていた建物、ボランティアガイドがいつもおられる建物、そちらのほうは雨漏りのほうをしております。その雨漏りの原因を追及するという調査の費用でございます。工事費につきましても、明らかに近年の雨がどうしても時間雨量、ゲリラ豪雨という形で増えておりますので、水路が完全飲み込めないであふれているというのが現状見えておりますので、水路幅を広げるということで、工事のほうを考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 私、勘違いしておりましたけど、この委託料のほうは雨漏りなんですか。比較的新しい施設だと思うんですけど、雨が漏っている。ちょっとびっくりなんんですけども。今度調査するということは、雨漏りの原因とかも調べられるわけですね。やはり新しい建物なので、何でこんなに雨漏るのかなと思いますので、その辺りきっちり調べといてくださいね。

それと工事費、工事請負費、これは全く別の水路のほうということですけども、これから先、しあわせの森も恐らくまた手が入ると思うんです。そうすると、やっぱり雨が降ると水の流れも増えてくる可能性もあるので、その辺りある程度予測した上で、ちょっと大きめの水路というのも検討をお願いしたいと思います。その雨のことに関してどういう見解なのか、いや、この年度で、もうこんなもんやよというのかどうか、その辺りどういう見解なんかなだけ最後お聞かせください。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 雨の量につきましては、昨今の豪雨、この雨量で大体ある程度の予想はできますので、その辺を見込みながら、水路幅を決めて考えております。

雨漏りにつきましては、当然何が原因かというのをまず調べてみないと分かりませんので、まずは調査して、今後どうするか検討したいと考えております。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 これも雨の量が設計時の予測よりも多かったんかもしれませんけども、やはり山手にあつて、そういうところの可能性というのを最初に見込めなかったんかなという気がします。原因が何か分かりませんが、その辺りまた調査したら、結果どっかで教えてください。

藤井本委員長 関連ないですか。

西川委員。

西川委員 施設調査委託料なんですけど、これ瑕疵とかはどうなっているんですか。契約のときの瑕疵関係というのは。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 瑕疵担保責任は1年でございますので、もう終わっておりますので、本市のほうで調査のほうをさせていただきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 1年だけやったんですか、雨でも。これ、調査される前に、1回でも業者とかに、箱をどこを請け負わったかちょっと忘れましたが、そういうのも1回聞かれたほうがええかなとも思うんですけど、それ聞かれているんですかね。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 まだ聞いてはおりませんので、また、委託する前には確認して、進めたいと考えております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ぜひとも造らはったところに1回聞いてもらったほうがええかなと思うので、聞き取り調査していただいたほうがいいと思います。

藤井本委員長 ほかに関連ないですか。

坂本委員の質問の中で、私確認しておきたいことがあるんですけど、公共トイレという形でコンビニをということでしたけど、ステッカー貼ってるねんということで、13店舗、いわゆるステッカー、市内のコンビニが全部そういうものなのか、いやステッカー貼ってないとか駄目なのか、これ市民の方も聞いてはるわけで、ステッカーを貼ってるところだけよというものなのか、市としては、もうコンビニができれば全てそういうふうをお願いしてんねというところら辺、使う人からいうと、ステッカーを探さんなんことになりますので、その辺分かっていたら、もう市内全部やって言うてくれはったら分かりやすいんですけど。

奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

今現在、市内のコンビニの統括店と言われるところ、この辺と今調整はさせてもらってるんですけども、コンビニのスタンスとしては、トイレを使ってもら分については拒まないよというところら辺のスタンスです。それは、コンビニについては、誰でも使ってもらってもいいというスタンスは取られているんですけども、うちとしては、その中でも気楽に入ってもらえるという中で協力店としてもらうことで、幾らかの報償費をお払いさせていただいて、少しでも向こうの手助けになればと考えておりますというところです。

以上です。

(「まだ分からへん」の声あり)

奥田都市計画課長 あと、コンビニのチェーン店として13店舗ございますけども、そこ全てが協力店になっていただけるかというところは今交渉中ですので、当然コンビニとしては、どこでもトイレは使ってもらっていいというところですけども、協力店になるならないについては、13店舗全てかどうかというのは、今のところは未定な状態ということです。

以上です。

藤井本委員長 今のところは未定ということは、これ新しく始めるということでもないでしょう。新しく、これから。じゃあ、それで13店舗ということでやったんやね。分かりました。

ほかに。

柴田委員。

柴田委員 131ページの6款1項1目10節の消耗品費の市制20周年記念の関係経費なんですけど、概要は45ページで、予算書は一番最後の需用費の消耗品費になるんですが、これが多分この市制20周年記念関係経費に当たると思うんですけど、これの詳細を教えてくださいなと思います。お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。よろしくお願いいたします。ただいまの柴田委員の質問に対してご回答させていただきます。

こちらにつきましては、まず設置場所、それは尺土駅前周辺を考えております。絵のほう、こちらにつきましては、市内の園児、保育所の年長、幼稚園、そして認定保育園の園児たちに描いていただきまして、道に関する絵を描いていただいて、それを掲示し、市制の20周年の地域住民の機運の向上というふうになるように考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 全然イメージ湧かなくて、尺土駅のどの辺りで、園児とか幼稚園児っておっしゃったので、すごい人数いるんですけど、その子たちにみんな描いていただくイメージで、どれぐらいの大きさでというのも聞きたいですし、あと、それを記念でされる、なぜ道なのかというのも本当は聞きたいんですけど、なぜ道なのかという、それが20周年と何か関連づける何かある、何か市としてのお考えがあるのかなというのも聞きたいんですけど、あと、それをずっと残されるのかというところもお聞きしたいです。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。

大きさにつきましては、今のところA2サイズを考えております。枚数につきましては約50枚程度、そして場所が駅の欄干、防護柵になっているところ、そこにくりつけるようなイメージで考えております。園児全員に描くというもなかなか難しいので、グルーピングを各園でしていただいて、グルーピングされて皆さんでチームをつくって描いていただくというふうに考えております。なぜなのかというと、うちの課ですが、建設課として何ができるかという考えたときに、20周年と建設課ということで、道というテーマに結びついたということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

(発言する者あり)

西川建設課長 掲示期間につきましては、申し訳ございませんが20周年でございますので、20周年の予定としては、10月1日から3月末を考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 そうですね。何かやってみないと分からないと思うんですけど、園児の方に道と言って、

何か描けるんかなって私は、すごく漠然としているから、なかなか難しいテーマではないのかなあというふうに私自身は思っているんですけど、見させていただかないと分からないということで楽しみにしています。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、事業の概要についてはよく分かりました。私、最初、これ予算書とかこれ見ていましたら、當麻庁舎の図書館の駐車場の横にある絵みたいなのをつくるのかなあというふうに思っていたんです。あれはペイントさえ用意すれば、ずっと掲示してというふうな感じなんですけど、この道というのは、これ建設課が発案したというふうなんも分かるんですけども、これって一般市民にとって建設課が出したというのは、それ意味がないと思うんですけども、こういうふうな、どういう説明というか、していこうと考えているのかとか、そこら辺のところが市民に対して、あるいは描いてもらうお子さん方に対して、どのように説明しようと思っておられるのか、その辺り伺いたいと思います。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいま吉村副委員長の質問に対して説明させていただきます。

道といいましても、道だけを描くのではなく、道を中心とした葛城市全体のイメージでございますので、建設課らしく説明したということで、ここはお許し願いたいところでございます。なので、葛城市を描くんですけども、建設課がやるということで、道を少しは入れてほしいという思いを持っておりますので、園児たちには絶対道だけを描けというお話はしていませんので、市を描くに当たって道も入れてほしいということで説明は事前にさせていただきます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。子どもたちに、葛城市の将来夢のある絵を描いてもらいたいという趣旨だということ、理解いたしました。当然そこには、将来の道とかということも入ってくるであろうということですね。承知いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 それでは、よろしくお願いします。

133ページの6款2項2目の市道新設改良事業の12節委託料の測量設計委託料で4,000万円をつけています。これはどこの部分の設計委託料、設計、どこの場所を考えておられるかというところと、同じく款項目一緒で同じ市道新設改良事業の18節の負担金補助及び交付金なんですけど、集落環境整備事業補助金ってあるんですけど、これ500万円を令和5年度から増額されていますけど、これまずこの整備事業補助金というのはどういう性質のものかというのを教えていただきたい。500万円増額されている理由も教えていただきたいです。

それと3点目が、135ページのこれも6款2項の3目尺土駅前周辺整備事業の14節工事請負費6,400万円なんですけど、これ令和5年度で、内容としては、もう令和5年度のとき補正で一旦取り下げられてというか補正で減額されて、やられている南側ロータリーの迂回路の工事やと思うんですけど、内容を、合うてるかどうかも含めて答弁ください。6,800万

円から400万円、これ減額をされているんです。同じ6,800万円で今回上げられてくんのかな
とっていたんですけど、400万円下げられている。僕の、これ認識が違ったらまた言うて
くださいね。400万円を下げられて、今回、令和6年度に出されている。この400万円を減額
された理由というのも教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいま西川委員のご質問に説明させていただきます。

まず、委託料の4,000万円、こちらのほうから説明のほうをさせていただきます。こちら
につきましては、まずは中戸地区内におけます水路改修工事、そして、今在家地区、笛堂地
区、平岡地区におきまして、道路改良工事に伴う測量設計、そして太田地区内の葛城イン
ターチェンジ周辺の高速のバス停の乗降場、この検討業務を考えております。

2つ目の集落環境整備事業、こちらのほうの事業の内容につきましては、各集落には里道
と水路、昔でいう赤線、青線と言われるもの、これがございます。この維持管理についま
しては、各集落でお願いしております。そのお願いしている中で、当然修繕等が発生します
ので、その際に各集落にはどうしても負担がかかるということで、工事をその集落が発注さ
れましたら、その工事費の2分の1以内の補助、もしくは、例えばコンクリートとか、防草シ
ート等の材料を支給する際は、最大全額を予算の範囲内で支給するものでございます。

そして、500万円の増額になった理由でございます。これにつきましては、昨今の先ほど
もそうなんですけど、やはり豪雨が続いておりますので、水路とか里道、それが傷んでくる
箇所が多くなってきました。そこで、今年度もこの事業を使っていただきまして、500万円
予算いただいておりますが、もう執行率も99%と、要望につきましても実際のところそれ以上
出ていまして、各集落につきましては止水期、もうすぐ、田植前に苗代をつくられる、そこ
まで水が入れられない間には工事したいので、来年度どうしてもというお声もたくさんの集
落からいただいておりますので、それも含めた形での例年よりも多く予算計上のほうをさせ
ていただいたところでございます。

最後の尺土につきましては、工事につきましては、委員会のほうでも西側の道路、橋のと
ころの取り合い工事、こちらのほうの工事のほうを考えております。金額が400万円の減額
になっているというのは、設計のほうを見直した形で減額になったということで、ご理解の
ほうをお願いいたします。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 委託料のほうなんですけど、場所のほうは確認させていただきました。これは大字ごとで
一応要望が上がってくると思います。その優先順位によって決められるということがあ
るかなと思うんですけど、これでどうしても優先順位が高いところになってくる。でも、ほかの
ところも、必要なところも出てくると思うんですけど、その辺というの、やっぱり建設課
としてどういうふうにして、これからいかれるかと。大字の優先順位がそこに、例えば
一番で高いところがあると。でもほかのところでも優先順位が低くても、そういうところが
困っているところもあると思うんですけど、そういうところも、建設課としては把握されて

いるのかなあと。そういう水路補修とか、そういうところというのは一応現地とか確認して、把握されているのかというところですね。今回予算についてなくても、やっぱりいずれそういうところ、困られている大字もあると思うので、そういうところ把握されているのかというところをきっちりお答え願いたいと思います。

それと、集落環境整備事業補助金についても分かりました。これどんな補助金かなと思いましたが、昨今確かに土手が崩れたり、あんなんしてます。そのときに緊急でせんなんときも出てきたりするので、豪雨被害でなってきたら500万円アップをさせていただいているというところで、これについては確かに理にかなっているなと思います。実際本当に土羽があって土手が崩れたりとか、もちろん里道のところが結構多く見られてきていますので、ほんでそういう要望もかなり聞いています。そやから、やっぱりこういうところはきっちりつけていって、大字に負担が、やっぱりなかなか大字負担が結構多くなったら、やっぱり大字の運営というのも困ると思いますので、こういうところはきっちりと考えていただいているなと思ったところでございます。

次、工事請負、尺土駅前なんですけど、そやから、それはもうそんでいいですわ。補助金のやつは。工事請負費、橋の取り合い工事ということは、ちょっとS字クランクになっている葛下川の橋の取り合い工事というところなんですね。僕、令和5年度の減額補正というのも同じやということで聞いたんですけど、これ、設計で見直して400万円ということなんですけど、これが僕の感覚で言うたら、この工事請負費、それは設計はもちろん、その前にも設計できているのと違うかなと思っているんですけど、上がって出てくるのかなと思っていたわけです。物価高騰も含めてね。設計なんか終わっていたのと違うかなと思っているんですけど。じゃないと工事の費用は出てけえへん。工事、順番、何かその詳細設計ができたからとか分からへんのです、その意味が。だってその前にもう工事費はつけていたわけじゃないですか。その前に設計できとるわけじゃないですか。だからそれが何でかなというのが分からへんのです。ほんで、金額が上がって出てくるんやったらまだしも、今の物価高騰かなりあるんです。やっぱり結構1.5倍とかなっていたりもする材料とかもあるので。それで上がってくるんやったら、何でその金額が下がるのか、その設計によってというのが僕理解ができへんというところなんですけど、時系列がおかしいのかな。ちょっと分からないんですけど、その辺もう一回答えていただいたほうがええんかなと思います。

藤井本委員長 質問の趣旨は分かっています。

西川建設課長。

西川建設課長 まず、1点目の大字要望の確認ですが、こちらにつきましては、7月末までに各大字から要望のほうをいただいております。それを受けまして、うちの担当課としましては、その要望箇所を確認させていただいております。これは優先順位に関わらずやっておりますので、それを受けて予算編成をするということでお願いいたします。

尺土につきましては、今回この工事現場のほう、橋の取り合いの部分、どうしても今近鉄のエレベーターのほうをやっております、飯場とか事務所、それ建っておりますので、その関係で、近鉄も今、一部整備してもらった部分もございまして、その関係で工事費が概

算で下がっているということをお願いいたします。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 その理由やったら分かります。その設計がと言わはったから、最初にね。そやけど、その理由やったら、確かに今工事が進んでいって、一部その工事委託に含まれているところもあったということですね。分かりました。理解しました。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 関連で、集落環境整備事業補助金のことについてちょっと詳しくお伺いしたいんですけども、いわゆる赤道ですよ。これ何年か前に私、確認させていただいたときに、里道については、これ、2000年に国から払下げ受けているんです。ところが、そのとき各市町村に払下げ受けたのは、申請のあったものだけだったはずなんです。申請のなかったやつに関しての扱いがどうなっているのか。確認させてもらったときに、その道については、その道を利用されている方が整備の責を負うというふうに私、当時聞いたような記憶があったんですけども、どうなんですかね、その辺り。今その辺りどうなっているか。

それと、先ほどのお話で、工事費の2分の1、材料の全額ということですけども、これ上限というのはあると思うんですけど、その辺の金額設定はどうされているんですか。お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 ただいま奥本委員の質問に対して説明させていただきます。

まず、上限のほうから説明させていただきます。上限は各集落、最大補助金ベースで100万円とさせていただいております。

先ほどの赤線とか青線の話で、利用者が持つというお話、当時の担当、どういった話の流れかちょっと分からないですけど、今、原課での考え方につきましては、原則は地元の管理、所有権につきましても、よっぽど漏れ落ちがない限り、申請しておりますので、市に移管されておると考えております。また、個別の案件でこの場所というのは、また別途説明のほうをさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 所有権については、もうほぼほぼ漏れ落ちはないということの認識なので、よろしいですね、そしたら。基本的には地元の管理、これは国がそういうふうに決めておりますので、そのとおりなんですけども、そしたらその線引きを聞きたいんです。これはもう補助金ベースでとおっしゃったけども、それやるやらんというところの最終の決定の判断というか、こういう工事したら、これもらえるという判断は、もう大字がするという意味でいいんですか。それは市役所はしないですよ。そこだけお願いします。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいまの質問に対して説明させていただきます。

申請者は大字区長でお願いしておりますので、個人からの申請はございません。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 利用者がその里道の周囲の方だったとしても、最終的に区長が判断するということで了解いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

まず、同じ133ページで今質問があったところの上、2目道路新設改良費の18節負担金補助及び交付金の踏切改良工事負担金549万5,000円についてお伺いいたします。これは、どの部分のどの箇所のどの工事なのでしょうかということと、それから、多分これ一部だろうと思います、金額、工事費、全体の費用、これについてお伺いをいたします。

それからあと139ページ、4項都市計画費、3目公園管理費、14節工事請負費、予算案の概要であれば48ページ、葛城山麓公園管理運営事業の中の山麓公園道路改良工事というのが入っております。これの具体的な概要、これをお伺いしたいと思います。ここはもちろん市道だと思うんですが、それも念のため確認をいたします。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川建設課長 ただいま吉村副委員長の質問に対して説明させていただきます。

場所のほうにつきましては、踏切番号というのは駅から順番につけていきますので、忍海駅が一番近うございまして、忍海駅から北へ進んだ1つ目の踏切でございまして、忍海小学校の前、そっちから東のほうへ進んでいただいたところにあります踏切でございまして、工事につきましては、もちろんこれ全額ではございませんでして、概算で2分の1ということで、近鉄がどうしても工事は請け負われますので、近鉄のほうに委託のほうを出す予定でございまして、金額につきましては概算で2分の1ということで、1,099万円が概算ベースでの今の工事費用となっております、もちろん市道でございまして。

藤井本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願いいたします。

ご質問の山麓公園の工事請負費の中身でございしますが、348万3,000円計上させていただいております、工事については2つございまして。1つの工事が山麓公園の河川しゅんせつ工事ということで、毎年公園内の河川のしゅんせつをする工事が49万7,000円でございます。もう1個が今回新規になります山麓公園内道路改良工事ということで、改良工事の場所につきましては、山麓公園の一番上の子ども広場の西側の部分になります。現状の道路につきましては、道路幅員が5メートルとなっております、令和4年度で公園の遊具の入替工事を行い、公園の来場者も増えております。この道路については、公園の利用者、霊苑の利用者、火葬場の利用者が使用しており、時期が重なるときには渋滞も発生をしております。利用者が安全に走行していただけるよう改良工事を行いたいと考えております。工事概要につきましては、幅員をあまり広げ過ぎますと、その部分に駐車することも考えることから、道路東側の法面を約1メートル程度拡幅する予定をしております。工事延長につきましては、約25

メートルとなっております。この公園の敷地内道路につきましては、敷地内道路ということで市道ではございません。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知いたしました。山麓公園道路改良工事につきましては、敷地内なので市道ではないという、勘違いしていました。ありがとうございます。それからあと、もともと5メートルやから、行き違いができるんだけど、台数も多いので、絶妙に1メートル増やそうということで、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一つの踏切のほうにつきましてなんですが、半分が市の補助ということで、これは、こういうふうに負担金を出すようになったという、まずこの工事自体が近鉄発案のものなのか、あるいは市のほうからお願いをしてのものなのかというふうなことで、それからあと、もしこういうことが、今半分市が負担という形なんですが、こういう言うたら負担金の目的といいますか、いつ頃、どのような理由で発生したかということについて、そういう経緯というものが、こういう半分負担をしているということについて、分かりましたらお示しいただきたいと思います。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいまの吉村副委員長の質問に対して説明させていただきます。

まず、いつ頃かというの、踏切の工事につきましては、近畿日本鉄道様のほうからの発案でございます。疋田地内、尺土地内もあるんですけども、この工事は、今もともと木で踏切内に置いてあったものをゴムに替えると。これにすることによりまして段差が解消されると。近隣にも音鳴りもなくなると。こういった効果が期待されますので、そのような工事を近鉄がやると。しかしながら、踏切も市道の一部でございますので、当然市道の管理者である我々が、舗装工事等の取り合い部分は我々の負担区分でございますので、その面積とか工事内容を勘案して2分の1程度、これはほぼほぼなんですけど、大体それぐらいのほうになるということでございます。

ただ、時期につきましては、一番当初はどこから始まったか、ちょっとここでお答えできませんが、どこの箇所をするかは大体1年前ぐらいから協議のほうをさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。いわゆる近鉄御所線の踏切が何年も前から徐々に、木であつたら、どうしても車が通ったりして、がたがたがたとなって危ないので、それがいわゆるあれK G パネルというんですかね、黒い樹脂製のパネル、幅60センチメートルのそういうパネルに、今順次切り替えているというふうなことが分かりました。

それからあと、市道なので、一般の人が使うので、近鉄の中の敷地内の線路内の工事ではあるんだけど、市道を貸しているというか、そういうふうなこともあるし、一般の人が通るので、なので半分市から補助をしているということで、承知いたしました。

さっきの質問なんですが、いつの時期からかというのは、こういった近鉄に対して市が補助を出すのはいつ頃かということを知りたかったので、これについては、また調べていただいて、委員長、また教えてもらえたらと思います。

藤井本委員長 答えられるんやったら、もう教えてください。

西川課長。

西川建設課長 ただいまの質問ですが、まず1点、解釈の関係で、補助ではございませんでして、工事費の負担金の一部をうちが出すという形、工事のうちの市道管理者として工事をしなくてはいけないので、ただ我々は近鉄の敷地の線路とか触ることはできませんので、近鉄に一括して工事を発注になる関係で、補助ではなく、その負担をしておるということでございます。だから、支払いにつきましては、工事が終わってから精算書が届きまして、今年度でしたら、違う箇所で行っているところで言いますと3月に今ちょうど届いたところで、年度末終わって4月の月上旬に払うという流れで、支払いの事務のほうは進めております。

以上でございます。

藤井本委員長 これ確認しておきたいんですけど、その2分の1という考え方なんだけど、たまたま2分の1になっただけで、踏切をこうやって改良する場合は、市が2分の1出して、いわゆる近鉄が2分の1出すという考え方なのか。たまたま2分の1になって、道路部分を市として工事せなあかんので額的にそうなっただけなのか。制度的な2分の1なのか、工事費用分としてちょうど2分の1、約2分の1になったものなのか、そこだけ確認きちっとお願いします。

西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまの委員長の質問に対して説明させていただきます。

2分の1きっちりではございませんでして、それぞれの踏切によりまして道路区分、そして、近鉄の工事区分が違いますので、最終的に精算で言いますと、例えば45%から55%ぐらいまでの振幅は大体でございます。大体およそ半分ぐらいになることは、過去からの経緯から50%ぐらいなので、最終的に精算になりましたらちょうど50%ということはまずございませんので、45%の年もあれば50%を超える年もございます。そういった形での精算という形になります。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。ページ数でいきます。131ページ、6款1項1目土木総務費の人員費について1つ伺います。これ一般職給料、7人というふうに書いてあります。土木総務費ですから、建設課等、この人数かなと思うんですが、過去、この人数で十分だと課はお考えなのかどうか。答えにくいかもしれませんがお願いします。答えにくかったら、ちょっと質問変えますけども、言いたいのは、決算等見ましても、本当にこの土木関係、積み残しがあって、また新しい予算組むけど、また積み、なんかそれが続いていると。過去ずっと見ますと、平成28年には13名プラス1名嘱託みたいな形で、大体この職員の一覧表、私、

過去見たんです。職員の一覧表、4月当初に人事についての職員配当あるので。これで見たときに、過去ずっと繰って見たときに、職員の数が建設課、2款でいく。人事でいきますか。人事配当か。じゃあ、人事配当で最後またもう一回聞きますわ、関係で。人事配当やからね。ただ、私はちょっと気にしているのは、7人で人事課のほうだけでも、過去見たら14名体制みたいなときもあるんですよ、ずっと長くね。12名とか嘱託も入れてね。最近もこういうふうに大きく減って、仕事の積み残しもあるので、ちょっと心配をしているんです。

それと、ちょっと関係もあることになって、次行きますね。135ページ、3款2項4目国鉄・坊城線の整備事業費ということです。ここの国鉄・坊城線整備事業なんですけれども、ここに土地を収用するための土地購入費、これが計上は全く、令和6年度、計上されてないんですけれども、ここの土地買収がなかなか、区画における筆数が多いもんだから、毎年細かく買っていないと、これは税の控除の問題もありますから、地主の税の控除もあるので一遍に買うことができないと。だから、その一筆一筆ごと、買っていないあかんというふうなことを聞いたことがあるんですが、これ、今年度計上されてないのはなぜなのかということをお聞きします。

それから、2つ目にしておきますけど、これで終わりにしますけど、同じく136ページの同じ款項目ですけれども、ここの13節の使用料及び賃借料のところに土地借上料というのがあるんで、この土地借上料の金額が1,000万円を超えているような土地借上料になっていますので、この内容をどういうものなのかお聞かせ願えますか。契約期間等も含めて、幾つかの箇所に分かれているんだしたら、そのことも含めてお願いします。2つお願いします。最初のはもう申し訳ありません。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまの谷原委員の質問に対してご説明させていただきます。

土地購入費の計上のことでございますが、まず、土地所有者と、もう契約でございまして、ある程度合意形成がない限り、先に鑑定額等を示させていただきますと、示した期間から有効期限ってございまして、税の控除が外れるというのがございます。そのため、一定の合意形成を得られるまでは計上ができないので、今回そこまで至った地権者がいなかったということで、今回計上しておりません。ただし、令和5年度中に、今、3件の方と今交渉しておりますので、その方が今優先的に近々計上できると、我々のほうは考えております。

2点目の土地の借上料につきましては、現在、国鉄・坊城線のどうしてもアンダーパス、今度開通するんですけど、西側と東側を見ていただきますと広大な工事ヤードでございます。それとまた、西側に至りましては、仮設道路を造っておりますので、それに付随しておりますところの土地を借りておりまして、契約期間につきましては毎年更新させてもらっているのは1年ということでございます。今回、当然仮設道路を今回西側の部分を開通することによりまして撤去できますので、ただ、撤去するに当たりまして東側でまだそういった重機も置かないといけないので、工事ヤードが必要になるということで、ご理解のほうお願いいたします。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず国鉄・坊城線のほうですけれども、令和5年度中に3件ほど、一応交渉してきて、合意のめどがあると。だからそれについては、令和6年度中に契約ができそうだというふうなご答弁に聞こえたんですが、違うんですか。令和5年度中にはやったということですか。令和5年度中に一応成立したと。じゃあ、先ほど令和5年度中に3件の話はよく分からなかったんですけども。もう一回そこは。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。

令和5年度中は3人の方と交渉を始めたということで、ただ金額提示をすると、売る意思はある程度見えたんですけども、それに付随していろんな条件ございますので、その一定条件をクリアしないと契約のめどが立たないので、まず、土地の購入する際に当たりました鑑定手数料というのをまず計上、先、前年度させていただいて、それに伴って金額が決まって初めてなので、令和6年度中に契約のめどを立てたく、令和7年度予算には計上できたらと考えております、この3件につきましては。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 合意形成が遅れているということですよ。はっきり言ってね。だから、私はそういう状況の中で、建設課の職員が非常に少なくなっているのを危惧しとるんですよ。ほかにも道路、新しく八川、弁之庄のことも出てまいりました。総務建設常任委員会ね。遅れているということが分かって、もうこれだけにしておきます。大変ご努力をされていることは重々承知しておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

それから、土地借上料のことですけれども、これ土地借上料の費用算定はどのようにされているのかということをお聞きしたいんです。土地借上料の費用を算定するときに、土地については、土地買収については、土地鑑定価格以上では買えないという、これはもう法律上で決まった制限があるわけですから、土地借上料については、どのような根拠をもって金額を決められているのか。相手方と交渉で、もうそれで決まるんだと言われたら、それも1つの考えですけど、何らかの基準なりがあるのかどうか。聞かせてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。

土地の借上料の基準でございますが、国土交通省のほうから基準のほうは示されております。詳しい数字は手元にはございませんけども、評価額の数%という基準がございまして、そういった形で算定のほうはさせていただいて、提示のほうさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員、冒頭に131ページの人件費とおっしゃったけども、7人で業務に支障がないのかというような質問であったと。この金額は高いとか低いとか、金額についての質問じゃないので、業務に関係しての質問であるので、この質問はここで認めたと思います。もう一度。

谷原委員。

谷原委員 答えにくいかもしれませんが、今の業務としてどうなのかということについて。というのは、決算のときに、やっぱり不用額としてだいぶ出ているわけですよ、毎年。また今年度、新しい新事業で出てくるわけです。議会として議決しても、不用額でいっぱい当たってくるんやったら、ちゃんとできるぐらいの人員があるんですかということが質問の趣旨なんです。だから、その人数で十分なのかというのはそういう趣旨なんですけど、事業をこなすだけの十分な人数になっているのかどうかということをお聞きしたいんです。答えにくかったらもう結構ですけど、質問としてはそういうこと。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

人数についてどうかということなんですけど、多ければ多いほど、事業が進むというわけではないかとも思います。事業の進む具合というのは、やっぱり今、遅くなる原因は土地売買であったり、県との協議であったり、そういうところのことですので、多ければ、人海戦術でいったら進めるという話ではないということでもありますので、今現在、足りているか足りていないかについては、答弁はちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 難しい質問かと思いますが、議会として繰り返し出ているのは、予算化、予算として上げた分については、きちんと消化してくださいねと。そのことが前提で議決していますよと。それができないんだったら、人員を増やすなりの手だてをちゃんとそちら側で取っていただかないと、議会としてせっかく議決しても不用額また上がると。もうこれは決めているせいがありませんからね。それから土地の買収の問題ですよ。これが遅れているというのは尺土駅見ても分かるし、分かるわけですよ。ほんなら県だったら、例えば土地収用課なんか設けて、もう専門的にざーっといくことはできるけど、葛城市はそういうことがないもんだから、これ大変だと思いますよ。ほんまに仕事の合間に行く。物すごく長引く。長引いているから余計工事が困難になってくる。買収も困難になっていく。だから一気にやるんだったら一気にやるで、人員をぼんをつけて、スタッフもつけて、一気にやらないと、物すごく無駄が発生しているように私は思っておりますので、問題提起の意味で聞いていただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。133ページ、1目道路橋りょう維持費の14節工事請負費3,600万円、この概要のほう分かりやすいと思いますので、概要でお聞きするんですが、昨年まで、細かい、どこをやるというのが全部、路線名とか書いていただいていたんですけども、今年はざっくりした市内一円という大字名もどこをやるのかなということが分かりませんので、内容のほうを教えてくださいませんか。これが1点目です。

2点目が136ページ、5目社会資本道路改良交付金事業費のこれも14節工事請負費と、あ

とそれに関連して、16節公有財産購入費、21節補てん及び賠償金、これも概要のほうに分かりやすいと思いますので、概要の47ページです。これについては、新町・柳原線の工事請負と用地購入補償費それから、兵家・南今市線の工事請負と用地購入補償費それぞれ記載されておりますので、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

以上2点よろしく申し上げます。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川建設課長 ただいま梨本委員の質問に対してご説明のほうをさせていただきます。

まず、1点目の市道管理事業の市内一円という表示のことでございます。下のほうの下段の緊急維持工事につきましては、陥没等、どこでいつ発生するか分からないので、これについては、場所のほうは記載のほうがされておられません。草刈りにつきましては、大きく路線が2つだけ書かせていただいております。これは南阪奈の側道、葛城川西側線、その他にも数か所ございますが、また、それにつきましては、今また出ていないんですけど、市内の集落間の間、集落のほうは地元にやっていただくんですけども、集落間であったり急傾斜地の草刈りのほうを市が一部させてもらっている部分でございます。

2点目の社会資本整備事業の概要でございます。これにつきましては2つの路線がございまして、新町・柳原線、これにつきましては、今、柳原線の一番東側に運輸倉庫と精密機械の工場がございます。その工場の前の南側を工事すると。それに伴いまして、その2社、2つの会社、その会社の前の部分を工作物がございますので、それを撤去しないといけないので、この補償をするということでございます。兵家・南今市線につきましては、今、1筆、用地購入が難航していた土地がございましたけども、おおむね合意形成が取れましたので、1筆、道路の北側にあるんですけど、そちらのほうを購入させていただくと。そして、工事につきましては、南今市線が急カーブしているんですけども、一番急カーブになっている先で県道との接するところがございまして、その接するところの部分今年度のほう工事させていただきます。それに伴いまして、その横が民家でございますので、そちらのほうの影響範囲等もございますので、その補償鑑定もさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 除草のほう、また詳細分かったら、また教えてください。そんなに急ぎませんので。

あと社会資本のほう、まず新町・柳原線のほうなんですけど、これあと何年ぐらいの計画で完了する予定なのか、またお聞きしたいんです。工事、買収用地も含めて、あとどれぐらいかかりそうなのかというところ。というのが、これが令和8年から、恐らくあれが始まると思うんですよ。県との工場誘致の協議を令和8年から始めると思うので、そこまでに間に合うのかというところがちょっと気になりますので、それまず1点目教えていただけますか。

あと、兵家・南今市線に関しましては、1筆、合意されて購入される予定だということで、理解いたしました。これもあとどれぐらい用地あるのか、もうこれはそれで終わりなのかということの確認もさせていただきますでしょうか。よろしく申し上げます。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 2点ございまして、2つ目のほうから説明させていただきますと、兵家・南今市線につきましては、もうこれで全ての用地が完了するということでございます。

もう1点の新村の、多分委員のおっしゃるのは工業系ゾーンの絡みになるかと思いますが、道自体につきましては、県道樫原新庄線から橋のところまで、こちらの区間のほうを工事考えておりまして、これもこの前の補正でどうしてもつかなくて流れた部分もございまして、順当に補助金がついて、交渉も難航せずにいきますと、5年程度でできるかと、原課としては考えております。令和8年度からその誘致が始まることにつきましては、うちの課としての問題点というのは、あそこのいろんな条件が整うんですけども、第1種農地、農地転用の絡むところで、第1種農地という形で、10ヘクタール以上の一団とした農地、これがございまして、農地転用ができないという条件がございまして。今回この道を造ることによりまして、分断されるという、こういった経緯もございまして、その分断する農地の部分につきましては、全てもう用地購入は終わっておりますので、うちの新町・柳原線が原因として工場誘致が、もちろん早くできるに越したことはないんですけども、その拡張という部分につきましては、影響のほうで、工場誘致の直接的な因果関係の影響が出ないということで、ご理解のほうお願いいたします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 来る側の立場からすると、もうある程度やっぱり、これからできまんねんというところに来るのか、それともできたところに、ある程度こういうところやなというところで来られるのか全然違うと思いますので、PT組んでやってらっしゃるんですよね。これ私一般質問でも聞きましたし、この農地の加減もこないだも聞かせていただいたんですけども、これについては、本当に用地も絡むことなので、PTの中でもしっかり協議していただいて、できるだけ早めに進めていただけるよう要望だけしておきます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 よろしく申し上げます。3点お伺いします。

まず1点目、136ページ、6款土木費、2項道路橋りょう費、5目社会資本道路改良交付金事業費、12節委託料、測量設計等委託料です。これ概要47ページで見ると、建物算定業務、これ新規、それと建物事前事後調査というふうになっております。それぞれ207万円、698万円なんですけども、工事による建物及び機材への影響というのを詳しくこの内容を教えてください。これが1点目。

次2点目、140ページ、6款土木費、4項都市計画費、3目公園管理費の都市公園管理事業の17節備品購入費の管理用備品購入費9万3,000円、これ概要でいったら48ページの防犯カメラ、新規でとなっていますけど、これは24時間監視する何か事案があったのかどうか、こういった理由でつけられるのかをお願いします。

最後3点目、142ページ、6款土木費、4項都市計画費、目でいうと公園管理費の14節工事請負費、これは、公園管理費の中の工事請負費262万9,000円、高圧電気設備改修コンデン

サ取替工事、概要でいくと49ページの新規のところ、大幅な年限超過というふうに書かれておりますけども、これ設備の更新リストから漏れていたということなんですかね。それとも使えるからいくところまでいったらということだったのか、その辺り詳しくお願いします。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいま奥本委員の質問にご説明のほうさせていただきます。

まず、建物算定業務、これにつきまして説明のほうをさせていただきます。こちらにつきましては、先ほどの道路を買う、そしてその後工事をするということで、そこに張りついております隣接しております会社が精密機械のほうを扱っておられます。そのため、その精密機械が、どうしても工事の場合、できるだけ振動を少なくするんですけども、道路を割るというときに掘削で振動が出ます。その関係で精密機械に影響が出ないかどうかを、工事が始まる前、始まる後で確認させていただいて、万が一影響があるようでしたら補償をするという流れになるために、補償するにはまずこの調査をしておかないといけないので、補償算定のほうを予算計上させていただきました。

以上でございます。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

私のほうからは都市公園管理事業の中の管理用備品購入費、この部分について、なぜ計上したかというところら辺についての質問について、まず1点目お答えさせていただきたいと思います。

しあわせの森公園におきましては、葛城インター周辺まちづくりというところの中で、ナイトタイム観光を今後推進していこうというところら辺で、フットライト等を整備させていただいたわけですけども、この中で来園者の方が安全に安心して夜間でも来園していただけるようにということで、防犯啓発並びに犯罪抑制、これを目的として設置させてもらうというものでございます。

2点目のふるさと公園の工事の中の高圧電気設備の改修、この件ですけども、ふるさと公園の高圧電機設備の機器については、設置から大体30年経過をしておるわけですけど、その中で電気のそういう関係の方に毎年きちっと見てもらっている中で、公園については、24時間稼働ではないよという条件もございますので、その点検をした中で、できる部分についてはこのまま使用していこうという判断の中で今使っているところではございますけども、今回安定的に充電を行う目的という形なんですけども、どうしても高圧充電設備の中のキュービクルといわれる部分があるんですけども、この中のマンホール内の漏水であるとか、その辺の部分を押さえておいたほうが、今後長く使えるということで改修させてもらうというものでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございました。3点、順番にいきます。

まず、1点目の測量設計等委託料、先ほど梨本委員のあの辺に絡むところ、精密機械の会社があってということ、工事による影響がないかどうかというのは分かりました。あと、これに付随するところで、そしたら道路が開通してから、通過車両とかの振動でこういったまたクレームとか出ないとか、その辺りの対策はある程度、今からやってらっしゃるんですかね。それだけ追加をお願いします。

2つ目、しあわせの森公園の防犯カメラ、一応、防犯というか、利用者の安全と防犯というところですね。了解いたしました。やはりそういったところ、夜間のナイトタイム観光でせつかくやらはるんですけども、やはり人がまばらという前提でこれあるんじゃないかと思ってしまうんですよ、そういう話であれば。やはり観光で振興というのであれば、人がもっといっぱい来て、そうなってくるとまたそれはそれなりに管理が必要なのかもしれませんけども、やはり、これをつけたからどうか、つけることによって、それが本当に抑制力になるか。結構広大な土地なので、これをカバーしきれんのかどうかちょっと不安が残るんですけども、内容了解いたしましたので、これで結構です。

最後は3点目のキュービクルの工事、電気設備ってこれ、さっき説明あったように、毎年点検されているはずなんです。にもかかわらず、稼働の時間が短いからということで、大幅に超過するという、これいかなもんかなと。そこでもし万が一、1年に1回の点検では何となくとも、その間にもし超過した何か影響が、何か問題が起こったらどうするんか。そのやっぱり予防するためのメンテナンスなので、そこはやっぱりきっちり耐用年数はある程度、若干超えたはそれはいいと思うんですよ。大幅に超えるというのは論外だと思いますので、その辺りはちゃんと交換していつていただきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまのご質問に説明させていただきます。

今、精密機械の工場につきましては、現状の道路でも隣が運輸倉庫をされている会社で、大型車両、かなり通っております。現状ではまず、今の現状で影響が出ない。今後道路を拡張しまして、それ改良していきますので、下の路盤のほうが固くなりますので、今よりは振動が少なくなる見込みでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

坂本委員。

坂本委員 では、142ページ、新町公園管理運営事業の10節消耗品費、それと、143ページの同じく17節の管理用備品購入費、これはセットになっていると思うんですけども、これは概要で見ると49ページの2番、3番、9番ということになるかと思うんですけども、これは芝生管理委託料もなくして、アドバイザー委託料もなくして、市直営で芝生の管理をやっているということかと思っておりますけれども、直営にした経緯をお聞きしたいと思います。

それともう一つ、144ページの1目住宅管理費の14節工事請負費1,807万3,000円、概要でいうと50ページ、空き家解体ということになっておりますけれども、これは市営住宅を解体、3戸解体すると、そういうことなんでしょうか。ちょっと詳細を教えてくださいと思います。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまの坂本委員の質問に対して説明させていただきます。

委員おっしゃるとおり、市営住宅のまず解体でございます。詳細につきましては、場所は屋敷町、新庄中学校の北側にあります。そちらのほうの3件でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの坂本委員の質問の、まず1点目の新町公園の消耗品でございますが、こちら委員お述べのように、今年度から直営でさせていただく関係で、そういう関係で消耗品としまして、そのための今まで業者等でやらせていただいていた除草剤であったり、殺虫剤等の購入等、並びに芝生の管理肥料等の購入等で、それぞれ殺虫剤等で129万8,000円、芝生管理肥料として161万7,000円の今年度から計上で、消耗品のほうが増えております。並びに、備品購入費につきましては、芝生管理用の芝刈り機等の新たな購入ということで、あと草刈り機等、購入に当たりましての計上というところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 まず、新町公園のほうですけれども、もうアドバイザー契約を解消して自分たちでやっていくというので、もうノウハウは確保したと、もう大丈夫だということだと思いますけれども、それで大丈夫ですか。それが1点で。

それと、解体工事のほうですけれども、これは令和6年度に解体されて、跡地はどのように使うか、もう予定はまだ決まってないでしょうか。更地のままにしとくんでしょうか。それお伺いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。

ただいまのご質問の解体の跡地なんでございますが、市営住宅、ご存じでしたら、全てが並んでいるわけではございませんでして、ぽつぽつぽつと空きますので、当面の間は解体した後は更地のほうにさせていただいて、防犯上よくないので、フェンスを張り、防草シートを張って、管理のほうをしたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いいたします。

新町公園の芝生の管理のほうをさせていただいているのは、私であります。令和5年度の4月よりさせていただいているんですけども、毎日、朝、シーズン中は5時半に出勤をして、

そこから5時間は芝生の上、立っています。色を見たり、地面の温度を測ったり、あとペーハー、酸度を測り、湿度を測って、芝生の長さも測っております。芝生の長さは、競技場にありますので、25ミリメートルに設定させていただいてまして、50ミリメートルを超えないように、場所場所でもう全部管理をしております。知識に関しましては書籍で勉強しまして、分からないところはアドバイザーに聞いたり、施工の業者の方に聞いたりしました。作業につきましても、アドバイザーの方、施工業者の方が来るたびに、私も同じように汗を流しまして、業務のほう習得いたしました。ですので、私のほうは毎日見しております。毎日5時間、6時間と芝生の上に立って管理させていただいています。管理という言葉になっていきますけども、私はもう芝生を育てているという意識で、愛情を持ってやっております。これはもうどの業者の方にも決して負けない愛情でありますので、令和6年度より直営でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 丁寧なご説明ありがとうございます。今、話を、芝生の件に関しては、とても丁寧に芝生の管理をやっているということ、これはもうきれいな芝生をずっと、冬は枯れるということになりますけれども、春から秋にかけてはきれいな芝生を見させていただけるということで、よく分かりました。

あと、工事の空き家の解体についても、更地でフェンスをつけるということで了解いたしました。

以上です。

藤井本委員長 関連、吉村副委員長。

吉村副委員長 今の新町公園の芝生の管理について関連でお伺いいたします。

まず、今まで芝生管理アドバイザーに委託していた分を直営にされたこと、本当にもう歓迎します。また、今、勝浪主幹からも話がありましたけど、毎日毎日しっかりと管理をされているということで、勝浪主幹は、もう前々からかなり熱心な方ですので、今の磐城認定こども園の工事のときも、毎朝、早朝から行って、ずっと見てられたしで、もうこれ仕事に対する姿勢というか、もう性格でしょうかね、これはもう頭が下がる思いです。それで、今の芝生に対して、こういうことをおっしゃいましたけれども、相当やはり勉強もされているということは、もう今の言葉の中からでも十分伝わってくるなというふうに思います。

そこで確認なんですけれども、まず新町公園の運営事業の中の芝生管理除草剤、殺菌剤、殺虫剤購入費のところなんですけど、129万8,000円というのは、これ1年分の費用でしょうか。それともあるいは、数年分、買い溜めしておくというふうになっているのか、薬の値段分からないので、積算根拠をお願いいたします。

それからあと、芝生管理肥料購入費にも関するところなんですけど、いわゆる芝生管理の直営を行うことによって、新たに発生する消耗品費というのはこの2つだけでしょうか。目土については、もう以前から購入していたというふうな理解でよろしいのでしょうか。それ確認よろしくお願いします。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。

まず、1点目の殺虫剤、薬剤のほうですけども、これは1年間の量でございます。殺虫・除草剤等、5月、11月、12月と年3回予定しております。薬でございますので、一括購入をしますと湿気等でなりますので、その作業ごとに見積り合わせを行いたいと考えております。

目土ですけど、これは砂を利用していまして、山砂の3ミリメートルを目砂として利用しています。これに関しましては、15節の原材料費で15万4,000円で計上させていただいていまして、内容としては、今申し上げた目砂3ミリメートル、山砂、それを10立方メートル予定しております。

直営で増える分というのは、この消耗品の肥料も出てきますので、肥料と、あと今申し上げた薬剤、砂、それとあと、補植ではげた部分に関して種をまくんですけども、それはバミューダグラスという種類の洋芝の種類でありますけども、その種の購入を考えております。あと機械、庁用備品購入費、これに関しましては今年度だけでございまして、これは新たに直営で施工する分で使う乗用の草刈り機であったり、肩かけの草刈り機、除草剤の散布機、あとは肥料をまくスプレッダーという機械を購入、先ほど申し上げた乗用草刈り機の後ろにひっつけて、回転で飛ばすもの、それを購入を考えています。これは令和6年度だけです。令和7年度からは備品はないですね。消耗品と原材料費と、この分だけが要るようになると思います。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。先ほど申しましたけども、非常にしっかりと勉強されているというふうなことで、それからあと、先ほどのご答弁でありましたように、困ったときには聞く人もいるというふうなことで、よく分かりました。と言いましても、やっぱり芝生ってプロでも失敗するぐらい大変難しいもんなんですけれども、勉強熱心ですから、しっかりとまた試行錯誤も重ねていただけたらと思います。また、芝生の作業というのはむちゃくちゃ大変な作業ですので、くれぐれも体調管理というか、それだけ気をつけて、葛城市の芝生は市民の誇りですので、どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も関連で1件、お願いします。大変情熱を持って当たっていただける方が職員でおられて、私も非常に感激しております。1点、夏の水やり、これが大変だということをこれまでも聞いております。この設備はちゃんとあるんでしょうか。何かもう庁用備品はこれで最後だとおっしゃっていたので、もうそういう施設がそろっているのであれば、でも、昔は池からも消防用ポンプでくみ上げて飛ばしてやったような時代もあるし、なかなか夏の雨が降らなかったときは枯れていくということで、昔から大変ご苦労されていることを聞いているんですが、ちょっとそこは気になりましたのでお伺いします。

藤井本委員長 散水設備について。

勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

散水設備は現在も使っておりまして、2基のスプリンクラーを使っております。これかなり大型のものでして、直径30メートルぐらいの円を描くような散水施設でございます。それを2つを使っております。ホース自体は消防用のホースを使っておりまして、水は大量の水が要りますので、上水道を使うと大変なことになるので、新町公園のため池というか、調整池があるんですけども、そちらのほうに水中ポンプを据えまして、それでやっております。以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よく分かりました。

藤井本委員長 ちょっと私もうれしいなと思いながら、確認しておきたいんですけど、今の意気込みというのは、私らにとって、また市民にとってもありがたいお言葉やと思うんですけど、この中でやっぱり芝生の管理難しいという話あったように、やっぱりエアレーションもやっていかないと駄目じゃないですか。そんな中で散水の話、今の話を聞いていると、散水が固定されたものじゃなくて、ホースでつないで移動させるというようなお話に聞こえました。そういうことですね。そこへ刈り込みするのに長さも何ミリメートル以内にするということで、機械の整備もしていかなあかん。さっき言っってはった目砂、目土、これもやっていかなあかん。これも芝生の管理の鉄則やと思うんですけど、その中で、勝浪主幹の意気込みはよく分かるんですけど、1人でとはないとはいえ、その人員で大丈夫なのかなというところら辺が、デリケートな部分があるじゃないですか、芝生って。さっきの病気にも、病気という問題もありますやんかね。だから、そんなも含めてその体制、勝浪主幹の気持ちなり、やろうとしていること、その辺分かったんだけど、体制がどうなのかというのを確認だけしておきたいと思います。

勝浪主幹。

勝浪都市計画課主幹兼体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。

作業自体は私とあと会計年度任用職員の方1人と、2人でやる計画をしております。今おっしゃられた散水であったり、肥料もですし、病気に関してもそうなんですけども、常に現場に立って見るということが大事であります。私も56歳でありますけども、体力に関しましては、もう市役所で誰にも負けない体力を持っていると言われていています。ですので、日々、私も毎日、ランニングと、特に体力に関しましては、日々、生涯現役というふうに位置づけて鍛えもしておりますので、その辺は大丈夫です。

以上です。

藤井本委員長 芝生楽しみしておきます。

梨本委員。

梨本委員 関連というわけでもないんですけども、一言だけ、私も勝浪主幹に非常に期待しております。ただ、勝浪主幹、体育振興課と都市計画課と兼務されているんですよね。今の内容を聞いていると、部を越えての兼務で、

本当にこの激務、本当体力あるというふうに今おっしゃったんですけれども、やはり大変だと思うんです。その辺りまた人事のほうも含めて、どういう在り方、なかなか部を越えての兼務というのは、私、難しいと思うんですよ。その辺り、これはもう担当課に言うことではありませんし、勝浪主幹に言うことではありませんが、そういうところは気になっているということだけ伝えさせていただきたいと思います。

あと、私のほうからは、河川総務費の件、136ページ、これは、予算案のポイントの14ページの主要というところで河川管理事業として載っているんですけれども、これの工事予定場所をまず聞かせていただきたいのと、あとこれ、国庫補助事業ですかね。私、歳入目が分からなかったんで、それも分かったら教えていただけますか。それが1点目です。

2点目が、140ページ、都市公園管理事業の12節委託料、緑化植栽等管理委託料の555万円、これ場所どこなのか聞かせていただけますか。これ2点目お願いします。

3点目が、141ページの公園管理事業、この13節の使用料及び賃借料の土地借上料470万8,000円、これも、どこを借り上げていらっしゃるのかということ聞かせていただけますか。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。ただいまの梨本委員の質問に対してご説明のほうをさせていただきます。

まず、工事の場所、こちらにつきましては、ため池のほうを2か所考えておりまして、1か所が寺口地内にございます岩谷池という場所でございます。もう1か所が、南花内地内にございます土屋池という池でございます。これにつきましては、貯水機能、切下げをすることによって池の貯水機能を持たせるという内容の工事になっております。

入のほうの補助につきましては、こちらのほうは起債のほうを考えておりまして、補助ではございませんでして、緊急自然災害防止事業債という起債事業を充てさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

私のほうからは都市公園管理費の緑化管理委託料、この場所についてですけども、内容として説明させていただきます。

場所としましては、兵家・竹内公園の緑化管理委託料と、あと、しあわせの森公園の除草の委託料として計上させていただいているところでございます。

あと次、土地借上料の件ですけども、箇所としましては、8か所のため池であるとか公園の用地に対しての借上料として、契約相手としましては、12名の方にお支払いさせていただいているんですけども、これ個別に全部読み上げさせてもうたほうがいいんですかね。

藤井本委員長 もう説明それしかできないでしょう。説明ということになれば。

奥田都市計画課長 分かりました。それでは、場所のほうを説明させていただきますと、まずは木戸

池公園、池として木戸古池、あと新在家・染野・今在家地区なりますけども、新在家・大池、新在家・北谷池、南今市・新池、樋尻池、當麻・瓦堂池、あと二上山ふるさと公園、弥宮の丘公園、あと新庄駅前広場、人麻呂公園、以上の8か所でございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 河川事業に関しては2か所ということで、これ起債でやるということですね。これ、どういう計画でやられるんですかね。何か所ぐらい何年かけてやられようと思っているのかというの、今のところ計画立てていらっしゃるんですかね。また、教えてください。

2点目の緑化植栽管理事業、これ兵家・竹内公園と、もう1か所どこでしたっけ。

(「しあわせの森公園」の声あり)

梨本委員 しあわせの森公園ですね。分かりました。

3点目、土地借上料の件に関しましては8か所12名ということで、今場所をいろいろ聞いていたんですけども、この間、谷原委員が、池をどういう意味で借りているのかというようなことがございましたので、今回のこの池に関しても、どういう目的で借りられているのかということだけ確認させていただけますか。再度よろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。

計画につきましては、この予算にも関連しますので、この工事費の1つ上のところに委託料とございます。令和6年度につきましても、1か所のため池のほうを調査し、防災的に使えるかどうかの設計のほうを考えております。順次、市内にはため池、多うございますので、その中でも大きい貯水量を持つ池を順次調査し、地元と協議が調ったものから、こういった対策のほうを講じたいと考えております。長期的なスパンでいうと、何年に何個とまではお答えできませんが、順次やっていくということで、ご理解のほうお願いいたします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

借上げの目的ですけども、今説明させていただいた場所につきましては、旧當麻地区の公園の部分为主なんですけども、あくまでも公園用地として借り上げられているというところでございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 河川に関しましては、来年も1か所、準備していて順次やっていくということですね。貯水量の大きいところからやっていかれるということなんですけれども、これちょっと心配なのが起債でずっとやっていかれると、これ起債というのはやっぱりいずれ返していかなとあかんという、その償還時期というんですか、こういうのが、その辺りの計画的なところをやっぱり考えてやっていかなとあかんのと違うかなあというふうに思ったりもするんです。全体的なものがなかなかまだ見えていないということですので、その辺りも分かれば、また今後検討された中で、教えていただきたいなというふうに思っております。

土地借上料の件、一応公園ということなので、この間のお答えになられたような景観というようなところに入ってくるのかなあというふうに思うんですけども、そういうものがここには多数入っているということで理解してよろしいですか。結構です。分かりました。

藤井本委員長 ほか。関連もやし、まだそれなりにありますね。あります。

じゃ、ここで暫時休憩をいたします。3時再開をいたします。

休 憩 午後2時44分

再 開 午後3時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 梨本委員の先ほどありました141ページのところで、土地の借上料についての関連質問ですけども、ここには8か所、12面の土地の借上げということですけど、その中にはほとんど池なんですよ。それで池を公園用地として借り上げたということでありましたけど、これ、池の水面を公園用地として借り上げているのか、池の周辺を借り上げているのか。もともと池の所有者がおるわけですね。その周辺も含めてね。それをなぜ借り上げたのか、経緯ですね。なぜ借り上げたのかよく分からないんです。旧新庄町のほうにもため池に接した公園があります。新町池公園とか大変美しい公園もありますけれども、そういうところはもうなっているのかですね。例えば申請したら、これ借り上げてくれるのかどうか。これお願いしたいんです。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

なぜ借り上げたかというところ、あと、どこまで借りているのかというところなんですけども、例えば木戸池公園でありましたら、当然木戸の池の水面も含めてなんですが、あのエリア一帯が公園となっておるので、恐らく池と合わせてその周りのところ、公園として全体を借り上げているという中の公園用地という考えかなと認識しております。よろしいですか。

谷原委員 木戸池はね。

奥田都市計画課長 ほかの池も恐らくそういった形で、池だけではなくて池の周りが公園になっているところの借上料ということなんです。

以上です。

藤井本委員長 いやいやいや、質問は、あと新町池公園はどうなっていますかというのと、これは申請によると対象となるのですかというあと2問。

奥田課長。

奥田都市計画課長 新町池公園につきましては、今回の借上げの一覧の中には含まれておりません。

以上です。

藤井本委員長 それと、この補助をいただくのに、申請によるとそういうことが可能なのかというご質問であったと思います。

奥田課長。

奥田都市計画課長 この部分につきましては補助ではなくて、あくまでも公園用地として借り上げているというところですので、補助金ではないと。

藤井本委員長 いや、私の言い方も間違っているね。借上げの対象としていただけるのかと、申請によるね。

奥田都市計画課長 新しい池を公園としてですか。

藤井本委員長 という質問がありましたので。

奥田都市計画課長 基本的には新規というところについては、今のところ検討はしていないというところですよ。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 基準がどこにあるのか、葛城市ですから今、當麻町ではありませんし、新庄町でもないわけですから、市としてどういう基準なのかということがどうなのかということであるんですが、これ置いておいて2つ目の質問なんです、これ、借り上げている以上は、市が借り上げているわけですよ。ということは、市が管理することになっていますよね、責任上。そういうことでよろしいのでしょうか。市のどの程度の管理で、その中の工事も含めて、必要な修繕その他は市が借り上げているわけですから、その中の敷地の様々なものね。こういうことについても、費用が過去発生しているのでしょうか。また、それはせざるを得ないという認識なんのでしょうか。借り上げている以上は市がそこを使うわけですから。それについての考えをお伺いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

今回借りさせていただいています8か所の公園につきまして、市の事業として公園にしたというところですので、当然その管理部分については市のほうで行うというものでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう質問はできませんけれども、それに対して、市が維持管理費を払っているという理解でいいわけですよ。あるいは、維持管理できなかつたら指定管理で地元に任せるなり、市が管理しているということで考えて、これはもう聞くことはできませんからあれなんです、一言で言えば、私は大変不適切かなと思っております。これは私の意見ですけど、やっぱり旧新庄町、旧當麻町、いろんな経過の中で、こういう公園で池を借りて、20年もうたっているわけです。この20年の間に支払われた金額というのは相当やと思うんですけど、地元のほうにもね。でも旧新庄町にもそういう公園、池を持って、美しい公園があって、地元の人も愛用しているところもあるわけですから、あまり公平とは言えないなあと。それに対して、市としてどういうふうに整理していくかということをご検討いただきたいというふうに思います。

以上です。意見だけです。

藤井本委員長 そうですね。意見ですね。

ほかに。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。140ページの6款4項3目12節の委託料の測量設計など委託料の710万円、概要のほうでは48ページの公園施設長寿命化対策支援事業の中の屋敷山公園遊具更新測量設計業務委託料なんですけれども、これ、どのように工事されるのかということを聞きたい、遊具更新となっているので、屋敷山の遊具ってかなり古くて、見ていてもちょっと危ないなというような遊具がたくさんあるんですけど、どのようにされるのかを聞かせてください。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

屋敷山公園の測量設計委託料、どういう形で更新していくのかというところでございますけれども、今年度、長寿命化計画の見直しを行わせていただいて、それに基づいてやっていかせてはもうなんですけれども、屋敷山公園の遊具につきましては、広場内に10種類の遊具で13基の遊具が設置されている状況で、劣化等によって損傷があって使用不可になっているところ、この部分については今使用中止にはさせていただいていますけれども、それ以外に、現在の遊具の安全基準に照らし合わせた場合に、遊具間の安全距離が取れていない、いろんな遊具をいっぱい詰め込んだために、遊具間が近い状態になっておるので、その辺の部分を安全距離が取れるように再配置であるとか、例えば何個かの遊具をまとめて複合化する、1つにすることで、遊具間の安全距離を取ろうとか、そういう形で更新できたらなという方向で考えていこうと思っております。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 今のご説明だと、遊具を中心に複合化になった葛城山麓公園にあるようなものかなと私は想像したんですけれども、その遊具を中心に変更というか更新されるということに聞こえたんですが、あそこの下のほうの土もかなり水はけもあんまりよくなくて、あと、雨のとき、ゴムが張られている、ゴムというか何か遊具に乗るときにぬれないように何か張られていたりとかするんですけれども、ああいう、もう全体的に考えていらっしゃるのか、本当に遊具だけなのか、今のお話だと、遊具だけかなと思ったんですけど、全体的に考えていらっしゃるのかと、遊具選ばれるときに、私何回か行ったときに、本当にちっちゃいお子さんが遊んでらっしゃるときに、保護者の方が、ここって幼児向けの遊具がないんですよというふうなお声を何回か聞いたので、今度入れられるときは、年齢的にもいろんな年齢の幅で遊べるような遊具を入れられるのかどうかというのと、あと砂場もあったと思うんですけれども、砂場は維持されるのか、結構な面積取っているんで、維持されるのかどうかも、ちょっと全体的なイメージを聞かせていただいていいですか。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

遊具の更新のイメージですけども、遊具だけを変えろというイメージじゃなくて、遊具のある広場、全体を再配置する中で変更していきたいと考えておりまして、遊具の選定ですけども、よく言われるインクルーシブというか、誰も取り残さないというか、幅広い年齢のお子様方が利用できるような遊具を選定していきたいと考えております。

あと、砂場につきまして、かなり大きくて、委員おっしゃるように、あれだけで安全距離はかなり取られてしまうので、大きさをちっちゃくするか、その辺については再配置の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 屋敷山公園って、みんなに愛されている公園だと思いますし、本当に小さいお子さんが安心・安全で遊べる場にしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 そしたら、2つほどお聞きします。

まず、1点目ですけども、142ページのところです。6款4項3目の屋敷山公園管理運営事業の14節工事請負費ということで、これ概要を見ますと、公園の女性用トイレの洋式化ということでありますが、幾つかあると思うんです、それ全て洋式化するのかなということと、それから、あっこは男性用のトイレもあって、1つは洋式化されていたかなとは思いますが、それも残りやる計画があるのかなということをお聞きいたします。ただこれ生涯学習課の担当になっているので、ちょっと関連になるんですが、公園課が管理しているトイレが幾つか、公園課じゃないんか、山麓公園もあるし、いろいろあちこち課が分かれているんですけど、この公園が課がそれぞれ縦割りで分かれているから非常に困るんですが、学校の場合だったら、ずっとこの間、小・中学校のトイレの洋式化、計画的にやってまいりました。葛城市として、もうちょっと総括質問で全体に聞かなあかんのかもわからんですけど、各課として公園のトイレの洋式化ということは、方針を持って計画的にやろうとされている中で、今回の屋敷山公園の公園のトイレの洋式化が始まっているのかなとか、そういう聞き方したほうがいいか、それでお答え願えたらと思います。

それから、2つ目になりますけれども、141ページになります。6款4項、これも3目ですけども、公園管理事業の中の12節委託料、清掃委託料ということで67万1,000円あります。これは何の清掃なのか、内訳を教えてください。

藤井本委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 中央公民館、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

屋敷山公園の女子トイレの改修でございますが、現在、屋敷山公園女子トイレは1基のみが洋式で、残りの3基が和式になってございます。これを全て洋式の3基に改修するもので

ございます。

以上でございます。

藤井本委員長 男性用、ほかどうする。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 男性用は、小便器が3基、洋式が1基設置済みで
ございます。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。私のほうからは清掃委託料、この分についての
説明をさせていただきます。

この分につきましては、ふるさと公園の公園館、ここに係ります床面ワックスであるとか、
ガラスの清掃、この委託料と清掃委託料となっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最初のところですけども、男性用の、要は大便をするところのトイレは1つしかない。そ
れはもう洋式化で終わっているということですね。残り女性のところ、全部終わればという
ことですね。分かりました。もうそれで結構です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 先ほど、141ページなんですけど、土地の借上料で谷原委員のほうからいろんな池の話や
ったけど、最後、不適切な何かというふうに意見で終わってはったので、僕、いろいろ議論
聞いていて、不適切なことをしてはるんですか。それを聞いとちゃんとやっぱり、うちらは予
算やってますんでね。要はほんなら、購入できるもんなんですか、これ葛城市で。例えば
その池のやつをね。それで自分らで管理できていくもんなんか。だから、不適切なで終わっ
とるから、その辺何か不適切なことしてはるんですかね、これは。回答いただけますか。

藤井本委員長 不適切ということは、谷原委員の意見として出たんですけども、それを打ち消すよう
にしとかなないと、不適切で終わっているという今の意見です。

阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。誤解があるといけませんので、答弁させていただきます。

この事業というのは多分植田町政の時分ですので、もう今から何年前になりますんやろう、
葛城市になって20年、その前に安川町政がありましたので10年ぐらいあったですか、30年
以上前の話やと思います。その当時の當麻町のまちづくりと実は影響しているのかなあと考
えておるところでございます。事業目的としては、私はその当時は議員にもおりませんでした
ので、これも先輩方からの、その当時、旧町議会をやっていたときの先輩方からのお話の
中では、まちづくりとして池の公園化を図るんだと。公園にしていくんだという考え方があ
ったように聞いております。その中での事業として整備をされた。それで池の借上げをされ
たというふうに聞いております。事業そのものは公園の場合もありますし、たしかゆうあい
ステーションの池の話もありましたけども、その事業事業によっていろんな理由でそうなっ
ているのかなあとと思います。クリーンセンターの件も実はありましたけども、それもやはり
事業手法の違いがあったのかなと思います。旧當麻町のほうは割合と借上げをすることによ

って、ほかの事業の進捗を図ったようなところもあるのかな。新庄町の場合は、逆にクリーンセンター等のお話を聞いていますと、その地域へ対する事業の配分を厚くすることによって、ある種迷惑施設と言われるようなものも含めて、オーケーをもらっていたような経緯があるのかなあという認識があります。ですので、どの手法が間違いだとか、正しいとか言うことは私はできないと思っております。そのときそのときの行政が正しい判断をしての結果が、今の現状になっているというところですので、その手法について否定するということは、私はやるべきではないと考えておるところでございます。これからの在り方については、検討するということは大切であるとは思いますが、そのときの事業の手法は、やはり継続せざるを得ないという思いはあります。検討を重ねていきます。いろんな手法、本当に取っていると思います。いろんな施設を建てるに当たっては、その交換条件的にいろんなものが入ってきたり、それがお金であったり、逆に言ったら優遇される何かであったり、全てそういうような形で過去の行政が進んできていると思っておりますので、それが不適切だとは私は考えておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今答弁いただいたんですけど、また検討はされていくという話も、何かされたんですけど、今のところ不適切なというところは、市長のところは感じられていないということによろしいんですね。了解いたしました。

藤井本委員長 私が質問をさせていただきたいので、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

吉村副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井本委員長。

藤井本委員長 1点だけ。大きな視点に立って答弁いただきたいんですけども、今回、134ページ、尺土駅前周辺事業の中で駅前のエレベーター事業というのが出ております。これは私も賛同するもので、これについてどうのというものじゃないです。今回、これももう市長にお答えしていただきたいんですけども、ちょうど1年前から私は、JR大和新庄駅ですけども、トイレの設置ということで、これを申し上げてきました。このときの答えが、民間の事業者は民間ですべきやというのが、しないという理由の中の大きな部分、それだけじゃなかったのも事実ですけども、民間の事業者だから民間でしてもらうんだというものがございました。今回は、尺土駅に約2億円出ていますけども、これはこれで私はいいい思っているんです。これを設置される。じゃ、その判断基準というのは一体何をもって判断をされているのかですね。これは今後の我々の考え方も改めて行かんあかんし、市としても変えてもらわんなん部分あるか分からないですが、どこまでが民間事業者やからやってもらうねん、これは市がやんねんというのは、合致しないですよ。ここをちょっと整理させてもらうために、市長からの言葉でしたので、非常にこの辺をお示しいただけたらありがたいと、お示しをいた

だきたいと思っております。

以上です。

吉村副委員長 まず、安川都市整備部長から伺いましょうか。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

今回の尺土駅のエレベーター設置については、バリアフリー化ということを前提に進めているということでございまして、将来、歩道橋につなげる部分の1つとしての施設でもございます。尺土駅については、バリアフリー計画の中で特定区域に入っています。現在、歩道橋を設置するまでは、エスカレーターは、駅員を呼出していただいて、2段を1段にして車椅子で上がると。間接的なバリアフリー化となっておりますので、やはり駅前、尺土駅の南側については利用客が多いということもあって、バリアフリー化を急ぐというところから設置を考えたものであります。

以上です。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 バリアフリー化を急ぐ、例えば今、JRのあれ、香芝駅、昔の下田駅が香芝駅か、今、香芝駅でしたっけ。あっこもバリアフリー化やっていて、エレベーターとトイレと、というふうな形をやっているわけですけども、じゃあ、この事業をそうやって選択したら、民間のもんでもすんねという。それを選択できなかった場合は、事業者にもってもらわなあかんという理解になってしまうんですけど、そのように。バリアフリー化として位置づけた場合は市がしますねん。それ以外のときはやっぱり民間の事業者やから民間にやってもらうねんと。この言葉というのは私にとっては物すごくもう1年間言い続けていることであって、非常に、前副市長もそれをきつく言われ、大きく言われたので、それはかっに残っていますけども、こちらの駅、もっと言い換えれば、こちらの地域はそういうふうになっていくねん、こちらの駅、こちらの地域はそうやでということになると、今部長もあったように、たくさん乗れるという話もございました。それはたくさん乗れると。私はエレベーターをつけさせてもらうのはええことやと言っているんですよ。そこの判断の基準は一体何をもってやってのやということ。事業に採択した場合はすんねとか、何かそういう、それでも結構ですよ。部長はそない言うて市長が首振ったら、私はどのように受け止めたらいいいのか、市長ほんまお答えいただきたいんですよ。

吉村副委員長 阿古市長。

阿古市長 バリアフリー化の話は、これは国のやはり方針であります。弱者に対するものでありますとか、高齢者社会に向かつてのやはり必要な整備の中で、国が推進しているものであります。藤井本委員長がおっしゃっているトイレの話は、もう過去においても何度もさせていただいているんですけども、本来トイレというのは民間事業者が造るべきものであります。通常の企業におきましては、従業員のトイレを造るというのは法律で決められております。ただサービス業につきましては、それはその事業者がサービスとして必要であるかどうかの判断の中での設置をされるというところであります。この話で非常にJRがややこしい感覚を持っ

ておられるのかもわかりませんが、国鉄という時代がありましたので、その時代と今の民間企業になったＪＲとはまた別の考え方があるのかもわかりませんが、今現在ですと、やはり近畿日本鉄道もそうですし、南海もそうですし、民間の鉄道事業者、それと同じ扱いになります。ですので、トイレを駅に設置するかどうかというのはその企業の判断によって、つけるかつかないかを判断されるというところでございます。

今回のＪＲ大和新庄駅につきましては、ＪＲそのものが無人駅になることによって、多分安全管理の問題やと思うんですけども、老朽化したこともありまして、もうそれはやめたいと。その中で、利用者のサービスとしては、列車にトイレを設置したものを柱にしますという話の中で、民間事業者としては、それでいけるという判断をされたものやと思います。ですので、民間事業者が設置すべきトイレを税金で造るということは、基本的には行政としてはあり得ないというところを前副市長も申し上げていたというところでございます。ですので、この問題につきましては、もし設置するのであればというところで、幾つかのハードルがありますというお話をさせていただきました。そのハードルをクリアしたときに、初めて行政としてはトイレの設置ができるというところでございます。安全管理の問題、衛生面の問題、それと１つは地元へのご理解というものがあって、市民のご理解があって、初めて設置ができるものという考え方を持っております。まだそのハードルを越えるところまでは行っていないということでございます。

以上でございます。

吉村副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 今回はつけてくださいという意味じゃなくて、どこに差があるのというところでございます。これは、市長の判断が、香芝市や御所市や五條市との考え方が違うということで、また、私自身との考え方にも大きな溝があるということで、市民に対する考え方ということで、大きなものがあるということで理解をして、これについては、もうＪＲがすべきやということで、もうそう言いきった、まだまだ私は言っていきますけども、そのように理解をしておきたいというふうに思います。

以上、戻ります。

吉村副委員長 それでは、藤井本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 今の議論の中で、これは市の財産に関係することなので確認しておきたいんですけども、ＪＲ大和新庄駅の駅舎、これは葛城市のものになったというふうに聞いているので、これ民間の施設じゃないんじゃないんですか、今の駅舎は。そこで議論が民間の民間のという議論で流れていったから、私それだけ確認させてください。あの駅舎は、ＪＲのものなのか、葛城市のものなのか、このことについて伺います。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。

J Rの駅舎については、今、駅舎建物部分については、改札部分を除いては市の所有になっております。ただ、トイレの使用についての件についてなんですけど、そこにトイレがあると、使用するの駅のトイレということは、乗降客だけに限定した場合は、そういう市長が考えているようなことというところのことと理解していただければと思います。

藤井本委員長 1年間かけた意見で、部長が答えたのは、御所市も香芝市も五條市もちゃんと造られていますというのは、全部駅の前の市民トイレという形で造られて、そういうふうに対応されていますということで、葛城市だけがまだそれができていないというふうに答えてはねんから、駅の中なのか、いわゆる駅前も含めてという話やから。その議論というのはまた別個の話ですわ。

阿古市長。

阿古市長 先ほどハードルと申し上げましたけども、まさにそこなんです。1つ目のハードルはここにあります。J Rの敷地内に駅のトイレを造ることになれば、これはJ Rのやはりやらないといけない責務、必要なことになります。これが、J Rの敷地を離れて造ることになれば、例えば公園に造るとかそういうようなことであれば、これは行政の判断になります。でも、そのハードルが、今言っているように、越えていない。何度も申し上げたのは、一番には安全です。やはりトイレを造るということは、ある一定の盗撮の問題もありますし、いろいろそれ以上の問題もあるかも知れません。その危険性、安全性と、それと衛生面を考えると、やはりその地域のご了解をいただかないといけない。ですから、そのハードルを越えていないですよというお話をしています。ですので、一番の基本は、J Rの敷地の中にJ Rのトイレを造るということは、基本的に行政としてはあり得ないんですよ。そこから、その部分をまず申し上げているわけで、その部分のハードルはというと、工夫は多分あるんでしょう。それが、おっしゃっているほかの自治体の設置場所の問題だと思います。ただ一番大切なのは、その地域の中で公衆トイレを造ることが求められるのかどうか。そこをクリアしないと、問題がクリア、ハードルを越えないというお話をしています。ですので、造らないと言っているわけやないんですよ。ハードルを越えたときに初めて、その舞台に乗りますよというお話をしておるわけでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 あまり長くはいきたくないですけど、今まで1年間議論してきた中で、安川部長も答えているのは、大和新庄駅以外のところはできていますというふうに答えてもらっているわけです。答えてもらっているというのは、駅の利用者が使いやすいように、それは中であろうと外であろうとということですね。J Rに問い合わせると、みんな外で造ってもらっているけども、中で造ってもらってもそれは結構ですというJ Rの意見もありますけども、何も中に造ってくれて誰も言ったわけじゃない。利用者のために造ってくださいということなのでね。だから、それは、駅舎は葛城市のもんやということで、それを駅のホームのところへ、今までホームのところにあったから、ホームのところへ造ってくださいと誰も言ったわけじゃなくて、利用者のために造ってくださいということを言っているわけで、話をすり替える、今までの議事録を読んでもらったら分かると思うけども、部長、そこをすり替えても

らうと、また話は一からなってしまうので、そういう話のすり替えだけはしないでいただきたい。そうでないと、御所市もみんなついていきますと、部長が答えてんねから、何のために答えているのか分からなくなるじゃないですか。

阿古市長。

阿古市長 当初から同じことを申し上げています。話をすり替えておりません。ですから、ハードルがあります。そやから、そのハードルを越えて初めて、その舞台に乗りますというお話をさせていただいております。ですので、一番最初、総務省から来ていただいた副市長が答弁したのは、民間企業のトイレを造るということは行政ではあり得ない、もうそれは行政の基本でございますので、まずそのハードルがありますというところからスタートしております。ですので、当初の一般質問等が上がってきたのは、ＪＲ大和新庄駅にトイレを造れということでございましたので、そういう答弁になったのかと思います。ただ、こちらの理事者サイドとしては、常にそのことは申し上げております。ですから、ハードルがあります。このハードルを越える工夫はあるんですよ。ただ、それをやるに当たっては、地元合意が一番必要ですよということを申し上げています。いろんな問題が出てまいりますので、公衆トイレを設置するということは、いろんな問題が出てまいります。設置することによって、安全面なり衛生面なり、環境面でいろんな影響が地元が一番影響が出ますので、ですので、地元の要望としてまず上がってくる必要があります。それで、市民のある一定のコンセンサスがいただけて初めて、それで行政として、公衆トイレを設置するのかしらないのかという判断に入ります。ですので、ハードルが今越えていない状態ですので無理ですよというお話をさせていただいているところでございます。ですので、話は全くすり替えておりません。もう当初からその話を申し上げておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私が尋ねましたのは、ここが民間民間というからそこを確かめたいと思って伺ったんです。だから駅舎は、中にトイレありますよね。今の古い駅舎の中にトイレありますね。そのトイレは葛城市のもんですか、国鉄のもんですか。ＪＲのもんですか。あの駅舎の中にトイレがありましたよね。だからそれはどちらのもんなんですか。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 都市整備部、安川です。

建物のトイレについては、市の所有物になるかと思います。ただ、今、使用状況については、ＪＲ地区の会で使用されていまして、そこが今使われている状態やということ。

谷原委員 鍵はかけられるんでしたっけ。

安川都市整備部長 鍵はかけられます。

谷原委員 鍵をかけてふだんは入れない。

安川都市整備部長 そうですね。そこが、ＪＲ地区の方が鍵を持っておられて施錠されておりますので、ふだんは使えない状態となっているということでございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後になりますけど、私は2つハードルがあるんだなというふうに伺っていたんです。1つは建物の、先ほど言った民間かどうかということで議論になりましたからね。でもそこは建物、それからトイレも含めて葛城市のものだから、ハードルは低くなったなど。地元のことは当然ありますから、そういうハードルがちゃんと合意が取れれば、建物についてはあまり問題がないかなと私は、ハードルがだいぶ低くなったかなというふうに伺いました。改修して外側に扉をつけて、公衆トイレとして地元がオーケーといえ、そういう造り方、改修もできるのかなというふうに。所有物ですから、葛城市のね。可能かなと思いましたので、そういうふうな認識でよろしいか。建物は葛城市のもんで、トイレも葛城市のもんだという。分かりました。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今の議論やと、どうしても何か地元がえらい反対しているような聞こえ方もするので、そうではないということはちゃんとと言うといってもらわんと。そういうものがテーブルに乗っているのかどうかということも、きちっと話していただかないと、地元のどういうハードルを越えて、地元のハードルを越えてって、地元がえらい何か反対しているような、今の聞いているとそんなような話になっているので、そこだけはもう一度説明していただきたいと思います。

あと、地元言わはりますけれども、これは藤井本委員長も言うてはるように、あっこ使うのは地元だけ違うと。駅の利用する人は、言うてみたらあの地域の人、笛堂の人も柿本の人も北花内の人もいろんな人が使われるという前提での話やと思うんでね。その辺りも、地元地元と言われると、何か誤解を招くようなこともあるのかなということだけ説明お願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 地元が反対しているなんて一言も言ってないですよ。ハードルとしてそれを越えないといけないですよという話をしているわけですから。それと、もしそれがJ Rの利用者のためという話の中で進むようだと、これはやはり事業者が設置すべきものという話のところに戻ってまいります。あくまで市が設置するのは公衆トイレでありますので、J Rのその線を利用されるために、される人のために設置をするということであれば、それが行政として税金を使うのかどうかというのはまた判断をしないと、分かれるところであると思います。

以上でございます。

藤井本委員長 私は阿古市長の考え方がよく分かりました。もうあんまり言ったら駄目か分かんないけど、J R御所駅は、安全面含めて御所駅にシルバー人材センターの人をつけてまでやられている。ほかの市というのはそういうふうな形でまでやられているということを申し添えて、次に移りたいと思います。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、6款土木費の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、入替え程度、10分間休憩をいたします。3時50分再開いたします。

休 憩 午後3時41分

再 開 午後3時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 それでは、財務部の米田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、7款消防費、8款教育費についてご説明を申し上げます。予算書は144ページをお願いいたします。

7款消防費、1項1目広域消防費5億1,922万8,000円で、広域消防組合事業でございます。2目非常備消防費では2,987万9,000円で、消防団運営事業で2,912万2,000円でございます。145ページの下段で、3目消防施設費で270万7,000円で、消防施設整備事業でございます。146ページ、4目災害対策費では3,787万5,000円で、防災対策事業で3,320万5,000円、147ページの民間建築物耐震改修促進事業で440万円でございます。

続きまして、8款教育費でございます。1項1目教育委員会費では、教育委員会事業で148万8,000円、2目事務局費では6億3,349万8,000円で、人件費で特別職1人と職員13人、1億3,014万円、149ページの下段、学校管理事業で1億4,381万4,000円。150ページの下段でございます。学校情報化推進事業で2,756万1,000円、151ページ中段、英語教育講師派遣委託事業で2,219万円。152ページの上段でございます。学校給食特別会計繰出金で2億9,069万1,000円でございます。

続いて、2項1目小学校費の学校管理費でございます。2億6,706万8,000円で、小学校運営事業で1億5,341万6,000円、153ページの小学校管理事業で9,319万5,000円でございます。155ページ、2目教育振興費では6,531万8,000円で、小学校教育振興事業で3,468万7,000円、156ページの上段、小学校就学援助事業で2,943万7,000円でございます。3項1目中学校費の学校管理費でございます。2億5,473万4,000円で、中学校運営事業で5,313万2,000円。157ページの下段でございます。中学校管理事業で1億9,271万円でございます。159ページをお願いいたします。2目教育振興費では4,780万8,000円で、中学校教育振興事業で2,299万9,000円、中学校就学援助事業で2,480万9,000円でございます。160ページでございます。4項1目幼稚園管理費では3億1,485万4,000円で、人件費で職員23人、1億3,828万1,000円、幼稚園運営事業で7,333万4,000円、161ページ、幼稚園管理事業で1,828万3,000円、162ページ、子ども・子育て支援事業で7,672万3,000円でございます。163ページ、2目教育振興費では356万8,000円で、幼稚園教育振興事業で271万6,000円でございます。164ページの5項1目社会教育総務費では4,961万9,000円で、人件費で職員4人、3,305万1,000円、社会教育総務事業で412万2,000円、166ページの上段、社会教育団体運営事業で505万円でございます。166ページの下段、2目人権教育推進費では、人権教育推進事業で308万7,000円でございます。167ページ、3目文化財保護費では、文化財保護事業で1,780万1,000円でございます。

4目公民館費では6,374万1,000円で、人件費で職員2人、1,716万7,000円、168ページの公民館分館運営事業で2,201万9,000円、中央公民館運営事業で1,311万6,000円でございます。170ページでございます。5目コミュニティセンター管理運営費では865万3,000円で、コミュニティセンター管理事業で844万円でございます。

次に、171ページ、6目文化会館費では1億1,782万7,000円で、人件費で職員2人、1,864万6,000円、172ページの當麻文化会館運営事業で1,336万5,000円、173ページの新庄文化会館管理事業で5,357万4,000円、當麻文化会館管理事業で2,246万5,000円でございます。

続いて175ページ、7目図書館費では6,197万3,000円で、人件費で職員3人、2,235万8,000円、図書館運営事業で3,479万1,000円でございます。177ページ、8目歴史博物館費では4,809万円で、人件費で嘱託員1人、職員3人、2,484万4,000円、歴史博物館運営事業で836万3,000円、179ページ、歴史博物館管理事業で1,488万3,000円でございます。

続いて、6項1目保健体育総務費では1,898万円で、181ページの上段、スポーツ振興助成金事業で952万8,000円でございます。2目体育施設費では1億2,971万2,000円で、人件費で職員5人、3,998万3,000円、182ページ、當麻スポーツセンター管理事業で2,278万9,000円、183ページの下段、新庄スポーツセンター等管理事業で1,021万3,000円、184ページ、体力づくりセンター管理事業で4,559万9,000円でございます。

以上で7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま説明願いましたが、まず、7款消防費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 まず、146ページ、4目災害対策費の17節公用車購入費1,724万8,000円、これ概要を見ますと、小型トイレカー整備事業ということですが、トイレカーを、災害のときにトイレ問題が生じるので、トイレカーを2台整備しようということですが、このトイレカーについて、1台につき、トイレは1つなのかとか、そのトイレカーについてどういうものなのか詳しく説明を聞きたいと思います。

さらに、18節の防災・減災対策活動補助金、これはポイントにも載っていますけれども、1大字につき10万円を限度として補助するということで44か大字なので440万円を整備されています。これは私の地元では、今現在、防災倉庫を建築しているところではありますけれども、もう既に整備されている大字もたくさんあります。この概要を見ると、整備するのに購入する防災用品用の購入費に充てる費用であるというように書いていますけれども、防災倉庫を整備している大字につきましては、中にはもう水とか、防災用の食料とか、そういうのはもう貯蔵しておられると思うんですが、そのほかの備品でも購入は可能なのかというようなことを聞きたいと思います。

それから147ページ、防災士育成支援事業の18節防災士育成事業補助金12万円、これ毎年度、整備されていますけれども、令和6年度は12万円になっています。これは防災士を市と

して育てようということだと思いますけれども、この12万円で何人育成しようと考えてらっしゃるのか。そんだけ、その3点をお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま坂本委員からのまず1つ目、トイレカーのまず仕様というところのお尋ねかなと思いますので、そちらのほうの説明のほうをさせていただきます。

こちらのトイレカー、先ほどおっしゃっていただいたように2台分を購入する予定としております。このトイレカーにつきましては、まず便器については、1台につき2基の洋式便器が配備をされております。そして、水を流す量にもよりますが、1台当たり100回から200回の使用が可能となっております。これを2台所有することによりまして、1台は男性用、もう1台は女性用という使い方もできますし、その2台がそれぞれの場所に配備するというふうになれば、1つは男性用、もう一つは女性用というふうな使い方もできるというところで、今回、小型のトイレカーの2台を予算計上させていただいております。あと、そのほかにも、一応車につきましては四輪駆動のAT車、そして手洗いも2基ついております。あと、便座のほうが暖くなるような仕様にもなっておりますので、電気が必要というところから、バッテリーからと、また更にはソーラーパネルからも電気を引っ張ってこられるような仕様となっております。あと、乗り降りする場合の昇降のステップ、あと、外部電源入力も可能となっております。そして、さっき言いましたけども、便槽のタンクにつきましては280リットル、あと、普通の水といいますか、流す用の水、そちらのほうは100リットル以上を保留できるというふうになっております。あと、トイレ架装部分につきましては、エアコンも完備をしております。仕様につきましては以上でございます。

続きまして、防災・減災対策活動補助金の購入対象備品がどういったものかというようなお問い合わせだと思います。こちらにつきましては、それぞれ情報収集や伝達関係でありましたら、ハンドマイクやら携帯用の無線機、あと携帯用ラジオ、そして、初期消火関係でいきますと消火器であるとかバケツ、そして救助関係でありますと、チェーンソーやのこぎり、スコップ、ロープ、はしご等、そして救護関係でいきますと、担架や救急セット、あと避難誘導関係で申しますと、発電機や投光器、簡易トイレ、また反射ベストとか反射たすきとか、そういったもの、毛布等もございます。あと、給食・給水関係でいきますと、釜、鍋、コンロ、飲料用のタンク等となっております。また、水害用対策関係で申しますと、救命ボート、救命胴衣、排水ポンプとか止水板、そして熱中症関係でいきますと、テント、タープ、サーキュレーター、そしてミストファン、ミストシャワーセット、熱中症の指標計などとなっております。広く使っていただけるように、制度のほうを考えておりますので、大体必要なものは、これを利用していただけるのかなと思っております。

そして、3つ目の質問でございます防災士育成にかかる費用でございます。こちらにつきましては、防災士につきましては、資格を取っていただきますのに、教本であるとか、試験の受講料、また、登録手数料というものがかかってまいります。こちらのほうが教本代といたしまして4,000円、そして試験受講料が3,000円、防災士認証登録料が5,000円で、1人当た

り1万2,000円の経費がかかってまいりますので、その10人分の12万円を計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。トイレカーについて詳しく説明をいただきました。1台につき2基整備されているということで、2台で4基あるということで、使いやすいのではないかなと思います。これ以上使用できないという状態となったら、もう水がなくなった状態で、もう使用はもう不可能ということになるんでしょうかということを1つお聞きしたいと思います。

それと、防災・減災対策活動補助金については、今説明していただきましたように、もう幅広く使ってくださいということなので、僕は、土のうの砂とかスコップとかでもええんかなと聞こうと思ったんですが、今説明したらもう防災に係るもんやったら何でもいいよというような、そういう説明であつたので了解しました。

それと、3つ目の防災士の育成補助金ですけれども、年間10人分というお話です。これは、令和5年度も11万5,000円になっていますけれども、令和5年度も10人受講されて、10人、防災士として国家試験、国家資格になるか分からないですけど、資格を取られたんでしょうか。それと、この防災士になった場合、災害時に防災士はどういう活動をされるのか、それも教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまの再質問1問目、トイレカーの水がなくなったら使えなくなるのかというようなお問い合わせだと思います。

こちらの流す用に使う水というものにつきましては、ポリタンク等で給水もできますし、近くに水道があれば、ホースから直接追い足すこともできますので、水さえ準備すれば、ずっと使い続ける、あと排水のほうで先ほど200リットル、100回か200回の使用が可能というところになりますので、そちらのほうで満タンになってくれば、一旦、そちらのほうを外に出しまして、近くに下水があれば直接そちらのほうに流すことも可能な形となっておりますので、その辺で使い続けていただくことは可能かなというふうに考えております。

2問目、防災士の件でございます。令和5年度につきましては、現在2名の方が登録をいただいております。あと令和5年と令和6年で5,000円の差があると思うんですけど、それにつきましては、教本のほうがこれまで3,500円だったものが4,000円に値上がりしておりますので、その分を見まして、500円の10人分で5,000円を増額させていただいております。

あと、防災士の活動内容のお問いもあつたと思うんですけども、防災士につきましては、いろいろ災害が起こる前からいろいろ防災に備えた、今現在、葛城市の防災士会につきましても、それぞれ大字のほうに出向きまして、ロープワークであつたり、こういったときには簡易の担架とか、新聞紙を代用してスリッパを作るとか、そういったいろいろ講習等にも出向いていただいております。また、実際災害が起こりましたら、リーダーシップをとってい

ただいて、皆さんの動転されるところを落ち着いて、皆さん行動いただけるようにというところで、先頭に立って活躍していただけたらと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 追加で説明させていただきます。トイレカーにつきましてです。トイレカーは実は選択肢が3つございました。1つはトレーラータイプのもので、もう一つは大型トラックタイプのもの、それと今、軽四タイプのもの、3つございました。その中で選択をさせていただいたわけなんですけども、トレーラーカーの場合はトレーラーですので、牽引免許が要ります。当然引っ張っていく車も要りますし、それと大型のトイレカーの場合ですと、大型免許が要りました。今回選んだ軽四タイプというのは普通免許でいけるとというのが1つの一番大きなメリットでありました。ですので、2台にしたわけなんです。トレーラーカーの場合は大きいですから、1台でいけたんです。金額的にはほぼ、どれを選んでも2,000万円ちょっと超えるぐらいかなあというような値段で、軽四タイプが安かったというのもあるんですけども。それで一番のメリットは運転もそうなんですけども、それはバキュームカーと呼ばなくていいということなんです。トイレカー自体が移動しても大丈夫、バキュームカーとして使えるということです。一々タンクがいっぱいになったときに、来てもらって汲み取っていただくという必要がない。実際に、トイレカーというか軽四のトイレカーを下水の排水池へ持って行って、それでもう流してしまったらいいと。そしてまた空にしたら戻ってくるというやり方ができるということです。ですので、下のタンクの量が実は一番大切で、それが果たして100人、200人というような、当然大きなものになりますと、何百回という回数が変わってくるんですね。でも、小さくてもそのような作業ができるから、問題はないだろうという考え方で、それを選んでおります。ですので、給水の場合は、なくなれば、当然下の袋がいっぱいになると思いますので、そういう設計やと思いますので、なくなれば、排水すると同時に水を補給するという作業に変わると思います。選択肢はいろいろあった中で一番ベストかなという判断をさせていただきました。

そして今回は、あくまで男子、女子という2つの形で、もしくはそれは男女兼用というような形もできるんでしょうけども、それともう一つ、将来的に、今まず一旦導入してみて、よければ、体の不自由な方用の多目的のトイレ、それはトイレカーでは1つしかできないんですけども、2人用というのは無理なんですけども、そういうようなものも、まず今年導入させていただいて、様子を見た中では検討するようにという指示は終わっておるところでございます。

まず、実際に使ってみて、それと、これはあくまで非常時の話なんですけども、平常時の管理の仕方につきましては、工夫した、有用な利用ができるように考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。トイレカーについてはよく分かりました。ありがとうございます。

防災士については、令和5年度では2人ということで、案外少ないなあと、そういう印象がありますけど、今回10人分を確保されているということで、防災士は、いざというときに市民を引っ張ってやっていただかなければいけない方だと思いますので、積極的に確保していただけるように啓蒙していただければと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 関連で小型トイレカーの件なんですけど、それと防災・減災のほうもなんですけど、対策活動補助金のほうもなんですけど、阿古市長、今、通常時の活用の仕方とおっしゃっていたんですけど、まず、これ、どこに置いとくんかというところ、それお聞かせ願いたい。通常時、考えてはるのかもしれない、田原本町やったら、あれはトレーラーのたしかあれで、ふだん使ってはるんですよね。恐らくね。あれはその目的かどうか分からないですよ。ただでも使って、多分災害時にも運べるというようなもんやと思います。そやから、これが果たして通常時、要はメンテナンスとか、ずっと置いたままやったらどないすんのかというところも聞きたいんです。言うたら、バッテリーも上がるやろしね。その辺詳しく教えていただきたい。

それと、防災・減災対策活動補助金のほうなんですけど、これ、先ほど使用の目的とかいうのも詳しくは言うていただいたんですけど、どの大字に対しても10万円やと。これ、例えばまちづくり一括交付金事業でしたら、例えば世帯で割ってしていると思うんですけど、これ入って何かあるんですかね。単費なんですかね。何かその辺教えていただきたいんです。要はこれ、僕の考えでいうと、やっぱり世帯が多いところの大字のほうが、今の聞いていた活用やったら多い額かなあというふうに思っているんですけど、その辺何か積算根拠といいますか、教えていただきたいです。

藤井本委員長 以上2点。

西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。今の西川委員からの1つ目のお尋ねについて答弁のほうさせていただきます。

まず、平時につきましては、市民体育祭など市民が多く集うイベント等でトイレ不足が懸念される場合とかに使えたらなというふうに考えております。そして保管場所につきましては、1台につきましては、當麻保健センターの北側でございます旧の當麻町時代に消防要員のポンプ車を入れていた車庫がございます。そちらのほうに納車のほう検討しております。また、もう1台につきましては、新庄屋敷山公園の駐車場北側でございます、昔、市のバスのほうを入れておった車庫がございますので、そちらのほうに保管する予定でおります。

以上でございます。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの2点目の防災・減災活動対策補助金ということで、こちらなぜ一律であるのか

というご質問だと思うんですけども、他市町村でも自主防災組織に対してというのは補助されている制度、もちろんございまして、私らもそれは調査をさせていただいております。やはり世帯規模で分けておられるというところはもちろんあるんですけども、本市の場合は大字に対して補助させていただくので、人口規模に差を設けていないということで、理由は、大字ごとでやはり地域特性かなり異なります。その状況に応じて必要となる対策物品も異なるということで、例えば山手であれば、例えば倒木などで応急でチェーンソーが必要であるとか、また低い土地、低地であれば、河川の越水などで止水板とか、先ほども言いましたように土のうがいっぱい必要であるということから考えますと、これらはもう人口規模で、それと関係なくなるということで、人口規模に関係なくやっぱり必要となるものでございます。先ほど、備蓄品とかももちろんあるんでしょうけども、それはもちろん人口に比例するのかなとは思んですけど、まずはこういった資機材を充実させていただくということをメインに、人口を世帯規模で、今は関係なく考えております。それと、今回この金額を一律で配布させていただくという根拠というか目的は、やはりこれをお配りすることで、大字の方たちが、みんなで何が必要なのかということの話合いの場を持っていただいて、災害に備えていただくというところが、やっぱり非常にそのいいきっかけになるのかなと。今回能登半島地震もございましたので、今そういった皆さん意識のほうも向上していけたらという思いで今回、もちろん補助するときにもそういうお願いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 トイレカーについては、市民体育祭などで使うとかやと思うんですけど、もうちょっと使い道を検討していただいて、多分ずっと車庫に納まった状態になってしまうのかなと思うような感覚もありますし、何かもうちょっと使い勝手のいい形も考えられたらなと思います。言うたらバッテリー上がったりとかして、急に必要ときに動かへんとかということも考えられますので、その辺はまたいろいろと検討していただきたいなと思います。それ分かりました。

あと、今、林本部長のほうからご説明ありましたけど、一律ではないと。ほんで、地域地域によって使うものが異なってくるし、まずはその地域で何が必要かということを見ると。そのきっかけづくりをまず10万円でしてくださいよと。言うたら、自主防災意識の向上というんですか、情勢を高めるための1つのまず施策やという感覚で僕は受け止めさせてもらいましたが、多分これを、10万円を目的にしたら、やっぱり先ほどの話がどうしてもしたくなるわけです。やっぱり世帯割というところも出てくると思うんでね。そやから、答弁では、皆さんで話し合う場を、その10万円で何が要るやろかと、その地域に対して何が要るやろかというのをまずはしてくださいよ。自主防災意識を高めてくださいという市からの啓発やというふうな予算ということではよろしいですか。

入は単費かどうかということですね。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 こちらにつきましては、単費ということになります。

以上です。

藤井本委員長 続いていましたね。谷原委員。

谷原委員 私も関連で、小型トイレカーですけれども、これ財源がどうなっているのか。国、県等の補助が入っているのかどうかというのが1つお聞きいたします。

それと、計画的にこれをある程度のところまで今後買っていく、例えば今回2台ですけれども、できたら、例えば6台ぐらいあれば、イベント等、粋にいけることやったら6台までいきましょうということなのか、計画をお聞かせ願いたらと思います。

3つ目で、これトイレに関係することなんですけれども、避難所でトイレの問題、やっぱり出てくるというのは能登半島の地震を見ても分かりますが、これだけの台数ではとても足りないですよ。足りないと思うんですよ。大規模地震が起きて、避難所、市内何か所も設置した場合ですね。そのときのトイレの問題、これ能登半島の地震で下水管まで潰れて、水があっても流せないとか、いろんな問題がある中で、いろんなことがいろんな自治体で先進事例もあると思うんですけども、どういう形で避難者とかトイレの問題、考えておられるのか。今の時点で結構ですので、今後とも例えばトイレカーをどんどん増やしていくんだという考えもあるだろうし、一定ここまでということで、その計画をどんな、財源と計画、これについてお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

まず、1点目、財源につきましては、緊急防災・減災事業債のほうを充てる予定となっております。あと、計画につきましては、先ほど市長のほうから申し上げましたように、まず、こちらのほう2台、買わせていただいて、これが使い勝手よければ、また身体障がい者用の車椅子でも入っていけるようなものも整備を考えております。また実際、大きな災害が起きましたら、これは、何台買っても足りるということはないと思います。今実際、能登、私も行って来たんですけれども、そちらでは、全国の各自治体でこういったトイレカーやトイレトレーラーを持っておられるところが災害現場に駆けつけまして、皆さんで助け合っているというようなこともございます。そういった協議会等もございますので、今後そういったところにも、うちも加わらせていただいて、もし何かあったときにはお互い助け合いというようにところでさせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 若干補足させていただきます。もう財源のほうはもうそのとおりでございますので、被害想定をどの程度取るのかというのが、実は一番基準になると思っているんですけども、例えば下水管が全部駄目になれば、もう100%下水を頼らないトイレの在り方に変えないといけない。下水が残っていて水がない場合については、水を手当てするような対策に変わらなければならない。トイレカーを使うというのは、ある種、下水も水も確保しにくい状況の場合に使われるのかなという思いがあります。ですので、台数の検討も、それほど大きな数にす

るべきではないのかな。仮の話ですけども、もし下水も水道もいかれた場合、それがライフラインとして途絶えた場合には、簡易トイレが有用な手段になる。それも、市販のものであってもなかっても、ごみ袋が2つあって、それで古い新聞紙があれば、1枚を下に便器の中に敷いて、その上に新聞紙をざっと小さく切ったようなものを2枚目の黒色のビニール袋に入れて用を足して、用を足したら、閉めてしまって、それで最終的にはごみがすぐに出せるんだったらいいですけど、出せない場合は、ある一定の場所に保管しておいて、後で破棄するというような形が多分一般的になるのかなあと。これは避難所だけではなく、ご家庭で被災した場合、家が住めるような状態の被災であれば、そのようなやり方が一番ポピュラーなやり方といいですか、それが一番必要なやり方になるのかなと思います。ですので、電気がない場合ですとか、水がない場合ですとか、それも下水の状態がどうであるとか、全ての要件によって対応するのは変わってきますが、トイレカーだけでそれを賄うということはありません。もう適当な台数になるのかなという考えを持っております。これは、どのような被害想定があるのかということとは最大限考えた中で、どのような対応がベストになるのかなあという判断に変わってくるのかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 市長のおっしゃるとおりで、家庭とか今でもそういう形で、いろんなところで、そういう簡易トイレのことについては情報が提供されていると思うんですが、行政として、例えば大規模地震があつて、避難所に大勢の方が来られて、トイレの問題が発生したときに、例えばこれは先進自治体の事例ですけど、私は松林議員がこの点について大変勉強されていますので、お話を聞くと、当初マンホールトイレという考えがありましたけど、これはマンホールトイレですから下水管が通らないと駄目だから、先進地域では巨大な便槽を地下に設けて、ふだんは、例えばマンホールみたいな形で、ベンチを置いて、ベンチトイレという形で、例えばバキュームカーが、例えば1週間、それをため込んで、消毒とか、当然、消臭は要りますけれども、それで、バキュームカーで汲み上げて廃棄するというふうなものを設けているような自治体もあると。ただこれは、先ほど市長がおっしゃったように、どのような被害想定をするかで、費用対効果というのは当然出てまいりますから、どこまで行政としてそういうものを備え付けるかというの、トイレの問題は今回、本当避難所でも大変だったので、市民の方も関心が高いところですから、本当にどういう形でこの問題を行政としては考えるかというのを、ある程度よく検討していただいたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連ばかりで恐縮なんです。ほとんど西川委員とそれから谷原委員が関連で聞かれたのがあれなんですけど、私、トイレカーにつきましては、たまたま新庄庁舎の駐車場に止まっているときに出くわしまして、実物も見ましたので、非常に親しみも覚えるところなんですけれども、先ほど市長もおっしゃいましたように、トレーラータイプのものとか大型トラックのものもありますけれども、トレーラータイプというたら、サンドイッチマンが気仙沼

市に寄贈されて、能登半島に出かけて話題になったというあれがあのタイプですが、どうしても道の寸断とかありますので、軽四タイプという判断をされたのは妥当かなというふうに思うところですが、質問は、1つは、平時の使用の仕方なんですけれども、トイレが自走式という形ですので、例えばイベント等で使われたら、そのまま、例えばし尿施設ということは、御所市かどっかにこうやって走って……。

（「下水管にそのまま」の声あり）

吉村副委員長 下水、それをお答えいただきたいというのが1つと。それをどういうふうにされるのかということをお答えいただきたいのが1つと、それからあと、先ほど西川課長、協議会とおっしゃったので、協議会って具体的に興味がありますので、どんなものか教えていただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 先ほどありましたけど、もう一度。

西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまの吉村副委員長からのご質問でございますけれども、使用後のトイレカーをどうするのかというところのご質問だと思うんですけれども、こちらは近くに下水管等ございましたら、そちらのほうに直接排出することができますので、そういったところで全て出して、また上からきれいな水で流しつづきはき出すというところで、洗浄もできるのかなというふうに考えております。あと、今、先ほど私言いましたトイレカーのネットワーク、そういったものがございますので、そちら、今資料その分持っていないんですけれども、もう既に田原本町も入られていたと思うんですけれども、そういったところにうちも加入をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございます。下水に流すというのを、私、有事のときにはというふうに勘違いしとったんですが、平時のときもそのようにされるということで、承知しました。

それから、提言だけなんですけど、先ほどからもイベントというふうなことをおっしゃったんですが、このトイレカーがイベントに行くということは、やっぱり災害時のことをやっぱり皆さんに意識してもらえるといういい機会になると思いますので、ぜひとも使っていただきたいということと、それからあと、杉本副議長がいらっしゃったら恐らくおっしゃるかもしれないんですけれども、男性用と女性用で使われることも多いということを聞きましたので、それぞれ何か愛称をつけて、男の子の愛称、女の子の愛称ということで市民に親しまれるようにしていただけたらありがたいなということ、これ提言でございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 関連で言わせていただきます。このトイレカーなんですけれども、実際運用されるのはどこ

の部課なんですかね。生活安全課の職員が洗浄作業とかもされるわけですか。排水作業も含めて。それと、もしほかの部で使いたいという場合、例えば大規模なスポーツイベントとかいう話も出ましたし、もしかすると、これまでのコロナの接種会場とかでトイレが不足するという場かもしれませんけど、そういった場合、ほかの部課が使いたいということもあると思うんですけども、そういったときの対応、実際この稼働させるのは、職員誰がやるのか。特に清掃が気になる、清掃が誰がやるのか、そこを教えてください。

それともう一つ、防災・減災対策活動補助金なんですけども、これ2点質問あります。1つは、このポイントのところでいくと、備蓄の食糧入っているんですよ。さっきの説明では備蓄食糧入っていなかったんで、これが食糧は該当するのかなど。それと、西川委員の質問に関連するんですけども、もう既に大字によっては、これ自前でそろえてらっしゃる備品が多いと思うんです。そういったところうが、やはり自前でそろえるには数が足りない、申請したいというときがあると思うんですね。そういったときに、あれも欲しい、これも欲しいとかなるケースもやっぱりあるんです。やっぱりこの辺人口が、世帯数が関連してくると思うんですよ。大字のほうの面積であるとか。そういったときに、これ今、44か大字分ですけども、継続して今後、これついていく費用なのか、あるいは1回申請したらもう終わりやよという費用なんか、その辺りよく分からないのでお願いします。

藤井本委員長 2点。

西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまの奥本委員からの1問目のご質問でございます。トイレカーの所有はどの部署になるのか、そしてまた、使用後とかも全てその部署がするのかなというふうなお問い合わせだっていると思いますが、今現在考えておりますのは、今現在、生活安全課で予算のほうを要求させていただいておりますので、所有とか管理につきましては生活安全課でさせていただくことになっております。また、実際、ほかのイベント等に活用するとなりましたら、その部署のほうにうちのほうから、そういった洗浄の方法であったり、使用方法であったりというのもレクチャーさせていただいて、活用していただこうと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 備蓄の話なんですけども、基本的に食料品とか水というのは、個々、個人で準備を日頃からさせていただくというのが、私は基本やと考えております。ですので、水の場合でしたら、1日3リットル、1人当たり、2リットルという数字も出てきますけども、それが3日分が必要であろう、6リットルから9リットル、その人数分が平時から準備しておく。食料品も同じく、カロリー計算をした中で備蓄をしておくということが必要やと思います。避難所に移動したときには、行政としては最大限、食料品や水の補給を行います。でも、やはり自助、共助、公助があります。ですので、まず自助として何ができるのかというところを市民の皆様方には考えていただきたいと思っておりますのでございます。ちょうど食料品、特に備蓄のものというのは有効年限がございますので、個人でしていただくのがいいというの

は、それを普通に近いものを買っていただいて、常にそれをローテーションしていくような形の備蓄の仕方といいますか、そういう考え方に立っていただけたらありがたいなと考えておるところでございます。行政だけで、もしくはその地区だけで、全てが被災したとして、全ての住民の備蓄品をとということにはならない、それはできない数字になってくると考えておりますので、あくまで災害ということを、被災ということを前提に考えた意識を持っていただけることが一番なのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

まず今、継続性ということですが、今回は本当にすごく能登半島地震もありましたので、皆さんのそういった意識も高まっている中でこういう補助金を1つの、いろんなこと、防災対策の備えということで考えていただくきっかけづくりということで、まずは今回、予算要求させていただいておりますので、今後継続するかどうかにつきましては、今のところはそれは検討のほうはしておりませんので、またその際は、大字の、今、実は並行してアンケートを今、大字から徴収もさせていただいております。そこにもいろんな意向等を伺いながら、今後のそういった対策のほうに検討の材料として参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、トイレカーのほうですけども、基本は生活安全課のほうで所有、管理をされるということで、貸し出した先では、その都度、管理してもらうということですけども、私よく分からないんですけども、この辺のやっぱりし尿関係の処理というのが、どれほど、素人って言い方悪いかもしれませんが、できるんかどうかちょっと不安なんです。それによって非常に時間取られるようであれば、せっかくいいアイデアでいいものかもしれませんが、今の現状の職員数でこれ対応できるんかどうかというのがこの予算からでは見極めることできないんですよね。その辺りがほんまに大丈夫なのかという、最後そこだけでもう一度お願いします。

それと、防災・減災対策活動補助金ですけども、市長、先ほどお答えいただいた内容からいくと、食料品はもう対象にならないという理解でいいんかというの、その辺がよく分からん……。

(発言する者あり)

奥本委員 それも後からお願いします。対象にならないんか、なるのであれば、その辺の判断はもう大字に全て任せるんか、もう10万円差し上げますので、自分たちで選んでくださいということでもいいのか。それと、今年度のみというのは、住民意識とか災害に対する意識づけという面では分かるんですけども、やっぱり災害対応というのはこれ単年度で終わるべきもんじゃなくて、やっぱり継続するべきもんだと思うんです。それがこの10万円でいいんかどうかはちょっと別の問題ですけども、やっぱり継続させることが災害対応として一番重要だと思い

ますので、これ単年度だけで終わりというのはどうかと思いますけどね。その辺り何かそういう議論はあったんですか、検討上の中で。今年度だけというのは。やはりこれ、金額抑えてもやっぱり継続させるべきもんやったというような、そういうような、なかったんでしょうかね。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 備蓄食糧品も可に考えております。それが全住民の分ということには絶対ならない。ただ、どういうふうなものがあるんだとか、そういうふうなことを見ていただくということは大いに有り得るのかなあとと思います。試しに1回食べてみようとか、そういうふうなところで使っていただいてもいいのかなと考えております。

それと、この補助金というのは実はこれ3回目です。初めてではないんです。たしか私になって2回目やと思います。ですので、あくまでその目的というのはそのときそのときでは、ある種発電機を買ってくださいですとか、何かある種の傾向的なものはあったかもわかりませんが、あくまで災害というものに対しての啓蒙・啓発の部分が多いものでございますので、今回この能登半島地震がありましたことを契機に、更にその意識を高めていただく必要があるのかなあと考えております。単費でございますけども、継続的にやるとしたら、ただ、その地域で、例えば災害に対する要望というのは、今アンケートという話があるんですけども、多分、若干差が出てくるのかなあとと思いますので、それに対してどのように対応していくのかということがこれから大きな課題になっていくのかなあと考えております。10万円で何ができるのだと言われたら、いやそんなに大きなことはできませんけども、そのことによって、地域の防災ということを考えていただくのが一番の目的でございますので、その辺のご理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 あと答弁漏れておったかと思うんですけども、奥本委員の清掃する部分、その辺をちょっと整理しておきたいと思いますが、まず、担当課長が申しましたとおり、貸出しは担当課にします。便座とかそういったところは、職員ではいたしません。きれいにします。あとたまった汚物等につきましては、ある所定のところまで持っていきまして、そこでバキュームで吸ってもらうということになりますので、職員がどうこうではなしに、行ったら業者が吸い取ってくれるというようなものになっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、トイレカーに関しては、要するにあれですね、最後の処理のところは処理業者に頼むということなんですよ。それから、市長、お答えいただきまして、ありがとうございます。今まで2回やってらっしゃるということで、そういえば、私も當麻のほうで投光器を買わせてもらったん、多分そしたらこれでしょうね。分かりました。ただ、やはり災害対応というのは、どこまでやればいいのかというのありませんし、分からないんですけども、必要とされる大字のところで、やっぱり必要品目がすぐに手当てできないという場合は、これ非

常にいい制度だと思いますので、その辺り柔軟にまた考えていただけたらと思いますので、
よろしく願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

発言の訂正の申出がありましたので。

吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほど私の発言の中で、ちょっと配慮を欠く発言ございました。今、日本社会という
か世界の中で、性の多様性ということは、これはもう事実としてございます。そのときに、
私先ほどトイレカーに対する提言の中で、性的、特にトイレなんかもそうなんですが、性的
マイノリティーの方がやはり使用されたりとかという中で、その中で配慮を欠く発言があり
ましたので、それは削除をお願いしたいと思います。その上で、マスコットキャラクターを
つけるなりして、トイレカーはやっぱり親しまれるようにしてもらいたいので、市の蓮花ち
ゃんも最低つけてもらったとして、あと、何かかわいらしい、子どもたちに親しまれるよう
にさせていただけたらというふうに思います。いろいろとLGBTQの啓発活動をされている
方々にも大変失礼な発言をしてしまったことをおわびいたしまして、訂正をお願いいたしま
す。

以上です。

藤井本委員長 訂正部分は認めたいと思います。後は要望ですね。

ほかに。

柴田委員。

柴田委員 関連で、トイレのお話が出たのでちょっとだけ。吸収源対策公園にあるマンホールトイレ
の活用について聞かせていただきたいのと、災害時のときの聞かせていただきたいと思ひ
ます。

藤井本委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

今のマンホールトイレについてのお問いでございます。

今すぐ、数のほうは忘れてしまったんですけど、8公園の19か所に設置されております。
そちらにはマンホールの準備をさせていただいております、そちらの上に取り付ける便座
であったり、隠れるテント等、そちらにつきましては、それぞれの大字のほうで準備のほう
をいただいておりますというような状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 マンホールが幾つあるのか分からないんですけど、8公園で19か所ということは、2つず
つぐらいあるということで、そこに今、大字で保管している便座とテントをつけて使用する
ということで。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 先ほど副市長、バキュームで吸われるという、清掃のときにおっしゃられたんですけど

も、下水につなぐということと、清掃のときだけバキュームにつないでということなんですか。その辺りの整理がよく分からなくなってしまうと、ずっと議論していたのは下水につないでということを知っていたので、急にバキュームというのが出てきたので、そこだけもうちょっと補足で教えていただけますか。

藤井本委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまのバキュームの使用する分と下水へ直接流す分というのは、一応両方想定しております。近くにそういった下水管があれば、もう直接流す、また、そういったものが近くにないとなれば、バキュームカーを呼んで吸い出すと。そのために、11節の役務費の中で清掃手数料1万6,000円も一応予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 先ほどの奥本委員の質問というのは、清掃というか、それをどうするのかというお話だったと思うので、下水につないだときは、もうその職員が全部やられるという理解でよろしいですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 清掃するときは、職員で対応と考えております。当然バキュームで吸い取ったとしても、その後はやはりある程度の清掃というのにも必要になりますので、そういったところはもう自分らでする必要があるかなと思っております。また、先日、実際にトイレカーのほう、業者のほうがどんなものかというので見せていただいたときに、あらかじめの説明も聞きまして、そこまで難しいこともなさそうでしたので、そこはもう職員で対応したいなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 関連が1つとあと2つ質問させていただきます。1つ、防災士の件で出てまいりましたので。

藤井本委員長 関連だけで。

谷原委員 じゃあ関連だけで、防災士の人数、現在のところ何人、人数いるのかということと、それから生活安全課で目標、例えば人数というのは、今登録されている方が何人おるかということなんですけども、これ目標どの程度考えておられるのか。これお聞きしたいんです。つまり、ここまで防災士を増やしていこうということによってやっておられるのか、皆さんに呼びかけて来られたらというぐらいで、増えたらいいなということなのか、そこをお聞きしたいんです。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

まず、ただいまの防災士会の会員数でございますけど、110名でございます。先日まで111名おったんですけども、1人退会されまして、現在110名。そして、目標の数というところ

でございますけれども、先ほど坂本委員の質問の中で、今年度2人というふうなことで実績のほう申し上げました。それにつきましては、これまで令和3年、令和4年と、コロナのこともありまして、受験者数が頭打ちといたしますか、受けた方が必ず受けられるというのではなく、抽選で何名というふうな制限がございました。そういったこともありまして、実際、令和4年度に受験をされました方につきましては、令和4年の年度末に実際そういった資格を得られるということになりまして、うちはその資格を得られてから申請を受けるということになりますので、令和5年に今回うちのほう補助を出させていただいた方の1人につきましては、令和4年に受験をされた方、あと1人につきましては令和5年度末でもうすぐに申請をいただいて、そちらの分で、うちのほう補助を出させていただいたというところございます。ですので、今後コロナも収まりまして、そういった制限もなくなりますので、葛城市といたしましては、より多くの方にそういったことに關心を持っていただいて、資格も取っていただいて、活躍いただけたら、それに越したことはないと思っておりますけれども、実際どこまでというところになりますと、そこまでは、今のところ数字までは考えておらないところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私、防災士を持っております。ただ、防災士会にも入っておりますけれども、そんなに活発に活動しているわけでもなくて、熱心にされている方、いや、というのは、防災士会としては、いや、防災士会として一生懸命やっている方は、本当にボランティアでも行っておられるし、ボランティアでも行っておられたり、地域のいろんな指導にもインストラクターで行っておられるし、私も参加はしますけど、そういう方々を見ると、なかなかできてないと思うんですが、だけど、ぜひお願いしたいのは、私はこれ防災士の資格を持っただけでも、よかったと思っています。なぜかというと、防災士会を立ち上げた方は阪神大震災のときに、もう大規模地震、初めて日本経験したわけです。そのときに皆さん、一生懸命皆さん、協力し合って助け出そうとして、倒壊したところから柱をどけて助け出されます。それで亡くなられた方がたくさんいるんです。つまり、柱でべしゃっとやって動けない人を柱どけちゃうと、クラッシュ症候群といって、そこで壊死した細胞のいろんな液が腎臓をアタックして亡くなっちゃうんですよ。だから善意で助けようと思って、大勢の方が亡くなられたんですよ。だから、こういうことをちょっとでも知っている人が、基本的なことをちょっとでも防災について知っている人が身近にいればいいということで出発しているが防災士会なので、何か防災士会に入ったら、動員されてボランティア行かなあかんとか大げさに考えちゃうと、足が止まるんですが、やっぱり入って自分の身を守るだけでも防災士というのは意味があるし、いざとなったときに、そういう人が地域に何人もおれば、避難所の設置の仕方とか、経営の仕方も基本的なことを学びますので、私は取っていただくだけでも非常に値打ちがあると思っていますので、ぜひ議員の皆さんも、4日間しっかり朝から晩まで勉強せなあかんんですけど、知識を持つと。できたら、僕は大字に四、五人いたら、すごい力を発揮すると思うんですよ。ほんで、私が受けたのも、大字の区長から、役員になったときに、お前一番若いし、

行ってこいと言われて、もう二つ返事で行ってただけなんです。別に関心があったとかそうじゃなくてね。これ、多分その当時、大字から1人出せというふうに、行政のほうからお達しがあって、そういう人らが40人ぐらい奈良女子大に受けに行きましたわ。毎年3年間ぐらいそうやって大量に受けて、今日あって、でもだいたい高齢化されていますし、やっぱり今すごく関心があるので、ぜひ区長会辺りで、何人受けてくれということをプッシュをぜひしていただいて、増やしていただいたら、本当にこれいざとなったときに役に立つと思いますので、防災士会を代表するわけじゃないですけど、ぜひよろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川です。

先ほど防災士会のことで私のほう、説明不足の点ございましたので、補足のほうをさせていただきます。

まず、防災士会、先ほど110名申し上げましたけれども、活動といたしましては年2回、小学校の授業で防災についての授業のところで、講師として出席をいただいております、それ以外にも3回ぐらい、その都度勉強会というところで、いろいろロープワークであったり、その都度テーマを設けて、皆さんで検証されている、そういったところございます。

あと、大字のほうにもっと増やすようお願いをしてはどうかというところなんですけども、これは既に毎年、区長様のほうに防災士の案内のほうを送らせていただいて、ご協力のほうをいただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかに。ということは関連以外にもあるということやったね、さっきね。じゃ、関連以外。谷原委員。

谷原委員 146ページです。7款1項4目災害対策費の防災対策事業のところ。1、報酬のところで防災会議委員報酬ということで12名となっているんですが、先日の総務建設常任委員会で、防災会議条例の改正で定数を25から27以内というふうになったんですけれども、これ12名というふうになっていましたので、この予算計上でいいのかどうか、これについて確かめさせてください。

それから147ページになります。7款1項4目の災害対策費の中の民間建築物耐震改修促進事業なんですけど、この18節負担金補助及び交付金のところに既存木造住宅耐震改修工事補助金というふうにあります。90万円ですね。この補助内容を教えていただけませんか。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまのご質問1問目、防災会議委員報酬、12名というところでございます。先日、総務建設常任委員会のほうで条例定数のほうを増やしていただきましたけれども、こちらの委員の中には、市の職員であったり、県の職員であったりというところで、報酬を必要としない委員の方も多数おられまして、民間のほうからご参加いただいております方につきまして

は、費用弁償という形で報酬のほう、出させていただくんですけれども、それ以外の方につきましては、無報酬という形で参加いただいておりますので、12名というところでございます。

藤井本委員長 耐震の改修補助金のところ。

西川生活安全課長 2問目、耐震改修補助金につきましては、こちらにつきましては、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で、耐震診断により構造評点が1.0未満のものを改修工事後の構造評点を1.0以上の数値となるよう改修工事を行われた建築物の所有者に対しまして、補助金を交付させていただいております。こちらにつきましては、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担というような財源となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 もう少し最高額何ぼとかさ。

西川生活安全課長 こちらにつきましては、まず、改修工事費の50万円以上200万円以下の方につきましては20万円、そして、200万円から300万円以下の分につきましては、その10%、1割を補助金として出させていただいております。また、300万円を超える分につきましては、30万円の補助をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、防災会議の委員の報酬ですが、これ12名で、昨年度も12名の計上になっているんです。総務建設常任委員会ของときに、2名追加したいというその2名の方は、これは職員外の方の追加をしたということで27名という定数になったと思うので、これ12名、12名で去年と同じだったら2名合わんと思ったので聞いたので、14名になるのと違うかなと単純に。去年12名、今年はその2名は市外なので、そこら辺がどうなのか、厳しく見積もっていないのか、大体の感じなのか。ちょっと僕、えっと思ったので、それはもう一回聞きますね。去年と同じ計上人数になっていますので。

それから、既存の木造住宅耐震改修工事、これは国の基準なんですね。例えば今おっしゃった耐震診断を受けて、それで1.0以上に上げるような改修のみ、つくということでいいんでしょうか。これについて伺います。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 ただいま、まず委員の報酬の2名の分がどうなったのかというところでございます。今回新たに増やさせていただいております、まず1名につきましては自衛隊ですので、こちらにつきましては公務員というところで、費用が発生しない。もう一つにつきましては民間の方になるんですけれども、それ以前の、もともと民間から来ていただいていた方が、そちらについては、もう報酬は要らないというところでおっしゃっていただいています、その分で差引きゼロというところとなっております。

耐震の補助金の分につきましては、これはもう国の基準にのっとった補助制度となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 失礼しました。もう大変厳しく査定をされて、きちっと人数を出されて計上されているということが分かりました。失礼いたしました。

それから、既存木造住宅耐震改修工事補助金ですけれども、これなかなか厳しいんですよ。1.0に上げるのがね。既存住宅が。実はうちも防災士を取ったときに、議員になる前ですけども、修了のとき言われたのが、まず家を改修してくださいと。防災士が地震で潰れて死んだら、あなたの活動はできないから、まず家を改修してくださいと言われたんですよ。私はもうちょうど退職したときだから、退職金もあったので、古い家、もうお金かかりました。でも1にならないんですよ、古い家は。なかなかやっていただいたけど。だけど、これぜひ行政の方で機会があったら言うていただきたいんですが、僕は防災士会のときに講習を受けて習ったのは、とにかく潰れない、倒壊して亡くならない程度の時間が稼げるような、せめて住宅にしておいてくださいと。だから、一気にべしゃつと揺れて傾くかもわからん、でも下敷きにならない程度のことは、費用によってはできますということを伺っていたんですよ。だけど、今回のこういう国の基準も含めて、やっぱりそこは非常に基準が厳しいので、なかなか使いにくくて、予算も見ても、本当にそういう古い住宅の方は高齢の方も多いですし、なかなかこれを補助金を受けるところまでいかないなあと思いますので、何かやっぱりそういう意味で、比較的倒壊が多少遅くなる程度のようなことでも補助しないと、あの能登半島みたいなことに私はなるなあと思いますので、何か機会がありましたら、意見を具申していただけたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 今の谷原委員の質問の中で、この補助金、実績で教えていただけますか。令和5年度、どれだけ実績あって、令和6年度どれだけ見込んでいるのかということと、あと同じこの補助金の中の事業なんですけれども、その下の建築物耐震改修促進事業補助金、これブロック塀のほう、これの実績も令和5年度、どこまで進んでいるのかということも含めて、令和6年度どういう見込みされているのかも教えていただけますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいま梨本委員からのご質問、まず、既存木造住宅耐震改修工事の補助金実績でございます。令和5年度につきましては1件、今現在、これはもうほぼ決裁なんですけども、1件で30万円、令和4年度につきましては、2件で53万5,000円、令和2年度、令和3年度につきましては、支出ゼロとなっております。令和6年度につきましては、3軒の分の予算計上をさせていただいております。

今度、ブロック塀の撤去改修工事補助金につきましては、実績といたしまして、令和5年度につきましては、解体10件で、軽量フェンスを設置されたということで7件、金額といたしまして172万6,000円、令和4年度といたしまして、解体11件、軽量フェンス6件を設置されまして212万3,000円、令和3年度につきましては、解体8件、軽量フェンス5件で163

万3,000円、令和2年度につきましては、解体21件、軽量フェンス15件で427万2,000円となっております。令和6年度分につきましては、10件分の300万円を計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。2件目のブロック塀のほうですけども、あとどれぐらい、これ続けていくというか、どれぐらい市内にこれがまだ残っているのかというのの把握状況、何年度までこれかかるのかなというの。一番ピークやったのは多分令和2年がピークやったかなというふうに思うんですけども、その辺りの見込みを教えてくださいませんか。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 今後の見込みというところでございますけれども、令和6年度につきましては、これまでの実績を基に予算を計上させていただいておりますけれども、今後また、今現在、この能登半島地震も起きました。また、そういったところに市民の皆さんが非常に興味を持たれているということもございますので、まだこれから、こちらとしては増えていく方向ではあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ブロック塀の件なんですけど、これ、通学路、基本というところなんですけど、通学路に面しているところ。これでももうちょっとやっぱり範囲を広げてもいいんじゃないかなというところは、僕ちょっと感想としてあります。結構実績はやっぱり上がってきているんですけど、これって難しいことで、ブロック塀は個人のものですから、だから、その人がほんまにこれ危ないかなって、何回か言わせてもらった控え壁もなかったりとか、そういうこともあるので、その辺がほんまに分かってはるかなというところもちろんあるんですね。そういうところも啓発をしていただいて、しっかり通学路、もう今は通学路であなのところは危険なブロック塀がありますよというような啓発も、危険なって言い方悪いですね。だから、倒壊する可能性があるのがありますよという、自分のところがそれに当たっていると思っていない方ももちろんいらっしゃると思うんでね。だから、その辺を生活安全課としても啓発、啓蒙していただけたらなと思うところでございます。あと通学路だけじゃなくて、増やしていくということも考えていかんなんのかなあというところでございます。

以上です。意見です。答えられますか。

藤井本委員長 今、通学路だけに限定しているけども、拡大するような予定はあるのかという。

西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課、西川でございます。

ただいま通学路のみが対象というような委員からのご意見でしたけれども、実際には生活道路に面しているところでも対象とさせていただいております。また、その啓発、それ、この前のどっかの委員会で私答弁したかもわからないんですけども、実際に市民の方から、あそこの壁が危ないというような通報じゃないですけども、連絡をいただきまして、私そのの

家へ出向きまして、そういった声もありますし、市ではこういった制度もございますというところで案内もさせていただいたというところもございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、7款消防費の質疑を終結いたします。

次、8款になりますけども、ここで職員の入替えを行いますので、10分間休憩をいたします。25分、再開いたします。5時25分。

休 憩 午後5時13分

再 開 午後5時25分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款教育費に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。150ページの8款1項2目12節の委託料のスクールロイヤー派遣委託料で、これ新規で出ているんですけども、その委託の業務内容と、この委託されるのが1つの弁護士事務所というか、そういうところに委託されるのかというのを聞かせてもらえますでしょうか。

藤井本委員長 1件ですか。それだけ。その1件ですね。

柴田委員 いえ、もう1点が、私、予算書のどこに載っているか分からないんですけど、たまたまローワークのサイトを見ていると、葛城市役所の募集がありまして、学校生活適応支援員の募集があるんですね。それで仕事内容が不登校児童・生徒への家庭連絡や家庭訪問などを行い、保護者、学級担任との連絡調整を行うという、6名かな、募集されているんですけど、それって予算書のどこにあるのか教えていただくのと、それに関してなんですけれども、仕事内容はこういうふうに書いてあるんですけど、もう少し詳しく仕事の内容を教えてくださいませんか。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。よろしくお願いします。

まず、スクールロイヤーの派遣委託料についてご説明します。近年全国的にいじめ問題や保護者とのトラブルなどで、法的対応の必要性から、教育現場に法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しております。このため学校で問題が起きた際に、必要に応じてスクールロイヤーを各学校に派遣するものです。学校で起こった事案が訴訟等に発展してしまう前に弁護士に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の精神的負担軽減を図ることが期待されます。現在市で契約している顧問弁護士との違いにつきましては、このスクールロイヤーの相談については、弁護士が直接学校へ訪問し、行われるということが大きな違いです。また、選任される弁護士につきましては、奈良弁護士会の法教育委員会

の委員から選任されるということを聞いております。この法教育委員会といいますのは、学校等における法教育の普及、教育関係者と弁護士との協働関係を築くこと等を目的として設置された委員会であり、この委員会に所属する委員の方につきましては、専門性を持った弁護士で構成されております。また、選任される人数については、現在7人から8人程度、選任される予定です。このことで、学校の管理職、教員が日中に学校を離れることなく、安心して相談できることになると考えております。金額の積算根拠につきましては、相談1回当たりの単価は、交通費込みの1万7,600円ということになっております。回数につきましては、現在年間10回程度、想定しております。支払いにつきましては、相談終了後に弁護士のほうから報告書をいただき、その都度支払う予定です。また、この契約につきましても、選任されたそれぞれの弁護士と1年間の単価契約を締結する予定であります。

そして、2点目の学校生活適応支援員なんですけども、いわゆるI（アイ） roomの支援員のことでございます。ですので、小学校の会計年度任用職員報酬と中学校の会計年度任用職員の報酬になっております。これ、今6名募集ということなんですけども、今4名配置しているんですけども、そのうち3名が退職されるということと、あと、今年度から忍海小学校と新庄北小学校及び當麻小学校の配置していなかった3校にもつける予定をしております、6名募集しているということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。これ新規でスクールロイヤーなんですけど、もめごとはないほうがいいと思うんですけども、やっぱり訴訟になる前に何とか、対象が多分保護者とかになると思うんですけど、いろいろ話をする中で間に立っていただくという立場だと思うんですけど、これって専任の弁護士1年間ということなんですけど、これって教育委員会を通してなのか、各学校で問題があったときに直接弁護士に対応されるのかということ聞かせていただきたいのと、あとは、スクールロイヤーを導入されることで、教育委員会が何を期待されているか、どういうふうな期待を持ってらっしゃるのかということ聞かせてほしいのと、それから、先ほどのI（アイ） roomの支援員の方なんですけど、先ほど言ってくださった4名の方がいらっしゃったけど、3名が退職される予定というところもちよっと気になるんですけど、というのは、業務内容が本当に、言えば、資格が教職を持ってらっしゃる方だけでも、これって、もうちょっと心理的な精神的な面のサポートとかも必要だし、保護者とのお話とかも多分出てくると思うですよ、連絡係というか。そこで、それだけの資格でいいのかというところもちよっと私気になっておりまして、そこら辺の考え方を聞かせていただきたいのと、8時半から4時半だけで終わる仕事なのかなあというふうに考えているんですけども、その辺り教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

まず、スクールロイヤーのことにつきましては、こちらは学校直ではなく、教育委員会を通して教育委員会から7名から8名された、いわゆる主任みたいな人が1人決められるとい

うことを聞いておりますので、その方を通して派遣させていただく予定であります。また、どのような期待を持っているかということにつきましては、先ほどもちょっとご説明差し上げたとおり、やはり速やかに問題解決、訴訟に至るまでも解決したいであるとか、あとはもう、教職員の精神的な負担をやはり軽減させてあげたいなという思いがございます。

そして、次の I（アイ） r o o m の件なんですけども、今 3 名退職ということの説明したんですけども、2 名退職でした。申し訳ないです。特にやっぱり小学校で、I（アイ） r o o m で来る子が多いので、それをずっと見ていたら、かなりやはり動き回ったりとかして、やはりかなりしんどい仕事であるというのは、学校のほうからお聞きしております。また、保護者との関わりということなんですけども、基本的には、保護者との関わりにつきましては、各学校で生徒指導主任であるとか、あとは各学年の主任先生であったりとかというのがメインとなって、やはり保護者に対応すべきものであると考えております。あくまで会計年度任用職員ですので、そこまでの保護者の調整であったりとかというのは、今現在、学校教育課としては考えておらないところです。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 スクールロイヤーに関しては、まだ始まっていないので何とも言えないんですけど、多分保護者の要望とか、いろんな価値観を持った方がいらっしゃいますし、社会も複雑になっているので、やはりその設置は適切なあとは思いますが。

I（アイ） r o o m の支援員の方については、2 名の方が退職された理由とかももし聞けたらよかったなと思うんですけども、本当に子どもだけを面倒を見るというようなお仕事ではないような気がするんですよね。やっぱり精神的にいろいろ抱えている子どもたちが来て、それをやっぱり見守っていただいて、この仕事内容にも、保護者との連絡調整を行うというふうに書いてあるので、その辺りのやっぱり精神的負担も大きいし、あとやっぱり保護者に対しては信頼関係を築くことがまず大事だと思うので、選ばれる人選というか、そういう人柄というか、そういうことも踏まえて、いろいろやっぱり考慮していただかないといけない雇用なのかなあというふうには思っておりますので、その辺りはちょっと慎重にしていきたいなというふうに思います。

藤井本委員長 答弁が 8 時半から 4 時半で、これで大丈夫というかな、質問の中にあったのと、1 つ確認、私のほうからしておきます。1 回につき 1 万 7,600 円を 10 回やという話やったけど、これは 1 回という、1 日 1 万 7,600 円なのか、1 時間で 1 万 7,600 円なのか、弁護士の話ですから、先ほどは 1 回 1 万 7,600 円と説明でした。お金のことですので。

西川課長。

西川学校教育課長 回答が漏れていて申し訳ございません。勤務時間につきましては、8 時半から 4 時半ということなんですけども、基本はこういうことなんですけども、今現在はないんですけども、もし例えばそういうトラブル等があれば、それについては時間外等で、もしいけるようであれば考えていきたいなとは考えております。

あと、1 万 7,600 円、これ 1 回、今想定しているのは大体 1 時間から 1 時間半程度という

のを聞いておりますので、なので1日ではなく、1回その1時間、1時間半ぐらいで1万7,600円と聞いておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 そういうことやね。ほかに。

椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから、不登校支援のサポートティーチャーと学校のほうでは言うているんですけれども、少し補足させていただきます。8時半から16時半までの雇用で大丈夫かということとは、もちろん子どもがいる時間帯を限定して、サポートに入っていただくという方に今お仕事をお願いしております。委員ご心配いただいている心理的なサポートであったりとか、いわゆる教育相談的な内容の部分については、こども・若者サポートセンターの心理士と連携しておりますので、このサポートティーチャーに全てをやっていただくということではございません。だから、そのような資格というのも特に設けていません。このI（アイ）r o o mのサポートティーチャーの活用については、いわゆる学校の教員が、空き時間等で別室対応であったりとかしていたところを、サポートティーチャーに代わって指導・支援をしていただくというのが最大の目的でありますので、この方の雇用についても、令和5年度初めて任用させていただいたんですけれども、小学校については、主に元養護教諭の先生方を雇用させていただきました。それはやっぱり子どもたちの思いを聞いてくれるというのを一番身近に今までやってこられた方ですので、雇用させていただいたんですけれども、何分、年齢的にももう退職された方だったので、令和6年度は、またというか退職された方もおられるんですけれども、中学校のお2人については、引き続き令和6年度もやっていただくということで、今新たに募集させていただいているのは、ほかの学校にも配置をさせていただこうというところで、今までつけていなかった小学校3校についても新たに今回このサポートティーチャーのほうを置かせていただこうと思っております。

以上です。

藤井本委員長 確認ですけど、これって市内小・中学校全部、I（アイ）r o o mに担当の方が来ていただくということですね。確認だけで結構です。

椿本教育長。

椿本教育長 そのとおりでございます。今募集させていただいております。

藤井本委員長 ほかに。終わりますよ。

吉村副委員長。

吉村副委員長 それでは、定番の図書館のことについてお伺いをいたします。全部176ページなんですけども、5項社会教育費、7目図書館費、まずは1つ目、13節使用料及び賃借料で、予算案の概要のほう分かりやすいので、そちらのほうで言いますと59ページ、図書館運営事業の中のシステム機器賃借料、事務用機器賃借料ですけれども、これが令和6年度は50万5,000円なんです。令和5年度は140万4,000円で減っているんです。これは機器ですので、導入の時期のことだろうと思うんですが、その減額の理由をお伺いいたします。

それから、同じく59ページで電子図書館システム使用料と、それから電子図書館コンテン

ツ使用料、合わせて166万円、これは令和5年度も同額なんです。これ去年、奥本委員が聞かれたんですけど、電子図書館コンテンツの冊数についてこれまずお伺いをしたいのと、それからもう一つは、紙媒体の書籍と電子書籍、これは同じ書籍と言っているけれども、考え方、借り方は絶対違うはずなんです。これについて再度お伺いをしたいと思います。

それから、あともう一つ、17節備品購入費、同じく図書館運営事業の中の備品購入費なんです。これは書籍、紙のほうの紙媒体の書籍なんですけど、令和5年度、何冊購入したとかということと、それからあと、特に令和5年度はどのジャンルに力を入れているかというふうなことをお聞かせ願えたらと思うんです。というのは、例えば、新庄図書館のジャンルの分と、それから當麻図書館のジャンルの分が、購入のジャンルの割合がちょっと違う、いうたら将来の當麻の複合施設もにらんでというようなことがもしあるようであれば、その辺りもお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 3点お願いします。

石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の事務用機器と図書館システムの機器の減額のことについてでございますが、こちらのほうは、図書館システムの機器のほうは、令和元年7月1日から5年間のリース契約を結んでおり、また、事務用機器の複合機につきましても、令和元年の8月1日から5年間のリース契約を結びました。ちょうど2つの契約が、令和6年度の年度途中である6月末と7月末で満了となるため、賃借料につきましては令和5年度よりも減額となっております。

2点目の電子図書館のご質問でございますが、現在のコンテンツの総数でございます。令和6年2月末現在で1,172冊、令和5年度中に購入させていただきましたコンテンツ数は286冊となっております。また、紙の本と電子書籍の購入の違いでございますけれども、基本的には、選書は紙のほうの選書基準に基づいて選書は行っております。ただ、電子図書館のほうにつきましては、紙の本ではなかなか購入をすることができない問題集でありますとか、参考書というものも電子書籍では購入しております。

また、借り方、貸し方につきましても、借り方は電子書籍でございますので、インターネットのほうを使いまして借りていただくことになっておりまして、貸出冊数につきましては、電子書籍は1回につき2冊までの貸出しとなっております。

あと、紙のほうの購入につきましてですが、令和5年度の購入冊数でございます。令和6年2月末時点での購入冊数が両館合わせまして3,432冊でございます。内訳は、一般書が1,829冊、児童書が1,585冊となっております。また、そのほかに視聴覚資料といたしまして、CD、DVD、デジタイズ図書を合わせまして18点購入しております。

基本的に當麻図書館と新庄図書館の購入するジャンルにつきましてですけれども、現在のところは、なるべく複本をしないように購入しているところでございます。また、新しい當麻図書館ができることに当たりまして、両館の住み分けというのをしなければいけないと考えておりまして、現在のところは、今のところは同じような本を購入しておりますけれども、

新しい図書館の建設に向かいますとは、當麻図書館のほうは、本との出会いというところを中心に考えておりまして、気軽に使っていただけるような本を集めます。また、新庄図書館のほうは、学びを深めていけるような図書館としたいと思っておりますので、より當麻よりももう少し内容の濃いものといえますか、重いものを集めていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、機器のこれはリースの関係で、期日の関係でということで理解しました。

それから、あと電子図書館と、それから紙の媒体の図書、これの比率が令和5年度も令和6年度も変わらないんですが、これについては見直すと、いうたら今後変わっていく可能性とかいうのがあるのかどうかですね。もうこれで固定で、このまま、いうたらコンテンツも両方とも、バランスでいうとこれぐらいの比率がいいというふうにお考えなのかどうかですね。私からすれば、これ個人的な意見なんですけど、電子図書館というのは各自治体ごとに持っているというよりも、どこからでもアクセスはできるわけですから、これなんかは、これすぐにできるわけじゃないんですけど、例えばもうちょっと広域で電子図書館システムというものを構築して利用するというのも、ほかの自治体のこともありますし、県との関係もありますので、そんな簡単にいかないと思うんですが、ということもある中で、紙の資料はやっぱり更に充実させようとする、というふうなことも考えられるんですが、いずれにせよ、これ私の個人的な考えですので、市としてはその辺りについてはどう思っているのかということと、それからあと、先ほど紙媒体の本のことについて伺いましたが、できる限り新庄と、それから當麻と複本にならない、かぶらないようにというふうなことで、前の溝尾副市長もそういうことはおっしゃっていたかと思いますが、これから購入していく中で、今後、除籍、今も除籍をしているかと思うんですが、除籍について、どうしても本というのは新鮮さというか、紙媒体については必要となってくると思うんですが、これについても、先ほど複本という、當麻図書館と新庄図書館との今後、構成比というか、さっきイメージとすれば、當麻は手軽に気軽に導入の本であって、それから、より詳しく調べる、専門性の高いという言い方が適切かどうか分からないんですが、それは新庄やというような、将来的にはそういうふうな方向性というのがありましたけれども、その辺りについて、除籍のことについても伺いたいと思います。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 紙の本とコンテンツの割合ですか。

吉村副委員長 金額の割合ですね。去年も今年も金額的な比率は変わっていないので。

藤井本委員長 私も聞いたのは、割合、今後の考え方という形で答えて。今のですっていつているけども、これからの考え方というふうな、私はそういう理解やってんけど。ずっとそのままいくのかという、これからの考え方はどうなんですかという。去年も今年も一緒やから、これからどうするんですかという。考え方ですよ。こうしますというんじゃなくて、考え方を教えてくださいという。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 電子書籍のほうは、まだまだ冊数が足りておりませんので、これか

らも増やしていきたいと思っております。ただ、少し電子書籍のほうの利用率というのが、あまり多くありませんので、その辺も電子書籍の利用者を増やしていけるようにはまた取り組んでいきたいと思っております。電子書籍につきましては、やはり普通の図書館が開いていないときとか、あと図書館に行きたくても行けないような方々にも利用していただきたいと思っておりますし、また、災害とかで、紙の図書館のほうが使えないような状態になったときにも、電子書籍であれば使っていただくということは可能ですので、そう思いましたら、電子書籍の蔵書というのは増やしていきたいと思っております。

藤井本委員長 あと除籍ということですね。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 除籍のほうですけれども、現在、令和6年の2月末で約6,400冊近くの本を除籍いたしました。内容はやはりもう図書館に蔵書してから約30年、20年、30年たつような古い本を主に除籍しているところでございます。なるべく皆さんに新しい本を提供していきたいと考えておりますので、除籍基準にのっとりまして適切な除籍を行っていき、書棚の新鮮さといえますか、そういうものを保っていきたいとは考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 言いつ放しで。除籍につきましては6,400冊除籍しているということで、今、石川館長のおっしゃったとおり、やっぱり図書館の棚を魅力あるものとして新鮮なものにしていかなくちゃいけないので、そういうことは必要なことだと思いますので、適切かなというふうに思います。

それからあと、私が質問のところで1個質問を飛ばしちゃったのであれやっただんですけど、電子図書館で令和2年の年末から稼働されていますけれども、言うたら、貸出回数が、去年聞いた限りでは、令和2年度、520回、令和3年度は1万2,543回で上がって、令和4年度は、これが更に増えてきていて、増えてはきてはいるとは思いますが、紙の本ではできないことができるわけですから、そういうふうな今の考えということもあって、コンテンツはやっぱりまだまだ少ないということも理解いたしました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 概要書のほうで、予算の概要のほうで54ページなんですけど、これは上記のほうに水泳指導委託料というやつがあるんです。これ、令和6年度の予算ではつけられていないんですが、令和5年度で38万5,000円つけられておりまして、今回つけられておりません。これ、ゆうあいステーションのプールを利用して、学校から、実験的にかどうか、令和5年度はやられたということで、今回どういった理由で計上されなかったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう概要書でいいですかね。その下の森林環境教育推進事業の中の森林環境教育推進事業補助金なんですけども、これ各学校でどのような取組としてされているかと、それと環境譲与税を使ったものなのかということ、それを活用した事業になっているのかとい

うところを教えてくださいたいと思います。

それと、もうこのまま概要書のほうで行かせていただきます。55ページの部活動地域移行事業なんですけども、今回、令和8年に部活動の土日の移行というのは始まっていくと、それを目標にしていかなあかんというところなんですけども、まず、この会計年度任用職員なんですけど、これ一応何名で、どういう指導者の資格を有する人を考えておられるのかというところ、それと、部活動のほうなんですけど、これ予算案のポイントのほうでも載っていますけど、実証予定部活動で、令和8年度が部活動地域移行に際し、令和6年度は中学校の部活動にない活動を対象に地域移行に向けた実証事業を行いますということで、下のほうに、体育、スポーツのほうは相撲部と、文化部のほうはコーラスというところで、これを選定された理由、お聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 以上3点。

西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。よろしくお願いします。

まず、1点目の水泳指導委託料なんですけども、おっしゃるとおり令和5年度に今後の費用対効果や子どもたちの感想、また教員の感想等を踏まえまして、実験的に行ったものですので、令和6年度は計上しておりません。ただし令和6年度に実施した結果、アンケート結果とかも取っておりまして、非常にこちらが想定していたよりも評判がよかったと。楽しかったであるとか、また、グループで分けて指導できることによって、水泳の技術が上達したとありますとか、教員につきましても、専門のインストラクターが指導してくれるので、現場としてはプールサイドで監視できて、監視の人数も今までよりも増えてよかったという意見等いろいろ聞いております。

続きまして、2点目の森林環境補助金なんですけども、各学校でどのような取組をされているかということなんですけども、まず、今まではバスということで、バス借上料で計上しておったんですけども、今年度から補助金ということで要綱を制定しまして、各学校に補助金を交付させていただいております。主な使い方につきましては、5年生の野外活動で行く、例えば、曽爾であったり、吐山でいうところのバスではなくて、それ以外の現地の活動費、例えばフィールドワークですとか、キャンプファイアーですとか、そういったお金に使っております。また、この事業に関しては、森林環境譲与税を財源とさせていただいております。

続きまして、最後の部活動地域移行についてです。こちらにつきましては、令和8年度から中学校の部活動を地域移行または地域連携することというのが国のほうから方針が決められております。また、令和6年2月に奈良県から、令和8年から休日における教員の指導による学校部活動の廃止が発表されたところであります。本市においてもこの令和8年度から休日における学校部活動を廃止し、地域移行を推進するために、令和6年度に国の補助金を活用して、実証事業を実施するものです。令和6年度につきましては、実際の中学校にない部活動、運動・スポーツに関しては相撲部、文化・芸術活動につきましてはコーラス部というのを新たに設置し、地域移行に向けた実証を行いたいと考えております。相撲部についま

しては、現在葛城市の相撲館で活動しているけはや道場、コーラス部につきましては、あすなろ合唱団、この2つを新たに地域クラブと位置づけて、それぞれのクラブに指導員、それぞれ1名ずつ配置するほか、地域コーディネーターといいまして、学校の部活動、中学校の先生方と、例えば体育協会であったり、文化協会の取りまとめをするような地域コーディネーターを1名、会計年度任用職員として雇用いたしまして、今後のこの地域クラブの運営母体であるとか、組織運営、組織体制などを検討するほか、指導員確保に向けた人材バンクの設置についても検討していきたいと考えております。

また、なぜ相撲とコーラスという理由なんですけども、令和6年度に実施するに当たって、特定の学校の1つのある部活動だけを実証事業されたら、やっぱり不公平感が出るのかなという思いがございました。他の市町村で実証事業やっている部活動につきましては、例えばもう人数が少なくなったりして活動ができないというところが、主に実証事業として対象となっておったわけですが、葛城市の場合は、今そういった事例がないので、新たにこの相撲部とコーラス部を地域のクラブとして位置づけて実証事業を行いたいと考えておるところです。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 水泳指導の委託料、アンケートも取っていただいて、聞く話でいうと好評な形ですね。もちろんそれは専門の水泳のインストラクターが教えていただいて、監視員もしっかりいはって、それはいいと思うんですけど、今回はそれを継続していくということは、何でなかったのかなというところは教えていただきたいと思います。アンケートも取られてね。

それと、森林環境教育推進事業補助金、これは各学校全て一緒なんかなというところ、今話で聞いていたらそうやったんですけど、これ多分令和6年度から環境譲与税、また、森林環境譲与税が900何万円ぐらいにちょっと上がるんですよ。そのときに、同じような取組でいいのかというところですよ。その辺をちょっと森林環境譲与税が上がって、国からの交付が上がってくるんですけど、これずっと119万4,000円で曾爾の野外活動に使うというところなんですけど、葛城市の中での森林環境を何か考えることができないのかなというところですよ。それ1回お聞かせ願いたいと思います。

それと、部活動なんですけど、コーディネーターと部活動指導員の会計年度のことについては分かりました。大体その組織をつくっていかはる足がかりに今されていくというところなんですけど、なぜ相撲とコーラスかというところが僕の中ではちょっと引っかかるところがありまして、先ほどちょっとおっしゃっていましたように、僕の中ではやっぱり、もちろん実証事業ですから、例えば今部活動に多く部員がいらっしゃるところって人気のあるスポーツですよ。中では、スポーツか文化部とかでもそうなんですけど、難しいかなあというところなんですけど、やっぱり今ある部活動を何かしら持っていかなあかんのかなと、やっぱり実証事業で新たにつくるところという理由が、この部活動の地域移行で、じゃあ部活動そこにあるのかというたら、ないわけじゃないですか、言うたら。だから、今少ない部員とかというところを実証事業としてやっていく、他市はそうやって言わはって僕も全然

そんな調べてなかったんですけど、僕の場合はそうやったんです。だから、なぜ新規のところかというところが、もうちょっと説明欲しいなと思いますね。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

まず、水泳指導の委託料の今年度やらない理由につきましては、まず、そもそもの考え方がプールを廃止すべきような、工事費とかで多額のお金がかかるようなことになった場合に、今後の費用であるとか、その費用対効果含めて、まず検証しましょうということで、まず、今年度限りということで取り組ませていただいております。保護者のほうから来年度も引き続きやってほしいとかという意見もちろんあったんですけども、2つやってしまうと余計に水泳指導の委託に払うお金プラス学校のプールにかかる費用というのがどうしても余計にかかってしまいますので、その分で令和6年度につきましては、もう学校のプールを使用してもらうという方向に当初から決めておったので、計上していないことでございます。

2点目の森林環境の補助金なんですけども、もちろん今おっしゃるとおり葛城市独自の森林の教育であるとかというのは、うちも学校教育課としてもそういうことはしたいと考えておるところではあるんですけども、何せまだ、これこの令和5年度から始まったところなので、また学校のほうにも、こういうこともあるよ、こういうこともあるよというのは周知はしておるんですけども、更にもっと周知して、いろんな活動、使えるように検討していきたいと思っております。

最後の相撲とコーラスというところなんですけども、まず取っかかりとして、今は相撲とコーラスということで考えておまして、令和7年度については、もう少し数を増やして実証事業をしていきたいなというのは、今現時点では思っているところでございます。ただ、あくまで先ほど説明させていただいたとおり、少ない部員についてというのではなくて、やっぱりまずは、ただ単に部活動の地域移行というのが、学校の部活動を全部それを持っていくんじゃなくて、新たにいろんな部もありますよ、子どもたちの選択肢も広がりますよというような目的も一理ありますので、その辺を加味して、今年度は相撲とコーラスということで検討したいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 地域移行について。

椿本教育長。

椿本教育長 地域移行の前に森林環境教育のほうも少しだけお話しさせていただこうと思うんですけども、委員おっしゃっていただいたように、県税から市税に、森林環境譲与税変わって、市のほうは、これ恐らく環境課ですかね、木育のほうでこの税を使って取組されておると思います。教育委員会のほうには、もともとから県税のときにも、バス代に、森林環境教育をするためにバス代にということで、市のほうでも予算配分をしていただいて、その分を今、バス代ではなくて、森林環境教育そのものをするにお金を使おうということで、この決まった予算を小学校5校のほうで使わせていただいていると。主な使い方としては、先ほど

課長言いましたように、曾爾等に行ったときに、クラフトづくりであつたりとか、森林環境を学ぶ講師を呼んで、講演を聞くとかというようなところに活用させていただく、だからバス代だけでないところに使わせていただいているというのが今現状でございます。

あと、地域移行のことについては、これいろんなやり方があると思います。葛城市のほうでも令和8年、県のほうが、休日の部活動を、教員の部活動を廃止するというような方針を立ち上げられましたので、これに向けて市の取組を進めていく上で、一番考えたのは、やはり子どもたちや保護者に一番負担のない形でまずは進めていきたいというふうに思っています。先ほど課長が説明したように、今ある部活動については、本市の場合では合同チームをつくったりとかというようなことよりも、単独で今チーム編成ができておる現状を、例えばそのクラブを1つ地域に移してしまうと、2つの両中から集まってきてどこで活動するんだとか、いろんな今まであったこと以外のところで負担がかかってしまう。だから、既存のクラブを地域移行するのではなくて、新たなクラブを子どもたちの選択肢を増やすという意味でも2つ、運動部1つと、文化部1つを設置して、そして、両中の子どもの子どもたちがどこで活動する、また、どのように活動するというのを実証実験を兼ねてやらせていただこうというふうに考えているところです。

また、もう一つは、今現在行っている部活動については、おおむねどの部活動も部費というのを集めていません。この地域移行していったときには、この活動費というのが新たに出てくる可能性がある。今、実証実験ですので、県のほうからも補助金がつきますので、ある程度そこはいけるかもわからないんですけども、今回新たにさせていただくところで、その部費の負担等が出てきたときには、今現在ある部活動を地域移行してしまうと、令和5年度までは部費を取っていなかったのに、令和6年度になれば急に部費を取るようになると、というようなことも考えられますので、今回、新たに部活動として相撲部とコーラス部を設定させていただいて、まずは令和6年度やっていこうと。その中で見えてきた課題等を検証する中で、令和7年度、今実際あるクラブをどのように動かしていったらいいのかということを検証しながら進めていきたいというのがこれ方向性でございますので、今考えておるところは、そういったところで今進めようと思っております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 水泳指導委託に関しましては実証実験やったということで、やっぱりプール自体を維持管理していくお金というところもこっちの委託もやっぱり両方できないというところなんですけど、そのアンケートをやっぱり受けて、やっぱりこれこそどういうふうにしていくかというのを決めていかなんのかなと思っています。だから、委託していい答えが、アンケートが出てきているというところで、今回戻されるということやけど、プールをそういうところのタイミングに来ているのかなというところもありますので、また考えていただけたらと思います。

森林環境の推進事業に関しましては、バス借上料というところでずっと計上されておりましたけど、そういうことで教育長のほうから森林に対して、クラフトづくりだって曾爾に行

ってしていくと、それはそうなんですね。そういうことで今やられているということで理解をしているんですけど、やっぱり何かしら葛城市の森林を考えるというようなことを、小学校のときに何かやっぱりこちらの教育部のほうから学校のほうにも、そういう取組を何か考えることができないかという、やっぱり葛城市の山、財産ですので、やっぱりそのことを考える機会というのを子どもらに与えてあげられるようなことも必要じゃないかなというところがございます。これはもう意見ですね。

ほんで、部活動に関しましては、子どもたちの選択肢をもちろん広げるということに関しましては、理解をいたしました。これやっぱり今、教育長いろいろお考えになって、本当に考えていただいて、やっぱり課題というのがスポーツ団体とかの整備の充実もしていかなあかん、やっぱり今選択肢を広げるということ、まさにそのことやと思います。先ほどおっしゃっていたスポーツ指導者の確保、それも必要になってきます。それと、スポーツ施設の、要はどこでやるか問題ですよ。どこでやったらええのというところも。大会ですよ。大会、部活動で、今まで中学校の大会を出ていたとか、だけど、地域クラブになったら、その辺の大会の在り方というところも考えていかんなあかん。もろもろいっぱいあると思います。さっきの部費の話も、会費の話になるんですかね。そういうところもいろいろ出てくると思います。それから、今年度は、取りあえずはない選択肢を広げるという意味で、僕、相撲とコーラスがあかんって言うているわけじゃなくて、どういう理由やったかと、ほんで選択肢を広げて、やっぱりやりやすい形で、ほんで令和7年度に関しては、これを実証実験をしたことを受けて、次に移っていくということで理解をしました。これでも令和6年度に入らんかったらどうするのかというところもあるんですね。相撲部とコーラス部にね。その辺もいっぱい学校のほうに周知して、1人でも入ってもらうような、1人でも2人でも入ってもらうような形を取らんと、実証事業として成り立たへんようなことになってしまってもあかんの、今ある部活動やったらそういう形はないかなとは思っているんですけど、そういうことで意見をさせていただきます。

藤井本委員長 ほかに。関連。

奥本委員。

奥本委員 部活動のことで、関連でお伺いしたいと思います。部活動の地域移行については、年度で言うと今年度、厚生文教常任委員会で長崎県長与町のほうに先進地ということで、視察に参りました。教育長も同行いただいて、いろいろ今の挙げられている問題というのを詳細にお話聞いてきたんですけども、やはりこれ、一朝一夕にできるような話じゃなくて、長与町の場合は、教育長がかなり長い時間かけて旗振って苦労されたということで、やっぱり先導する方がいらっしゃったから、あくまで今できていると。ただ、長与町でまだ取りかかれていないところがございます。これ実はこの部活動の地域移行で一番問題となって、まだ結論出ていないところが、吹奏楽のところなんですよ。文部科学省でもこれ頭を抱えていまして、文化庁も実はそれに対して、今検討しているところなんですけども、何が問題かというところ、指導する先生というか指導者の問題もあるんですけども、楽器なんです。学校にあるというところが問題で、休日に学校を開けて入れない、楽器が使えない、その辺りもどうす

るかということ、あと練習場所、そういった問題があって、これに関して、今現状県はどういう、令和8年度から地域移行しろというふうな形になっているのであれば、その吹奏楽に関するところは今どういう指示が来ているのか、どういう動きがあるのか。

それと、先ほど西川委員の重ねになるんですけども、今現状、市内の学校にない部活動の選択できる可能性を広げるということで、ない種目、ない競技を選ばれたというのは分かるんですけども、やはり、令和8年の地域移行を見越した中で、今ある競技、あるいは文化活動、それに対する実証実験もやっぱり必要じゃないかと思う。そっちのほうも大変だと思うんですよ。競技人口とか、あるいは取り組んでいらっしゃる生徒数が多い場合は、その指導者をどうするのか、どこでやるのかというまた問題があるんですよ。そこに対しても実証実験やっていかないと、いきなり蓋開けて、そしたら今やっている民間団体に全部丸投げとかになってしまうと、これはちょっとまた問題かなと思いますので、現状この2種目だけですけども、それ以外のところのやつを今後どういう形で実証実験を進めていくかについて、この2点だけ伺いしたいと思います。

藤井本委員長 答えられますか。

椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。

まず、吹奏楽の件ですけれども、結論から言うと、県のほうからは何の指針も出ておりません。市のほうでも当然文化部の意向も含めて、令和6年度から考えていきたいというふうに思っています。吹奏楽については、練習場所等の確保等については、学校施設の開放ということも当然考えていかないといけないというふうにも思っていますので、これまた、令和6年、令和7年の間に考えていきたいというふうに思っております。

あと、もう1点ご質問いただいた今ある部活動の実証事業ということについては、令和7年度、行っていこうというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。吹奏楽が決まっていけないという、これ結構大きな問題だと思います。中学校の吹奏楽部に関して、今、白鳳中と新庄中ございますけども、かつて、ゆめフェスタがあるときは、一緒にマーチングのやつを協力してやってらっしゃったんです。だから、交流の実績は実はあるんです。ただそこで、一緒に練習というか、活動するかというところはまだやったことがなかったと思いますので、ひとつ実績なんか踏まえた上で、何かいい方法をまず考えられたらなあと思いますので、また、よろしくお願いしますね。

それとあと、令和7年度のところで、今ある部活動をということですけども、人気のあるところ、先ほど西川委員のやつは、サッカーとかなんかそうだと思うんですけども、やはり地域のクラブ活動も盛んですし、そことどういうふうに折り合いをつけていくかというところもやっぱり難しい問題だと思うんです。市は市でやっぱりこういう部活動の変わる入れ物、器をつくるけども、やはりそういうところのもっと高いレベルでやりたいという子はもう当然出てくるわけですから、そこんところすみ分けですよ。となってくると、やっぱり指導

者なんですよ。レベルの高い、世界を目指そうとするとやっぱり指導者が必要。ところが、いい指導者というのは、やっぱりクラブのほうに行ってらっしゃる。そっちのほうの主ですから、そこをどういうふうに折り合いつけていくかということもありますので、これは今すぐに答え出ない問題ですので、検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。もう結構です。

藤井本委員長 今、吹奏楽で、葛城フェスタ、オープニングのときに、白鳳中学校と新庄中学校の吹奏楽は一緒になって行進をするというのがずっと続いていましたので、そのことをおっしゃったと思います。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私も部活動地域移行事業についてお伺ひします。大変な大事業になると思いますので、また、関係する生徒及びその保護者等、大変多いし、OBも含めて大変多くて、これはもう本当にどういう形で移行していくかというのは大きな関心事になろうと思いますので、最初に要望ですけど、議会に対して、計画等も含めて今後の見通しも含めて、丁寧に説明していただきたいと思います。もう早速、白鳳中学のあるお孫さんから聞いたということやけども、部活動がなくなるってえらい言うてるとかということで、何か生徒の中にもそんなふうなことが、ニュースか何か見てそんなことになったのかもわからないですけど、だからもう関心が強い問題なので、やはり、議員のほうにもそうやっていろんなことが来ますので、ぜひ、それを最初にお願ひしておきたいと思うんですが、聞きたいことは、これどういうイメージで移行させようとしているのか、私よく分からなかったんです。というのは、学校の先生方の長時間労働を解消するというのとは一番大きい課題で、そしたら土日は、部活動は一切学校でしない。グラウンドも体育館も使わせない。だからお子さんは、家庭でゆっくりするか、勉強するか、あるいは自分の好きな地域のクラブに入って、そこで活動するか。私のイメージは、この実証実験は、そういうイメージなのかなと思ったんです。つまり、ないクラブをつくるわけで、そこからコーディネーターの人が人を集めるわけやから、今あるクラブとは違うクラブで楽しむと。僕、これはありだと思いますよ。日本の場合は学校部活動がすごく教育活動の中の重要な柱にもなっているんで、アメリカなんか全然違いますからね。アメリカはもう先生は授業するだけですから。放課後はインストラクターそれぞれ地域で、まさにいろんなクラブがあって、子どもたちが入るし、2つ3つ入ったりすることもあるわけで、先生の負担なんか一切ありませんからね。そういう意味で。だけど、日本の場合は学校の先生が支えてきた。学校、スポーツそのものもね。だから、これを大胆に転換して、要はもう土日は学校の先生ノータッチですよ。地域のいろんなところで皆さん、子どもは活動してください。こういうことのイメージで進んでいるというふうに理解していいんでしょうか。これお聞きしたいんです。だから、そこはちょっと全体像が見えないので、実証実験だけが先にぽんと来るから、そういう方向で走ろうとしてはるのかなと思ったので確かめたい。

藤井本委員長 土日の施設、学校使うのか、使わないのかとかね。施設とほんで教員、先生、どういう関わりをされるのかと。

椿本教育長。

椿本教育長 まず、今回これ予算でこれ計上していますので、ここの部分が先走っているように見えてしまっていて、今、放送を聞いておられる方も不安に思ってしまうかも知れませんが、令和6年度にしっかりと協議会を立てて進めていきたいというふうに思っております。議員の皆様にも丁寧に説明しながら、また保護者、当然子どもたちにも丁寧に説明していく中で進めていきたいと、これもう大前提で思っているところです。令和4年に協議会も一度準備委員会という形でさせていただいたんですが、体育振興課のほうで準備委員会をしたんですが、その後、文化部のほうも同じように移行するということになりましたので、令和6年度からは、今予算上げていますように、学校教育課のほうで協議会を立てて、しっかりとやっていこうというふうに思っています。これもう運動クラブも文化クラブも一緒に考えてやっていく上で、学校教育課が一番適切であるというふうに思っております。その協議会の中で、今、谷原委員おっしゃっていただいているのが、学校の教員も含めて、部活動を地域連携としてやっていくのか、それとも、もう全て地域に任せて地域移行していくのか。この2つの、今考え、選択肢が県のほうでも取れるということでは、言っているところであります。つまり、地域連携になりますと、学校教員も含めて学校施設も使いながら、いわゆる合同チーム的な考え方で進めていくというのが地域連携であるのかなというふうに思っています。また、地域連携になりますと、葛城市の場合におきますと、スポーツクラブ葛城とか、先ほどの文化部のあすなろ合唱団であるとか、地域のクラブに全てお任せするという形になるのかなあというふうにも思っているんですが、どちらかで全てやっていくというような方針は、今のところまだ立てていません。これは、2年間の猶予がありますので、その部分できちんといろんな課題も含めて協議をしながら進めていきたいというふうに思っていますので、今、令和8年度以降の全体像を示しなさいと言われても、今まだ決まっているところは、地域連携にするのか地域移行にするのかも含めて、今後、検討していくことになるのかなあというふうに思っています。だから、今言えるところでいうと、予算つけていただいているここの部分についてはもう見えていますので、ここの部分については、令和6年度、この2つの部活動を地域移行とした形で進めたときに、どのような課題が出てくるのかということを実証事業として進めていきたいと。令和6年度の中で、実は学校の部活動というのは、夏休みに総体ということで、3年生が部活動を引退する時期が来ます。その時点で、もしかしたら、人数が足りなくなるようなクラブも出てくる可能性もあります。だから、年度途中で合同チーム的な編成をしながら、地域連携の実証もできるというふうにも今考えています。そういったところも含めて、協議会でしっかりと認識しながら進めていきたいというふうに思っていますので、その都度その都度、皆さん方とも情報を共有しながら進めさせていただけたらというふうに思っておりますので、今のところ言えるのは、ここまでかなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今、地域移行か地域連携かという言葉が出てまいりました。私、この実証実験ということで、事業名も部活動地域移行事業となっていますから、言ってみれば地域移行の実証実験だ

なと思ったんですが、いや、地域連携も考えとしてありますよ。つまり、地域連携ということになると、要は土日学校で活動もして、先生は基本的にそこには使わない。ほかの指導員の方が来て、そこで活動をすることができる。場合によっては、先生もちょっと今日は顔出ししてみようかというぐらいのこと、主体はインストラクター、土日は指導員の人が責任持ってやるんだけど、先生もそれは一市民として行くこともできると。これは地域連携の形だと思うんですよ。そうすると、実証実験で、私、これしか出てないから、地域移行のスタイルだなと思ったんです。つまり、土日別のクラブにもありますと、それで入ってできますよという形でやっているような実証実験に見えたので、だから、地域連携の実証実験もあるんじゃないかと。そうすれば、先ほどから、西川委員がおっしゃったように、極端に言ったら、土日も学校で、例えば野球とかサッカーやっていると。そこへインストラクターの人が、非常に詳しい人が行って、土日はその方がちゃんと学校で面倒見てもらえる。例えば、サッカーとか野球でも盛んですから、そういう方が土日に来て、別メニューでコーチングしてくれる。でもクラブは一緒です、ずっとね。先生は一応休んでいる。そういう形だったら地域のスポーツをやっている指導者の人が学校と連携して、土日はそういうクラブでまた別の専門的なインストラクター、コーチがコーチングをやってくれと。こうすると地域連携になるんですよ。そうすると、実証実験が、私が言う何もないクラブを取りあえず立ち上げて、土日はそっちも入れますよ、入りましょうよというふうなことをやっちゃうと、最初に言ったように本当に土日は全部やめて、地域のそれぞれのクラブ、また別のクラブも含めて入りましょうというふうな形になるのか。何かそんなイメージがあるので、いわゆる先ほど教育長がおっしゃった地域連携ということであれば、私は、今盛んにやっているクラブに対して、土日については外部指導者を入れて、しっかりと先生がいらない体制でもできるようなことを実証実験するということを併せてやる必要があるんじゃないかなと。僕自身は現実的な可能性としては、地域連携のほうがあると思っているんですよ。まだ全国大会もあるしね。全国大会もやめて、本当にスポーツを楽しむだけでやるんやったらいいんだけど、やっぱり熱心なところは、土日もやりたいことになってくるんだから、そういうときに、どっちの方向で部活移行をやっていこうとするのか。形がかなり違いますから、部活移行の形が。それに合わせた形で実証実験をやらないと、お金も無駄になってくるので、私が誤解があったら申し訳ないんですけども、よろしくお願いします。

藤井本委員長 谷原委員、協議会を立ち上げてこれからということなので、ただ、今の発言で終わってしまうと、今の子どもたちに不安感というものがありますので、そういった意味から。

椿本教育長。

椿本教育長 まず最初に、谷原委員おっしゃっていただいているまず教員の関わりからちょっとお話しさせていただきますと、これ国のほうでも、学校教員が土日の指導に兼業の申請を出して、いわゆる地域部活動の指導員という形で指導するということは認められております。だから地域移行したときに、学校教員が何もしないということではなくて、教員の希望するものについては、その部活動に関わるということができます。

それと、地域連携をしたときの実証事業が進まないんじゃないかというところなんですけ

ど、この予算とは別に、部活動指導員というのを本市の場合にも入れております。この部活動指導員が、いわゆる外部の指導者を学校に派遣して、特に土日の練習を見てもらうという形で、部活動指導員は、令和6年度についても運動部と文化部に派遣する予定をしておりますので、併せてその部分の検証もできるのかなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に意見だけになりますけども、よく分かりました。部活動で大変先生方も生きがいを感じてやっておられる先生方は、引き続きそういうことでもできると。ただ、なかなか自分は専門のことは分からないのに、付添いも含めて、土日やるから、専門も分からないけれども付き添わなあかんから、土日も来ざるを得ないという方にとっては、こういう指導員という形でやっていただいて、それが実際どうかということは、今もやっているの、その様子も見ながら、地域移行なのか、地域連携なのか、どちらがいいかということは今後の協議会でしっかりと見て検討していくということで、よく分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 次移りたいと思います。

ほかに。

奥本委員。

奥本委員 お願いします。151ページ、8款教育費、1項教育総務費、目が事務局費のいろいろあるんです、まず上からきます。委託料、ICT支援業務委託料なんですけども、令和5年度が1,843万6,000円に対して、令和6年度、806万円、この減額理由をお願いします。

それからその下、通信ネットワークアセスメント委託料、新規になっておりますけど、何か問題が顕在化していて、対策が必要になっているのかどうか、この内容を教えてください。

それに関連するところで、17節の備品購入費、庁用備品購入費、ネットワーク調査機器の調達になっていきますけども、この辺の関連していると思いますので、併せて内容をお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

まず、ICT支援員委託の減額理由でございます。こちらにつきましては、令和5年、補正予算でも説明させていただいたと思うんですけども、令和5年度は、6月末まで、6月までは3人体制ということで実施しておりました。その分が780万9,120円で、それ以降の7月分については1,062万6,000円の合計1,843万6,000円という形で計上させていただいておりました。この7月以降の契約分が、令和5年度で600万円ということで先日補正予算でも計上させていただいたと思いますが、令和6年度は、長期継続契約で805万998円となったことから、今回、800万6,000円を計上させていただいているものでございます。

続きまして、通信ネットワークアセスメント事業についてです。こちらにつきましては、国の補助金を活用しまして、GIGAスクールにおいて整備した市内小・中学校のネットワーク環境について、顕在化している微々たるものなんですけども、不具合ですとか、潜在的な問題も含め、調査・分析・診断を行うものです。Wi-Fiの接続不良でありますとか、

通信速度の低下等、軽微ではありますが、原因の特定が困難である現状の不具合について、ネットワーク環境の現状を把握するとともに、この原因と改善策を明らかにすることで、今後更なる活用が見込まれるデジタル教科書でありますとか、デジタル教材の利活用、また、文部科学省のＣＢＴシステムによる全国学力・学習状況調査などの大容量の通信が発生する際に、スムーズな授業進行、最適な通信ネットワーク環境の実現のために実施するものでございます。

続きまして、備品購入費なんですけども、こちらにつきましては、これは、例えば床とか天井とか壁とかに束ねられているケーブルあるじゃないですか、ＬＡＮケーブル、あれを例えば１つ、片一方挿して、その先がどこに来ているかというのを調べるような器具でございまして、これが、学校ではＬＡＮケーブルがもう非常に多く混在してしまっていて、もうどれがどれか分かりにくいような状況ですので、こういうものを買って、できる限り学校にいてるうちの事務の電算に強い職員に時間をなるべく取らせてあげたくないかなと思って、こういうものを購入したいと思って計上するものでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 最初のＩＣＴ支援業務委託料、契約の内容は分かったんですけど、もう一度確認、令和５年６月末までが３人体制で、７月以降は何人体制になったかだけ重ねてお伺いします。

そのあと残り２つが、今ＧＩＧＡスクールで整備されたネットワークの不具合、これはＷｉ－Ｆｉの接続不良と通信速度の低下、これはもうネットワークが中の構築の中で必ず起こる問題で、それが現状、学校のＩＣＴの授業でどれぐらい影響が出ているかだけ教えてください。最終的には機器のほうのどういう調査機器かというのは分かりましたので、あと、これだけお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

すいません、ちょっと漏れておりました。令和５年の７月から１名体制でさせていただいているところでございます。

そして、学校で起こっているネットワークの現状なんですけども、先日、文部科学省のＣＢＴシステムというのを実験的に行いまして、一斉に子どもたちが動画を見るという問題があったんです。やっぱりそのときに、やっぱり一部の学校で、どうしても全員が動画を見ているわけやから、アクセスが集中してつながりにくくなったという現象がございました。そういう問題も含めて、どういう改善策があるのかというのをこの委託事業によって問題を洗い出ししたいなと考えておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 人員のほうは１人になったということで、分かりました。それから、要は動画、高速大容量のデータを閲覧するに当たって、特に最近ではもうクラウドのやつのデータを見に行くというのがほとんどですので、その辺でちょっと影響が出ているということですね。分かりま

した。何がいいかというところですけども、改善のキャパシティが大きくなった、今度、動画の質がまたアップする可能性もあるのでいちごっこなんですよ。その辺り結構余裕を持った見方で、対策をお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。まず、149ページ、学校管理事業の12節委託料、学校施設ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業委託料１億4,381万4,000円、これの内容についてお聞かせください。

２点目が159ページ、中学校教育振興事業の17節備品購入費で教材備品購入費1,000万円、これの内容についてお聞かせください。

３点目、167ページ、文化財保護事業、18節負担金補助及び交付金の文化財保存事業助成金1,281万1,000円、これの内容について聞かせてください。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

まず、１点目のお問合せの分で、学校施設ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業の分についての回答をさせていただきます。

この内容につきましては、ＥＳＣＯ事業によりまして、学校施設、５小学校、２中学校、４幼稚園の照明設備を全てＬＥＤ化する事業で行うものでございます。今年度はそのイニシャルになる導入コスト分を計上させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いいたします。

この増額となっている理由といたしましては、市立中学校２校に部活動で使用している老朽化した備品等を更改するものであります。現在中学校の部活動で使用している部品につきましては、毎年少しずつ買換え等を行っているものの予算に限りがあることから、全体的にやはりかなり老朽化が見られております。また、特に吹奏楽部、先ほどもちょっとお話のあった吹奏楽部で使用している楽器につきましては、１つずつの金額がやっぱり非常に高額であることから、老朽化がやっぱりかなり進んでおるという状況でございます。吹奏楽部につきましては、市民体育祭や菜の花まつりなどのイベントにも参加しておりまして、演奏を見られた市長より、ちょっと古い楽器とか、その他部活動で使用している老朽化した備品を調べるよう指示がありました。これを受けまして、両中学校に対して、全ての部活動で使用している老朽化している備品を一旦調査させていただきまして、やはり買換えが必要であるということの要望のあった備品を今回予算計上したものでございます。内容といたしましては、楽器で800万円程度、あとその他部活動の備品で150万円程度、それ以外の教材等の備品が50万円程度で、合計で1,000万円となっているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館、神庭でございます。

文化財保存事業でございますけども、国、県、市の指定されております文化財の保存、それから修理、そういったものに対する事業に対する補助金を交付しているものでございます。内容としましては、各文化財の保存修理、それから文化財に取り付けられております防災施設の修理、それから、そういった防災施設の保守点検、あるいは環境整備費、これは剪定等、そういったもので合計1,281万1,000円を令和6年度計上しておるものでございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。E S C O事業なんですけど、これもう少し詳細に設置工事いつぐらいされるのかとか、どの程度まで、例えば今日も小学校の卒業式に行かせていただいたんですけども、体育館も非常に暗いなあというのがちょっと印象的だったんです。どこまでの範囲、やられるのかということも含めてもう少し詳細に教えていただけますか。

2点目が教材備品購入費に関しましては、理解いたしました。ただ、これ一気にやるんですか。ある程度、計画的にちょっとちょっと入れていくとかというほうが、また一気に全部、入れ替えないといけないとかというようなところはちょっと懸念したりするんです。これも、もちろんもう部活動で使うやつ、僕もやってあげたらいいなというふうに思うんですけども、一気にやって大丈夫なのかなという、その時期的なところ、計画的なところでやられているのかどうかということだけでもう一回確認させてください。

3点目の指定文化財の補修、保存修理に関することに関しては理解いたしました。これ最後に、昨年から比べて倍増しとるので、なぜそういうふうになったのかということだけ教えていただけますか。

以上3点、またお願いします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

E S C O事業による学校施設の照明設備のLED化でございますが、これにつきましては、基本的に直近で工事等で天井等をいろう等で、照明設備を変える施設以外の部分につきましては、もう全ての照明設備をLED化したいと考えております。この時期でございますが、一応予定では、7月頃からかかりまして、9月末までには全ての施設で完了する予定で、ご心配いただいております体育館のほうのアリーナの照明に関しましても、照明設備全てLED化にする予定としております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

計画的にしているかどうかという点につきましてなんですけども、毎年やはり非常に備品が、なかなか予算要求、全体的な予算もありますので、1個1個のものも高いということなので、本来は計画的に買うべきではあるかと思うんですけども、現在はやっぱりかなり遅れておりまして、本当にもう楽器についてももう修繕、修繕という形で非常に古い楽器を使

っていただいているような印象であります。学校のほうからでありますとか、保護者等からもやっぱりこういうの買い換えてほしいというような声も大きく聞かれまして、今回このような形で、市長からたまたまこういうお声がけいただいたことで、チャンスって言ったら変な言い方になるかもしれないんですけども、今がいいときかなということで思い切って計上させていただいたところでございます。ありがとうございます。

藤井本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館、神庭でございます。

まず、令和5年度中に2件事業が完了しまして、この分、約160万円ほどが今年度で終了いたします。代わりに、令和の6年度から新たに3件の保存修理事業が起きまして、これが387万3,000円の増額、純粋に増額になっております。また、文化財保存修理は単年度で終わるものは少なく、4か年5か年という形でやっておるものなんですけども、この継続して行っております事業のうち、令和5年度に比べて令和6年度で大きく増額する事業がございます。こういったことで、令和5年度、664万4,000円に対して、約倍の増額になっているところでございます。

藤井本委員長 じゃ、次、関連。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で確認だけしておきます。ESCO事業の件なんですけれども、先ほどイニシャルコストについては、今回はこれイニシャルコストだというふうに聞きましたけれども、これでざっくりと例えばこれをLED化することによって、ランニングコスト等、どれぐらい下がるのかとか、それから、CO₂をどれぐらい削減するかとかいうような試算がもしされているようであれば、お聞かせ願いたい、もしされているようであればということで結構です。

それからあと、中学校の教材備品購入費で1,000万円の件なんですけど、これは、財源は一般財源ということで間違いないか、財源は何かということだけ確認させてもらえたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

今実際する内容につきましては、今、設計調査中でございます。まず、我々が計画した時点でのCO₂の排出量の削減効果につきましては、一応二酸化炭素のほうの排出が102トン、年間、これが削減できるというふうに考えております。また、電気料金のほうに関しましては、大体学校施設全体で使っております電気使用量の約28%程度、削減効果があるものと、今のところ考えておりますので、かなり効果の出るものかなと期待しているところです。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。

この教材備品につきましては財源ということですが、一般財源を予定しております。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。結構電気代も減るということですし、それからあと、102トンということで、効果があるということで承知しました。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 もう僕からは2点お願いします。153ページ、8款2項1目学校管理費、小学校管理事業の工事請負費3,024万5,000円なんです。これ概要書で言うたら53ページになると思います。ここの(6)番のほうに、工事請負費のほうをそれぞれ書いていただいておりますけども、まず、この工事請負費の忍海小学校の擁壁工事の内容を教えてくださいということと、②番の忍海小学校擁壁工事の内容、③番の新庄小学校南中棟というんですか、屋上防水改修工事、これについては、令和5年度にやられたこの上の(2)の予算の概要書の新庄小学校管理棟と屋内運動場の長寿命化改修工事の設計に対してのものなのか、工事なのかというところをちょっと聞きたいというところですね。それに対してのこれ工事、新庄小学校の南中棟屋上防水改修工事の設計の管理委託というのは、今回上がっていないんですけども、それも併せて教えてくださいということと、概要書のほうであと1つかせていただきますけど、60ページなんですけど、保健体育費の中で、3番、スポーツ振興助成金事業の中の(2)各種スポーツ大会等助成金、これ令和5年度予算469万9,000円、令和4年度も469万9,000円やったんですけど、この令和6年度に増額されている理由を教えてくださいと思います。以上2点です。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目にお問合せの忍海小学校の工事請負費に関する分になります。

この内容につきましては、忍海小学校の東側の東門から幼稚園の敷地手前までの学校敷地と市道間の擁壁で、延長は約30メートルあります。擁壁自体の高さは70センチメートル程度で、上部に高さ1メートル80センチメートルのフェンスがございます。全体的に劣化が進んでおり、クラックや傾きが確認されたことから、災害時に避難所となる体育館への進入路にもなりますので、早期に改修するものです。

それと、新庄小学校南中棟の屋上防水改修工事の分でございます。これにつきましては、先ほどの概要書53ページでおっしゃられました(2)番の令和5年度に実施しております新庄小学校管理棟屋内運動場長寿命化改修工事の設計委託のこの内容とは異なるものでございまして、こちらにつきましては、昨年末に屋上の防水シートにめくれや敗れが確認されたために改修を行うものでございます。こちらにつきましては、管財課のほうにおります建築の技術職員の手を借りまして設計のほうを行っておりまして、工事の管理に関しましても、その助けを得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。ただいまの質問に対して回答させていただきます。

こちらにつきましては、各スポーツ大会の助成金ということで、体育協会等が主催するスポーツ大会等中心の助成事業でございまして、例年、この中には市民体育祭の助成金も含まれておりまして、その市民体育祭のほうは、昨年度までは267万円の予算でございましたが、こちらにつきましては約33万円の増額をさせていただいたことによりまして、その部分の増額となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 忍海小学校、もうそしたら内容もう分かりました。新庄小学校のほうも内容を理解しました。これ新庄小学校の管理棟と屋内運動場の長寿命化改修工事については、令和5年度の今回予算計上で工事のほうはされなかったというのは、それやっぱりまだ予算との都合もあったと思うんですけど、この辺については、いつぐらいに工事の予定をされるというところを聞かせていただきたいなと思います。

各スポーツ大会助成金のほうはもうそれで分かりました。了解しました。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

新庄小学校の設計の分につきましては、今現在、能登半島地震もありまして、また、大阪万博の準備等によりまして、事業者の確保も難しい状況と考えておりますので、次年度以降で予算化したいと考えております。一応令和7年度には計上させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 先ほど梨本委員からも、僕も今日、体育館で卒業式のほうに行っていたんですけど、やっぱりそれに合わせた形でできたら一番よかったのかなと思うんですね。事情はしゃあないと思うんですけど、これまた1年間たったら、これ積算でまた単価の見直しもちゃんとしたいとかんとあかんと思うので、その辺は令和7年度のときにも出されるときにも注意していただきたいなと思うところでございます。

藤井本委員長 7時が経過いたしました。ほかにないですか。

奥本委員。

奥本委員 お願いしますね。まずは、155ページ、8款2項2目教育振興費の10節需用費の消耗品費、これ概要の53ページに行くと、教員用教科書指導書の4年ごとの採択ということになっているんですけども、450万円ぐらいが減額になっているこの理由をお聞かせください。

それから、そのページの一番下、備品購入費、これ小学校教育振興事業の備品購入費、教材備品購入費とありますけども、これは内容何かをお願いします。

最後3点目、168ページ、8款教育費5項社会教育費の目でいうと公民館費の公民館分館運営事業の18節公民館分館等施設整備事業補助金、これが令和5年度が80万円に対して、令

和6年度が900万円に増えているこの理由と中身をお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。

まず155ページ、需用費の消耗品費なんですけども、増額されている理由でよかったですかね。減額ですか。増額ですよ。これにつきましては、教科書の改訂の分でございます、令和6年度から使用する教科書が改訂になります。それに伴いまして、教員の指導書及び教員用の教科書を購入するものでございます。

小学校の教材備品につきましては、体育用品、ストップウォッチ、ハードル、跳び箱ですとか、また音楽のオルガン、キーボード、その他、理科で検流計や顕微鏡、その他保健器で血圧計などを買うものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 公民館、葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

公民館分館の整備事業についてでございますが、まず、公民館分館を整備する際に葛城市生涯学習事業補助金交付要綱に定める地域分館に対しまして、補助するものでございます。毎年11月ぐらいに各区長に対しまして、本事業にて対応の要望を確認して、翌年度予算にて計上させていただいております。令和5年度につきましては、申請の数が15大字、19分館、27件でございました。令和6年度につきましては、20大字、23分館、30件でございます。当初の要望額が、令和5年度に比べまして令和6年度が約100万円ぐらい上がっておりますので、予算要求額も100万円上がっております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

まず、教科書の話なんですけども、これ教師用の教科書というのは電子教科書に移行したって聞いていたんですけども、これ増額になるんですか。電子教科書になったとしても、紙のやつは必要だという意味なんですかね。そこを重ねてお願いします。

それから備品購入費、もろもろ学校教材というか学校備品というのが分かりましたけども、これ、年によってやっぱり違うんですか、この辺は。増減結構あるような気がするんですけども。たまたまこの年度に対して、耐用年数が過ぎたとか、壊れたとかが多かったという理解でいいのかどうかだけお願いします。

それから公民館のところなんですけども、申請数が多かったということです。これ上限とか特に定められてないんですか。今年度の予算に対して。ほんなら申請し放題ということになるんですか、これは。お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

まず、教員の教科書なんですけども、デジタル教科書もちろん購入しますし、紙の教科

書も購入します。それに伴いまして、指導書、いわゆる教師が使う赤本みたいなものについては、非常にやはり値段が高くなっており、今回この金額となっているものであります。

それと、教材備品につきましては、やはり学校からこれ要望していただいておりますので、学校によってたまたま管理の運営事業のほうで備品が多い年ですとか、今年は教材備品を充填しようというのは、各学校で検討して予算要求していただいているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課の葛本でございます。お願いいたします。

交付補助金の対象になります内容が要綱で定められておりまして、まず修繕に関しましては制限はございません。あと備品は購入の品目が決まっていますので、何でもありと言われれば、修繕については当然制限がありませんので対象にはなりますが、ただ、半分は各それぞれの地元で負担する必要がありますので、何でもかんでもされるということはないものと、こちらのほうでは判断しております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 了解いたしました。

まず、教科書に関しては、電子教科書化したけども、結局、経費的には高くついてしまうということですよね。それと、今の指導書が非常に高くなっているということですよね。分かりました。

備品のほうも分かりました。もう各学校のほうで年によってやっぱり必要なやつが変わってくるということです。

公民館のほうも補助金の要綱に定められているということは理解したんですけども、これもだからたまたまそれ重なってしまったときに、ぼっと膨れ上がってすごい金額になったり、逆の場合もあると思うんですけども、その辺ある程度の、今年度はちょっとこれを待ってほしいとかいうようなことは言えないんですよね。要綱に定められている以上は、申請があったら、要綱に合致する以上は全部支払わないといけないという理解ですか。それだけお願いします。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

柴田委員。

柴田委員 151ページの8款1項2目12節の、私、吉村副委員長と同じで、図書を必ず聞くので、私も必ず英語教育は聞きたいなと思っています。英語教育講師派遣委託事業ですが、これで民間の派遣会社に委託されているというふうに理解しているんですけども、派遣されたALTの先生の学校での業務内容を教えていただきたいのと、ALTの先生の雇用形態というか、学校での雇用形態というんですか、それをちょっと教えていただきたいんですけど。どういう立場なのかということなんですけど、お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いします。

まず、学校での業務内容ということなんですけども、一応英語の教員のT2のようなイメージで、例えば発音するときはネイティブの発音をしていただいたりですとか、また、時には授業を進んでしていただいたり、あとは授業以外でも、例えば休み時間とか、そういったときにも交流していただいているような、幅広く外国人と接するという事で関わらせていただいております。

この雇用形態というのについては、基本的にはうちの市から委託業者に、例えば4名派遣してくださいということで、就業時間、例えば学校ごとに何時から何時というのを決めさせていただいて、この時間、この学校に来てくださいという契約内容ですので、基本的にはうちと外国人が雇用契約を結んでいるというわけではございません。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 私、ALTの、前も質問させていただいたときに、授業以外で、例えば部活動に関わるとか、いろんなことが結構制限されているイメージがあるんですね。それすごくもったいないなと単純に思っていたんですけども、私がたどり着いたのが、ALTに関しては3種類の雇用形態があるというふうに理解しておりまして、1つは今、市がやっている民間の派遣会社からのALTの派遣で、もう一つがJETプログラムといって、国が主導している外国の方で日本に来て英語を教えたりとか、国際交流に携わりたいという青年を募集して厳しい試験して、こっちに連れてくるというJETプログラムのALTと、自治体自体が直接雇用する場合と3種類があると思うんですけど、今されている民間委託の雇用の場合、私としては問題というか、もっと英語教育を深くやっていただきたいという希望を込めて言うんですけども、やっぱり先ほどおっしゃったように、市とALTに直接雇用の契約がないということで、多分もう決められたこと以外のことは、直接指示したりとか、命令したりすることができないというふうになっていると思うんですけど、そこで、JETプログラム、または直接雇用の場合は、会計年度任用職員として扱われるということで、そうなると、もっと活躍してくださる場がもっと広がるんですね。授業以外でももちろん関わることができるし、会計年度任用職員なので、学校以外の地域の行事とか地域活動にさえも、英語を生かしたいいろんなことをしていただけるというふうに、幅広く活躍してくださる場が広がるということなんですけども、また、多分費用的にも、そちらのほうがいいのではないかと私は思っているんですけど、欠点と言えば、多分雇用したら3年で、その人がすごくよければ5年、最高は5年までで、それで帰っていただかなければいけないというのはあるんですが、英語教育を、私が思うのに、小学校とかでよく聞くのが、すごく小さいときから英語を学んでいる子と、小学校で初めて英語に触れる子って物すごい差ができていくという中で、もし授業外でそういったALTの方と触れる機会をもっと増やすと、その差も縮まるのではないかとこのように考えています。やっぱりもっともっと英語に触れていただきたいという意味では、今の民間の派遣ではなく、JETプログラムとか、直接雇用というのはちょっとハードルは高いと思うんですけど、JETプログラムで来ていただいた方を直接雇用することもできる

ので、そこをちょっと考えていただきたいというか、考えられたことはあるのかということをお聞きしたいのと、あと何か聞こうかなと思ったんですけど、取りあえずそれを考えてくださったことがあるのかなということを聞きたいと思います。それを知ってらっしゃったのかということと、それを検討されたこともあるのかということをお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしくお願いいたします。

この今、予算計上させていただく小・中学校の英語教育の派遣講師委託につきましては、令和5年の9月議会で債務負担行為として認めていただきました。それを計上するときには、当然JETプログラム、また直接雇用があるというのは存じ上げておりますので、検討はしたんですけども、やはりこのJETプログラムは、例えばですと、住むところを面倒見てあげないけなかったりですとか、例えば引っ越しをするに際しても、やっぱり手伝ったりしなければいけないですとか、そういったかなりのうち以外の業務で増えることが想定されましたし、費用については、もちろん安いというのは認識しておったんですけども、やはり民間の派遣会社に委託するほうが、しっかり英語教育もされているという点もありますし、当然ALTの個々の授業とかも1つ1つ見ていただいて、駄目な場合は直接会社から指導するということも可能ということも聞いていましたので、今回は民間の派遣ということで決定させていただきました。いろんな面を考慮した結果であります。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 いろいろ雇用する場合はいろんなお世話しないといけないということなんですけど、市はもう既に経験していますよね。国際交流員の方がいらっしゃったときに、家も用意したりとか、いろんなことをお世話していらっしゃったはずなので、もう経験済みだと思うので、その辺りは全然ハードル高くないんじゃないかなと私は思っているんですけども。それと、授業は多分ALTの方、一生懸命やってくださっていると思うんですけど、私が言いたいのは、もっと範囲を広げてほしいということなんです。もうやっぱり請負契約で、もうすごく制限された中で授業をされているので、そこをもうちょっと広く、英語苦手な子にも手が届くような、そういうことをやっていただきたい。プラス、地域にも貢献していただけるような人材を確保していただきたいということを言いたかったです。

以上です。

藤井本委員長 要望ありましたので、要望としてよろしくお願いいたします。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 2つだけ簡単をお願いします。

1つ申し訳ないんですけど、スクールロイヤーの制度、1件だけ確かめたいんですが、これは、先生方が主に利用される、場合によってはお子さんとか保護者も利用できる、あるいは講演のような形もできる、どんな形になるのかそこだけ確認です。これ、1つだけ。

もう一つ、歴史博物館関係のことで1件お伺いします。具体的にということじゃないんで

すけども、8款5項8目の歴史博物館費の中で、市制20周年に当たる年です。何か企画とか、20周年ということで何か記念の企画とかを考えておられるのかどうか、これだけお伺いします。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

まず、スクールロイヤーの件に関しましては、あくまで学校及び学校教員ということで限定させていただいております。あと、講演については、契約内容にそういうのもできるというのも聞いておりますので、その辺りについては、予算の範囲内で検討したいなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館、神庭でございます。

20周年という記念すべき年でございます。歴史博物館で開催する企画展ですとか、あるいは特別展、そういったものに、そういった冠、あるいはロゴマーク等をつけて、20周年のほうの啓発もしながら、各展示会等を実施していく予定となっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。歴史博物館のほうについて、もう一回、もう1問お願いしたいんですが、20周年という区切りになりました。市制誕生してですね。いわゆる市史編さんということが将来的に出てきた場合に、やはりそういう資料をやっぱり蓄積をしていかなければならないと思うんですけれども、それは新庄町史、當麻町史とございますけれども、そういう意味では地域の歴史を掘り起こし、保存し、それを形にしていくという意味で、どういうふうに、これ20年区切りになっていますけども、この市史編さん等の考え方からどのような見解を持っておられるのか、歴史博物館としてどう考えておられるのか、少しお考えをお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館、神庭でございます。

市史編さんに向けての、博物館としての今後どういうふうに考えていくのかというご質問だというふうに理解をしました。

まずは日々の業務の中で、例えば委員かつてよりご心配されていた古い文書類の散逸が増えているというようなこと、これにつきましては、これまでも、例えば家を壊すよとかという情報が私どもの耳に入りましたら、お邪魔をさせていただいて、そちらで当館で保管すべき資料がないかの確認をさせていただくというようなこと、これは従来からやっていることでございますけども、こちらについてもより積極的に情報収集に当たって、そういった対応をしてまいりたいと思います。それから、まだ本決まりというふうには聞いておりませんが、文書類につきましては、奈良県のほうが悉皆調査を行うというようなことも聞き及

んでおります。そういった機会に、歴史博物館としましても積極的に関与をいたしまして、その動きに併せて市内の様々な資料を収集し、また、保管していくというようなことに生かし、それらのこれをまた調査研究しなければいけないんですけれども、その成果をもって将来、市史を編さんするというような話になりましたら、その成果を生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 他市でも、この市史編さんについては、それなりにきちっと取り組んでおられるところがございます。だから葛城市においても歴史博物館があり、学芸員の方も今3名というふうになりましたから、これについては、やっぱり他市の状況も見ながら、やはり私はそういうことをちょっと期待をしておりますので、今でも十分いろんな企画をされて、講座も持たれて、大勢の方非常に楽しんでおられて、それはそれとして感謝しておりますので、どういう業務としてこの市史編さんの業務を位置づけるか、一度検討していただけたらと思います。

藤井本委員長 ほか、ないですか。

梨本委員。

梨本委員 もう時間押していますので簡単に。184ページ、体力づくりセンター管理事業の13節使用料及び賃借料の設備賃借料102万9,000円、これの内容について聞かせてください。その下、21節の補償補てん及び賠償金ということで、体力センターづくり運営補てん金、これ昨年までより1,000万円弱増加していますので、その増額理由について聞かせてください。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本です。

ただいまの梨本委員の質問でございますが、賃借料につきましては、こちら、今、体力づくりセンターのウェルネス新庄で活用いただいていますランニングマシンとか、バイクが古くなってきて、修理もできない部分も出てきておりますので、その入替えのリースということで計上させていただいております。

そしてもう1点の、体力づくりセンターの運営補てん金の3,930万円でございますが、こちら、今年度で来年度以降の指定管理者の更新ということで、指定のほうを12月議会でしていただいたところでございますが、その中で、その指定申請に当たりまして、収支計画書等の提出をいただいた中で、コロナ禍でやはり収入も落ちてきた中で、それをカバーする中で収入の増加額も踏まえてやってきていただいた中で、改めて今回の収支計画では、それ以外にも、今度は経費の部分で支出の部分で、人件費並びに光熱水費等の増加も踏まえた中で、収支計画をなされる中で、今までの運営補てん金ではちょっと厳しいということで、収支計画の中で3,930万円の増額での計画を出された中で、これに関しましては、選定に当たりました選考委員会でも、この収支の中身等についても2度にわたりご議論いただいた中で、最終的にはこの計画について照査していただいた中で、今回の予算計上となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 設備賃借料に関しては、これは新しいものに入れ替えるんですね。これ何か更新って書いてあるし、新規というか、新規やし更新するし、どっちなんやろうと思っていたんですけども、新しいものを入れ替えて、そのリース契約をするということでよろしいんですね。承知しました。

運営補てん金に関しまして、これもう指定管理料ということで委員会のほうでも議論していますので、内容理解いたしました。ただ、ほかのを見ていると、光熱水費、結構昨年と比べて減額されているんですよ。これ5年間ですよ。実際に、そのときの当時の計画と、今の現状との比較とかしたときに、このままの運営補てん金が適正なのかというところの確認は、私必要やと思うんです。その点、契約はもうまいていることやと思いますので、ただ協議事項の中で、そういう事項もあれば再度確認して、できるだけそういったものも圧縮できる方向で、また検討もしていただければなというふうに思いますので、これはもう要望だけよろしくお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと関連なんですけど、これ指定管理料ですよ。これは体力づくりセンターの運営補てん金とかいうふうな形になっていますが、これ指定管理料じゃないんですか。全く別ですか。これだけお聞きしようと思っているんです。ずっと従来こういうふうになっているんですけども、これ科目に予算科目として適切なのかどうかということ、今日財政の方も、今いらっしゃらないけれども、これ指定管理者制度のガイドラインが葛城市にないから、非常に記載もまちまちになっているので、これは統一してもらったほうがいいと思うんですけど、これ、全く別なような感じがするんですよ。指定管理料やったら委託料の中に、科目としては節の中に入りますからね。これはどうなのかお聞きしたいんです。指定管理料、全く同じだったら不適切なので、今、話題に出ましたので、確認だけお願いしておきます。今、無理だったら無理で結構ですので、財政課のほうとも調整していただいととは思いますが。

藤井本委員長 科目、お答えください。

竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員の質問でございますが、あくまで運営、経営に対しての補てん金ということで、設立以来からそういう形で科目、予算計上させていただいているものです。その辺りの指定管理料に関しては今後確認させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 副市長、これ、今の質問だけでも、ほかは指定管理料やということですよ。検討するということやけども、ほな、そこだけではないから、全体として。

東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ここでは運営補てん金というふうな形で掲載しております。財政当局、今ちょっと席を外しておりますので、確認させていただいて、正しい方向でまた対応したいと思っております。以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、8款教育費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明後日、あさって21日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日はご苦労さまでした。

延 会 午後7時32分